

平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
(放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究)

～放課後児童クラブの自己チェックリストと
今後の第三者評価の方向性に関する論点整理～

<報告書>

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」報告書概要

「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」では、放課後児童クラブの自己チェックリストを作成し、併せて、放課後児童クラブにおける今後の第三者評価の方向性に関する論点整理をおこなった。

1. 実施体制

【委員名簿（敬称略）】

氏名	所属	委員会	WG
秋元 紀子	文京区教育委員会 教育推進部児童青少年課 目白台地区館長 兼 大塚児童館 児童館担当	○	
岡田 賢宏	一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者 連絡会 理事	○	
尾木 まり（★）	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域 研究所 所長	○	○
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長	○	○
（オブザーバー） 佐藤 晃子	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官		

※五十音順、★は座長

【事務局】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部
経済政策部 横山 重宏、田口 壮輔
公共経営・地域政策部 喜多下 悠貴、渡邊 倫

2. 事業の実施内容及び調査結果

（1）市町村向け、及び放課後児童クラブ運営事業者向けアンケート調査

放課後児童クラブで行われている自己評価及び第三者評価、市区町村による評価の実態について把握することを目的に、市区町村、及び放課後児童クラブ運営事業者へのアンケート調査を実施した。

<市区町村向け調査>

- ・調査対象：全市区町村（1,741自治体）、回収率 63.2%
- ・調査時期：平成30年11月～12月
- ・主な調査項目：自治体による評価の現状と課題・方向性 等

<運営事業者向け調査>

- ・ 調査対象：放課後児童クラブ運営事業者（9,190 団体）、回収率 48.7%※
 ※回答運営事業者の平均クラブ数と全国のクラブ数の調整後
- ・ 調査時期：平成 30 年 11 月～12 月
- ・ 主な調査項目：運営事業者による自己評価、第三者評価の現状と課題・方向性 等

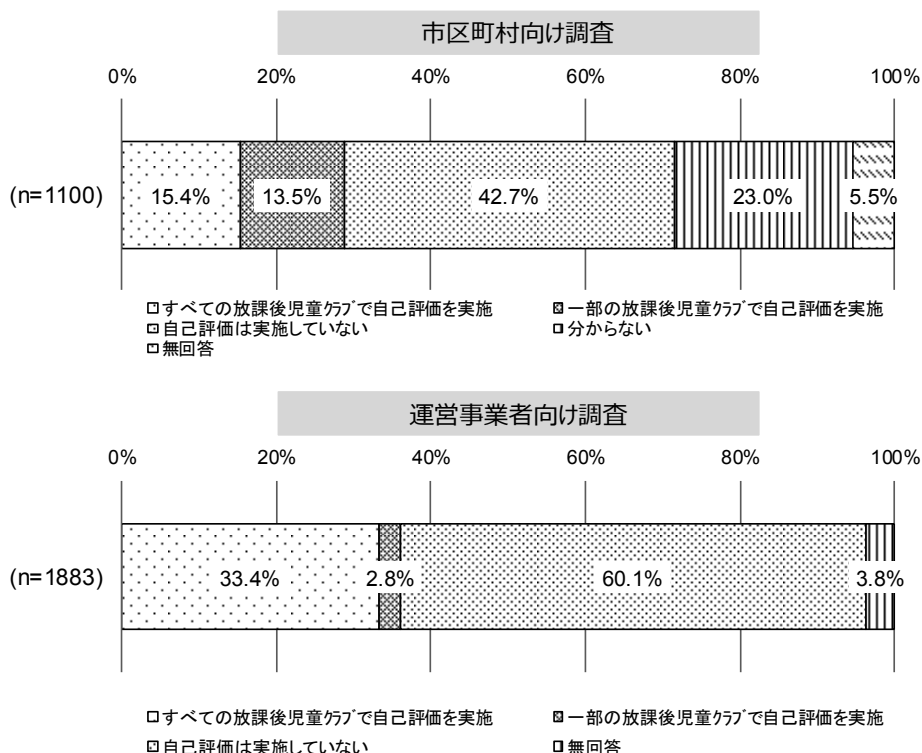
【調査結果】

運営事業者による自己評価について

実施状況

- 運営事業者による自己評価の実施状況は、市区町村向け調査で 28.9%、運営事業者向け調査で 36.2%が「実施している」（選択肢「すべての放課後児童クラブで自己評価を実施」「一部の放課後児童クラブで自己評価を実施」のいずれかを回答した割合）となっている。
- 放課後児童クラブ運営指針との関係については、自己評価の評価項目が「国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている」が 48.8%となっている。「市区町村独自の基準・運営指針に沿っている」と回答する割合が 57.6%で最も高い状況である。

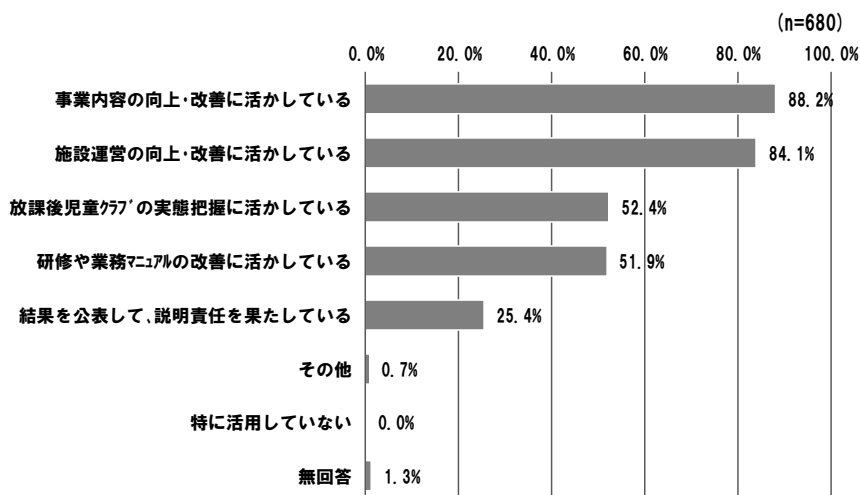
運営事業者による自己評価の実施状況（単数回答）



評価結果の活用状況

○運営事業者向け調査において、「事業内容の向上・改善に活かしている」が88.2%で最も回答割合が高く、「施設運営の向上・改善に活かしている」が84.1%で続いている。その他、「放課後児童クラブの実態把握に活かしている」(52.4%)、「研修や業務マニュアルの改善に活かしている」(51.9%)と回答する割合が過半数を超えている。自己評価結果を活用して、今後の事業内容や施設運営の質の向上に役立てていることがうかがえる。

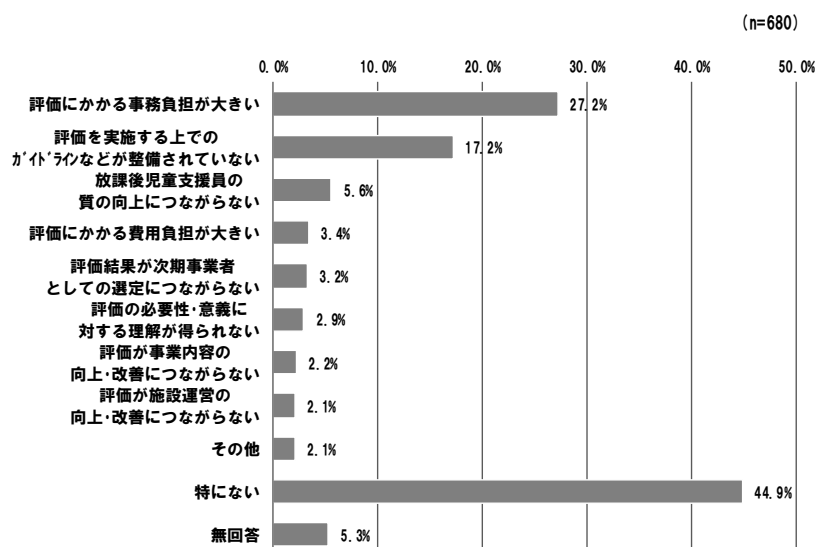
評価結果の活用方法（運営事業者向け調査：複数回答、n=680）



評価を実施する上での課題

○「評価にかかる事務負担が大きい」が27.2%で最も回答割合が高く、「評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない」(17.2%)、「放課後児童支援員の質の向上につながらない」(5.6%)が続いている。

評価を実施する上で直面している課題（運営事業者向け調査：複数回答）

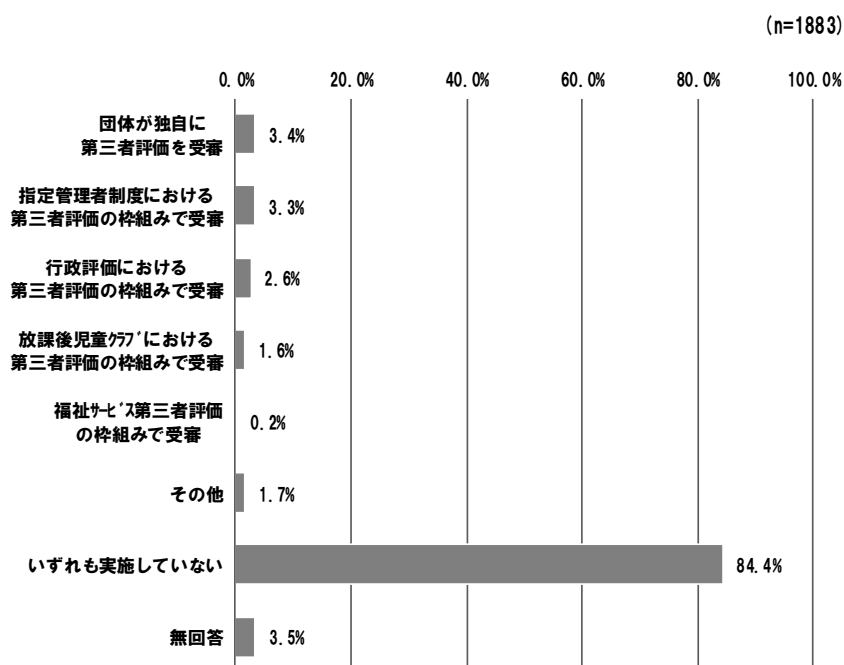


②第三者評価について

実施状況

- 第三者評価を実施している割合は 1 割程度であり、そのうち行政評価や指定管理者制度における第三者評価を除くと、その割合はより小さくなる。運営事業者向け調査では、「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」している割合は 1.6%であり、「放課後児童クラブが独自に第三者評価を実施」している割合が 3.4%である。
- 今後放課後児童クラブに第三者評価を導入することを検討する際の論点として、福祉サービス第三者評価の枠組みを基礎として導入することが考え得るが、現時点で「福祉サービス第三者評価の枠組みで実施」している割合は運営事業者向け調査で 0.2%である。

第三者評価の実施状況（運営事業者向け調査：複数回答）



(2) 評価の実施者、受審者調査（ヒアリング調査）

放課後児童クラブの評価に関する実態及び論点把握を目的として、自治体による直接評価または第三者評価の実施者、及び、評価の受審者に対するヒアリング調査を実施した。

- ・調査対象：自治体による直接評価の実施（3自治体）
第三者評価実施の実施（4自治体、1団体）
- ・調査時期：平成 30 年 9 月～平成 30 年 12 月
- ・主な調査項目：評価の方法、成果、課題 等

【調査結果】

- 地域の実情や背景に応じて、独自の評価基準等を設けて評価を実施している実態が確認できた。その一方で、第三者評価における放課後児童クラブの評価基準等がない中で、福祉サービス第三者評価における児童館や保育所といった子ども向けの施設・サービスの評価基準が参照されている例が複数見られ、放課後児童クラブ独自の評価基準作成に対するニーズも確認できた。
- 第三者評価の受審については、特に受審の促進方策の検討が課題であるとの認識が示された。

(3) 有識者調査（ヒアリング調査）

放課後児童クラブの自己評価及び第三者評価のあり方について意見を聴取することを目的として、有識者に対するヒアリング調査を実施した。

- ・調査対象：放課後児童クラブや他の児童福祉施設の自己評価及び第三者評価のあり方に関して知見のある有識者（3名）
- ・調査時期：平成30年12月～平成31年1月
- ・主な調査項目：放課後児童クラブ第三者評価のあり方 等

【調査結果】

- 有識者へのヒアリング結果からは、放課後児童クラブの第三者評価のあり方については、既に他の施設・福祉サービスにおいて導入されている共通の枠組みである福祉サービス第三者評価の枠組みを基礎として検討していくことが現実的であるとの示唆が得られた。
- その際、まずは放課後児童クラブ運営指針と、評価項目の関係性を明確に整理しておくことが求められるとの意見が共通で得られた。
- 第三者評価の実施によって、運営指針を普及・浸透させていくことが必要との示唆が得られた。

(4) 関連制度等の文献調査

放課後児童クラブにおける自己評価及び第三者評価の在り方について検討する上での参考情報とすることを目的として文献調査を実施した。

- ・調査対象：関連文献
- ・調査時期：平成30年7月～平成31年1月
- ・主な調査項目：福祉サービス第三者評価事業の概要、変遷、評価ツール 等

【調査結果】

放課後児童クラブにおける自己評価（自己チェック）や第三者評価を検討する上で、特に参考とすべき点として以下があげられる。

■第三者評価基準の構成等

福祉サービス第三者評価事業の評価基準は、共通評価基準と内容評価基準の二部構成となっており、運営体制等を対象とする共通評価基準は、施設に関わらず共通で設定されている。

■運営指針と評価基準の整合

福祉サービス第三者評価事業の対象となっている施設では、第三者評価基準と運営指針等が必ずしも明確に対応づけられているというわけではない。しかし、児童養護施設では、運営指針と第三者評価基準の検討時期が近かったという事情もあるが、これらが整合的に作成されており、対応関係がある。

■評価の考え方

福祉サービス第三者評価基準の評価基準では、評価項目や水準が設定されるだけでなく、評価の着眼点、評価基準の考え方、評価の留意点等が併せて整理されている。そのため、単に評価基準と照らしてそれを満たすことができているかを機械的に判断するだけでなく、評価基準の趣旨等を理解した上で、評価することが可能となっている。

3. 分析・考察

(1) 調査結果を踏まえた自己評価・第三者評価の方向性

①自己評価の推進・浸透に向けた自己チェックリストの活用

- 放課後児童クラブの自己評価については、前述の通り約3分の1の運営事業者が実施するに至っているものの、まだ十分とはいえない状況にある。放課後児童クラブの質の向上を目指した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備及び運営に関する基準」と言う。）、「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」と言う。）の策定を踏まえ、自己評価への取り組みの浸透を引き続き進めることが基本になる。
- 自己評価の結果が今後の事業運営、施設運営の内容の向上・改善に役立つ強力なツールとなる。運営事業者にとっては、放課後児童クラブとしての理念や目的が実践できているかを確認し、その実現を進める手法になり得る。さらに、自己評価結果の公表等を通じて、放課後児童クラブの運営内容に対する利用者の理解を進め、事業運営に参加してもらう機会にもなりうる。
- 自己評価の実施促進に向けて、設備及び運営に関する基準、運営指針の内容の要点を押さえつつ、運営事業者等が自己評価に活用できるツールが必要と考えられる。
- こうした現状を踏まえて、本調査研究では、自己チェックリストを作成した。

②第三者評価の方向性

- 現時点では第三者評価を導入している放課後児童クラブは極めて限定的であることが確認されており、放課後児童クラブの第三者評価の実施はこれからというのが現状で

ある。現在、放課後児童クラブに関して自己評価は努力義務となっているが、第三者評価に関する規定はない。放課後児童クラブについて、第三者評価を推奨していく仕組みの構築が必要となっている。

- こうした現状の中で、放課後児童クラブでは、すでにある福祉サービス第三者評価の枠組みを利用することが実行可能かつ有効だと考えられる。福祉サービス第三者評価の枠組みは、既に保育所や社会的養護関係施設などで取り入れられている実績がある。また、他の福祉サービス分野での第三者評価のあり方からは、最終的に福祉サービス第三者評価の枠組みを利用するようになったことがヒアリング調査結果から把握されている。放課後児童クラブにおいても同様の枠組みを利用することが現実的と考えられる。
- こうした観点から、本調査研究では放課後児童クラブにおいて福祉サービス第三者評価の枠組みを活用する上での論点を整理した。

(2) 自己チェックリスト案

調査結果や委員会での検討等を踏まえて、自己評価（自己チェック）の考え方、自己チェックリスト、自己チェックシートを作成した。これらを作成する上での基本方針や流れは以下の通りである。なお具体的な成果物は報告書の末尾に掲載している。

① 基本方針

- 放課後児童クラブの実態を踏まえると、設備及び運営に関する基準や運営指針に基づき自己評価の浸透を引き続き進めることが重要である。
- そのため、自己評価（自己チェック）の考え方、自己チェックリスト、自己チェックシートといったツールを、設備及び運営に関する基準や運営指針に基づき作成することにした。

②作成の流れ

- まず放課後児童クラブの運営指針の項目について、全体像が分かりやすくなるよう、4部構成に再構成した。
- その上で、運営指針の項目を集約する等して、チェック項目数が多くなり過ぎず、かつ各項目の粒度が極力均一となるように、項目を調整した。
- 個々のチェック項目の内容は、分かりやすさを重視し、なるべく簡潔なものとすることにした。そして、チェック項目を補足する詳細な事項については、評価の着眼点として別途整理することにした。評価の着眼点は基本的には運営指針の該当項目を援用し、チェック項目はそれらを集約することで取りまとめた。
- 自己チェックシートについては、各チェック項目の点検結果を記入するだけでなく、気づき等の共有が重要であることを鑑み、判断結果の理由等を記入できる項目を設けることにした。

- こうした自己チェックリスト及び自己チェックシートの検討と並行して、自己評価（自己チェック）の考え方についても取りまとめた。自己チェックリストや自己チェックシートを提供するだけでは、運営事業者等が自己チェックを実施することは困難であると考え、これらの活用法や自己チェックの進め方等を整理した。

（３）放課後児童クラブにおいて福祉サービス第三者評価の枠組みを活用する際の論点

①放課後児童クラブの第三者評価の枠組みに関する論点

- 設備及び運営に関する基準、運営指針と福祉サービス第三者評価の枠組みの整合性の確保が重要となる。
- 第三者評価が放課後児童クラブの質の向上に効果を及ぼすためには、第三者評価と自己評価が評価項目・評価基準において総合的で連動していることが必要と考えられる。
- 第三者評価の受審率向上の観点からも、事前準備に係る事務量の負担のあり方は論点となる。
- 利用者調査に関しては、評価にあたっては利用者である子どもと保護者の声や考え方を聞くことは非常に重要であり必須とすべきである。子どもについては、その年齢を考慮しつつ、どのような方法で声や考えを聞き取るかが論点となる。そのほか、第三者評価実施者、自己評価を実施している運営事業者等が独自の利用者調査を行っていることが現在確認されており、そこでの項目や方法を収集整理し、広く展開することが検討課題である。
- 評価結果の公表については、質の確保・向上の観点から基本的に必須とすべきと考えられる。ただし、放課後児童クラブではどのような方針や範囲での公表とするかが論点になる。

②福祉サービス第三者評価の枠組みに沿った実施上の論点

- 第三者評価の対象は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）となる。放課後児童クラブは施設ではなく事業であり、事業における運営組織や事業の状況には大きな多様性が認められ、その多様性を認めたいうえで、どのように評価を行うかが論点となる。
- 現在は法的位置づけがないことから、その検討が必要である。またその際、第三者評価の受審を義務化すべきかが論点となる。具体的には受審率の低さへの対応としての義務化の必要性、及び、受審を任意にする場合には受審拡大の方策が論点となる。そのほか、第三者評価の実施頻度の検討にあたって、自己評価の頻度との関係が論点になる。
- 第三者評価の体制については、評価機関の認証主体が論点となる。また、評価者の確保、育成方策のあり方が論点となる。放課後児童クラブを評価する評価者の人材確保、質の確保を進めるにあたって、評価機関が実施する研修、あるいは評価調査者の自己研鑽をどう推進するかが検討課題となる。
- 第三者評価の進め方については、放課後児童クラブに受審の動機づけをもたらす評価

のあり方、放課後児童クラブの多様性に応じた評価基準の設定の必要性と、実施する場合の考え方、また、自己評価との関係性の大きく3点が論点になる。そのほか、第三者評価を普及させる点から費用の支援のあり方が論点となる。高評価を得ている放課後児童クラブへのインセンティブなども検討課題と考えられる。

以上

目次

I. 事業要旨	1
1. 事業の実施目的	1
2. 事業の実施体制	1
(1) 有識者検討会	1
(2) 事務局及び調査等の実施	2
3. 事業内容	3
(1) 市町村向け、及び放課後児童クラブ運営事業者向けアンケート調査	3
(2) 評価の実施者、受審者調査（ヒアリング調査）	3
(3) 有識者調査（ヒアリング調査）	4
(3) 関連制度等の文献調査	4
(4) 成果物の作成	4
II. 事業目的	5
III. 事業の実施内容及び調査結果	7
1. アンケート調査	7
(1) 実施概要	7
(2) 調査結果	9
(3) 小括	55
2. 評価の実施者、受審者に対するヒアリング調査	58
(1) 実施概要	58
(2) 調査結果要旨	59
(3) 小括	64
3. 有識者に対するヒアリング調査	65
(1) 実施概要	65
(2) 調査結果要旨	65
(3) 調査結果要旨（福祉サービス第三者評価制度への準拠を想定した際の意見）	67
(4) 小括	70
4. 関連制度等の文献調査	71
(1) 実施概要	71
(2) 主な調査結果	71
(3) 小括	81
IV. 分析・考察	82
1. 調査結果を踏まえた自己評価・第三者評価の方向性	82
(1) 自己評価における現状認識	82

(2) 自己評価の推進・浸透に向けた自己チェックリストの活用	82
(3) 第三者評価の方向性	83
2. 自己チェックリスト案	85
(1) 基本方針	85
(2) 作成の流れ	85
3. 放課後児童クラブにおいて福祉サービス第三者評価の枠組みを活用する際の論点	87
(1) 放課後児童クラブの第三者評価の枠組みに係る論点	87
(2) 福祉サービス第三者評価の枠組みに沿った実施上の論点	88
V. 成果の公表方法	90
VI. 放課後児童クラブ自己チェックリスト	91
1. 自己評価（自己チェック）の考え方	92
2. 自己チェックリスト	111
3. 自己チェックシート	119
VII. 参考資料	123
1. アンケート調査票	123
(1) 市区町村向け調査	123
(2) 運営事業者向け調査	127
2. 運営指針（に沿った自己チェックリスト）と福祉サービス第三者評価基準の対応	131

1. 事業要旨

1. 事業の実施目的

放課後児童クラブの質の向上を進めるに当たっては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、及び、「放課後児童クラブ運営指針」と統合的な自己評価をより多くの放課後児童クラブが実施することが非常に重要だと考えられる。本調査研究ではこうした認識に立ち、放課後児童クラブが実際に自己評価を行うことを支援するための「自己チェックリストの作成」を第一の目的とした。

また、放課後児童クラブの質の向上に対しては、喫緊の課題として社会的な要請が強まっており、その要請に応えるためには、自己評価の浸透・拡大を基本としつつ、サービスの質の一層の向上等に向けて第三者評価も取り入れていくことが望まれる。本調査研究では、放課後児童クラブにおいて第三者評価の仕組みを取り入れる際の枠組みや論点を整理することを第二の目的とした。

2. 事業の実施体制

(1) 有識者検討会

本事業においては、放課後児童クラブ運営指針等に沿ったチェックリストの作成及び放課後児童クラブにおける第三者評価の方向性を検討することを目的に、有識者委員会及び下部組織としてワーキンググループを設置した。

<委員名簿（敬称略）>

氏名	所属	委員会	WG
秋元 紀子	文京区教育委員会 教育推進部児童青少年課 目白台地区館長 兼 大塚児童館 児童館担当	○	
岡田 賢宏	一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者 連絡会 理事	○	
尾木 まり (★)	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長	○	○
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室 長	○	○
(オブザーバー) 佐藤 晃子	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官		

※五十音順、★は座長

<開催経緯>

■有識者委員会

開催状況	議題
第1回 (平成30年8月2日)	(1) 開催趣旨 (2) 第三者評価マニュアルの方向性について (3) 運営指針活用チェックリストの考え方について (4) 実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）の実施方法について
第2回 (平成31年2月15日)	(1) 第三者評価マニュアルの方向性・検討項目、運営指針活用チェックリスト案について (2) 報告書案について
第3回 (平成31年3月5日)	(3) 報告書案について (4) 自己チェックリスト案について

■ワーキンググループ

開催状況	議題
第1回 (平成30年10月4日)	(1) ヒアリング調査結果要旨について (2) 実態調査（アンケート調査）調査方法、調査票案について (3) 運営指針活用チェックリストの考え方について (4) 第三者評価マニュアルの方向性について
第2回 (平成30年11月28日)	(1) 運営指針活用チェックリストの考え方、たたき台について (2) 第三者評価の導入に向けた論点について (3) ヒアリング調査結果要旨について (4) 実態調査（アンケート調査）調査結果速報について
第3回 (平成31年1月7日)	(1) 実態調査（アンケート調査）調査結果概要について (2) 第三者評価の導入に向けた論点について (3) 運営指針活用チェックリストの考え方、たたき台について (4) 本事業の取りまとめの方向性について
第4回 (平成31年3月14日)	(1) 自己チェックリスト案について

(2) 事務局及び調査等の実施

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部

経済政策部 横山 重宏、田口 壮輔

公共経営・地域政策部 喜多下 悠貴、渡邊 倫

3. 事業内容

(1) 市町村向け、及び放課後児童クラブ運営事業者向けアンケート調査

放課後児童クラブで行われている自己評価及び第三者評価、市区町村による評価の実態について把握し、自己評価チェックリストの作成、及び今後の第三者評価の論点整理に向けた基礎情報を収集することを目的に、市区町村、及び放課後児童クラブ運営事業者へのアンケート調査を実施した。

<市区町村向け調査>

- ・調査対象 : 全市区町村 (1,741 自治体)、回収率 63.2%
- ・調査時期 : 平成 30 年 11 月～12 月
- ・主な調査項目 : (1) 自治体の概要について
(2) 運営事業者による自己評価について
(3) 自治体 (市区町村) による評価について
(4) 第三者評価について

<運営事業者向け調査>

- ・調査対象 : 放課後児童クラブ運営事業者 (9,190 団体)、回収率 48.7%※
※回答運営事業者の平均クラブ数と全国のクラブ数の調整後
- ・調査時期 : 平成 30 年 11 月～12 月
- ・主な調査項目 : (1) 運営事業者の概要について
(2) 運営事業者による自己評価について
(3) 市区町村による評価について
(4) 第三者評価について

(2) 評価の実施者、受審者調査 (ヒアリング調査)

放課後児童クラブの評価に関する実態及び論点把握を主たる目的として、評価 (自治体による直接評価または第三者評価) の実施者、及び、評価の受審者に対するヒアリング調査を実施した。調査対象及び調査日時は以下の通りである。

- ・調査対象 : 自治体による直接評価の実施 (3 自治体)
第三者評価実施の実施 (4 自治体、1 団体)
- ・調査時期 : 平成 30 年 9 月～平成 30 年 12 月
- ・主な調査項目 : (1) 評価の方法について
(2) 評価の成果について
(3) 評価の課題について

(3) 有識者調査（ヒアリング調査）

放課後児童クラブの自己評価及び第三者評価のあり方について意見を聴取することを主たる目的として、有識者に対するヒアリング調査を実施した。調査対象及び調査日時は以下の通りである。

- ・調査対象： 放課後児童クラブの自己評価及び第三者評価のあり方に関して知見をお持ちの有識者（3名）
- ・調査時期： 平成30年12月～平成31年1月
- ・主な調査項目：(1) 放課後児童クラブ第三者評価のあり方
(2) 自己チェックリストと第三者評価の関係性のあり方
(3) 福祉サービス第三者評価制度への準拠を想定した場合の論点（第三者評価の制度、体制、進め方、評価結果の活用）

(3) 関連制度等の文献調査

放課後児童クラブにおける自己評価（自己チェック）及び第三者評価の在り方について検討する上での参考情報とするため、福祉サービス第三者評価事業の制度概要や評価基準等について整理した。なお福祉サービス第三者評価事業では、施設ごとに評価基準等が設定されているため、調査にあたっては放課後児童クラブと親和性が高いと考えられる保育所と児童養護施設を調査対象とした。

- ・調査対象： 関連文献
- ・調査時期： 平成30年7月～平成31年1月
- ・主な調査項目：(1) 福祉サービス第三者評価事業の概要
(2) 福祉サービス第三者評価事業の変遷
(3) 評価基準等の評価ツール / 等

(4) 成果物の作成

①自己チェックリストの作成

有識者検討会における検討結果や、各種調査結果をもとに、放課後児童クラブ運営者自身が活用できる自己チェックリストを作成した。なお、作成した自己チェックリストは放課後児童クラブ運営指針に沿っており、また、枠組としては、福祉サービス第三者評価基準とも整合するものとしている。

また、自己チェックリストの中身に加えて、自己チェック（自己評価）の考え方についても詳述し、自己チェックリストが実際に活用しやすいものとなるよう心がけた。

②報告書の作成

有識者検討会における検討結果、各種調査結果、自己チェックリスト（考え方を含む）をとりまとめ、報告書を作成した。

II. 事業目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、以下「放課後児童クラブ」という。）は、2018年5月1日現在、全国に25,328箇所あり、登録児童数は1,234,366人である。利用できなかった待機児童数は17,279人にのぼり、さらなる量的整備と質的向上が課題とされている。放課後児童クラブは地域の実情に応じて多様に展開されてきた歴史が長く、実施場所や運営形態の多様性を包み込む政策が長く取られてきた経緯がある。2015年の子ども・子育て支援新制度の施行を機に、児童福祉法が改正され、市町村は放課後児童クラブの設備及び運営について、条例で基準を定めることとなり、2014年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号、以下「設備及び運営に関する基準」という。）が公布された。翌2015年3月には、放課後児童クラブの育成支援の充実を図るため、運営に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」という。）が策定された。運営指針の内容は、放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修、資質向上研修等を通じて、全国の放課後児童クラブへの浸透が目指されているところであるが、運営指針に書かれた基本的事項を理解し、運営指針に基づき各放課後児童クラブが創意工夫を図れるようにすることを目的とし、「放課後児童クラブ運営指針解説書」が2017年3月に発行されている。

設備及び運営に関する基準では、国並びに市町村が常に最低基準を向上させる努力義務に触れた上で、「放課後児童健全育成事業者が最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」（第3条2）とし、放課後児童健全育成事業者に対して設備及び運営を向上させる義務を課している。さらに、放課後児童健全育成事業の一般原則を述べた第5条4では、「放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」と、自己評価の努力義務が規定されている。

運営指針では、第7章 職場倫理と事業内容の向上 3.事業内容向上への取り組み (5) 運営内容の評価と改善の中で自己評価について以下のように示している。

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するよう努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

このように放課後児童クラブの事業内容の向上を目的として、放課後児童クラブが自己評価に取り組み、結果を公表することを通じて、放課後児童クラブの説明責任を果たすことが求められている。後述するように、放課後児童クラブ運営指針解説書にはその方法も記載されているが、具体的なチェックリスト項目や方法が示されているわけではない。そのため、

自己評価の必要性を認識している場合も、着手できない放課後児童クラブが少なからずあることが考えられる。

また、設備及び運営に関する基準や運営指針には、自己評価について言及されているのみであり、第三者評価の受審については触れられていない。しかしながら、事業内容の向上を図るには自己評価に加えて第三者の客観的な評価を受けることも今後必要になることが想定される。

本調査研究ではこうした認識に立ち、放課後児童クラブが実際に自己評価を行うことを支援するために、自己評価(自己チェック)の考え方を示した「自己チェックリストの作成」を第一の目的とした。作成に当たり、自己評価に関して放課後児童クラブの運営主体や自治体での現状や課題、今後の方向性等を確認するための実態調査を行った。

放課後児童クラブの質の向上に対しては、喫緊の課題として社会的な要請が高まっている。その要請に応えるためには、自己評価の浸透・拡大を基本としつつ、サービスの質の一層の向上等に向けて第三者評価を取り入れていくことが望まれる。本調査研究では、放課後児童クラブにおいて第三者評価の仕組みを取り入れる際の枠組みや論点を整理することを第二の目的とした。整理にあたっては、第三者評価を実施した自治体、第三者評価機関、第三者評価を受審した運営事業者、有識者等へのヒアリング調査を実施し、特に、放課後児童クラブの質の向上にむけて、活用しやすい第三者評価に向けた枠組み・方向性を示すこととした。

III. 事業の実施内容及び調査結果

1. アンケート調査

(1) 実施概要

本調査では、放課後児童クラブ運営事業者へのアンケート調査により、放課後児童クラブで行われている自己評価及び第三者評価の実態について把握し、今後の第三者評価及びチェックリストの作成に向けた基礎情報として整理することを目的として、以下の通りアンケート調査を実施した。

調査名	放課後児童クラブにおける評価の実態に関するアンケート調査
調査期間	平成 30 年 11 月 19 日 (月) ~平成 12 月 14 日 (金) 【4 週間】
調査対象	<p>【①市区町村向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市区町村 (1741 団体) <p>【②運営事業者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブ運営事業者 (各市区町村が 5 ~ 10 団体※を選出、計 9190 団体) <p>※運営事業者の選定数は、各市区町村の団体規模ごとに下記の通りとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区 (23 団体) : 10 部 ・政令指定都市 (20 団体) : 10 部 ・中核市 (54 団体) : 10 部 ・それ以外の一般市 : 5 部
回収状況	<p>【①市区町村向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収数 1100 サンプル / 回収率 63.2% <p>【②運営事業者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収数 1883 サンプル / <p>回収率(a) 20.5% ※配布数に対する比率 回収率(b) 48.7% ※ $A \times B / C$</p> <p>A:本調査に回答した運営事業者数 B:本調査に回答した運営事業者が運営している平均クラブ数 (平均値) ※無回答除く C:放課後児童クラブ数【平成 30 年 (2018 年) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況 (平成 30 年 (2018 年) 5 月 1 日 現在) より】</p>
調査項目	<p>【調査項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運営事業者による自己評価の取組状況 (2) 市区町村による評価の取組状況 (3) 第三者による評価の取組状況 (4) 団体概要

調査結果を見る
上での注
意点

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数を指す。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。したがって、四捨五入の影響で、%を足しあわせて100%にならない場合がある。
- ・本文中の%の小計は、各項目の値を四捨五入した上で足し合わせている。
- ・回答者数が30未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・「市区町村向け調査」と「運営事業者向け調査」では、回答者の違いから、調査票の選択肢等の文言が一部異なる箇所がある（例：市区町村向け調査の場合には「放課後児童クラブ運営事業者」という選択肢の表現であっても、運営事業者向け調査の場合で「団体」と表現している場合がある／等）

(2) 調査結果

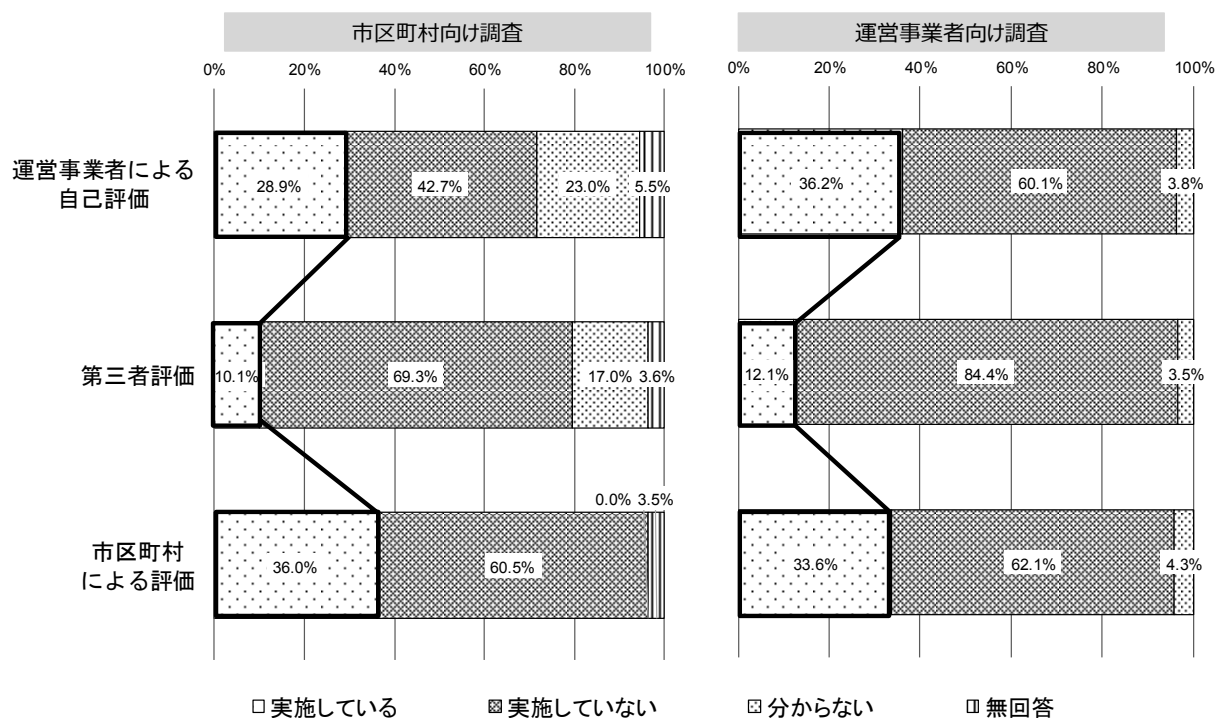
①各種評価の実施状況

1)各種評価の実施の有無

各種評価の実施の有無をみると、運営事業者による自己評価を実施している割合は、市区町村向け調査で28.9%、運営事業者向け調査で36.2%であり、その割合は3割程度となる。一方、第三者評価を実施している割合は、市区町村向け調査で10.1%、運営事業者向け調査で12.1%であり、約1割程度の実施率に留まる。なお、市区町村による評価では、市区町村向け調査で36.0%、運営事業者向け調査で33.6%であり、いずれも3割を超えている。

このように、運営事業者による自己評価及び市区町村による評価はいずれも3割程度であり、第三者評価を実施している割合は1割程度に留まっているのが現状である。

図表 1 各種評価の実施の有無^{1,2}



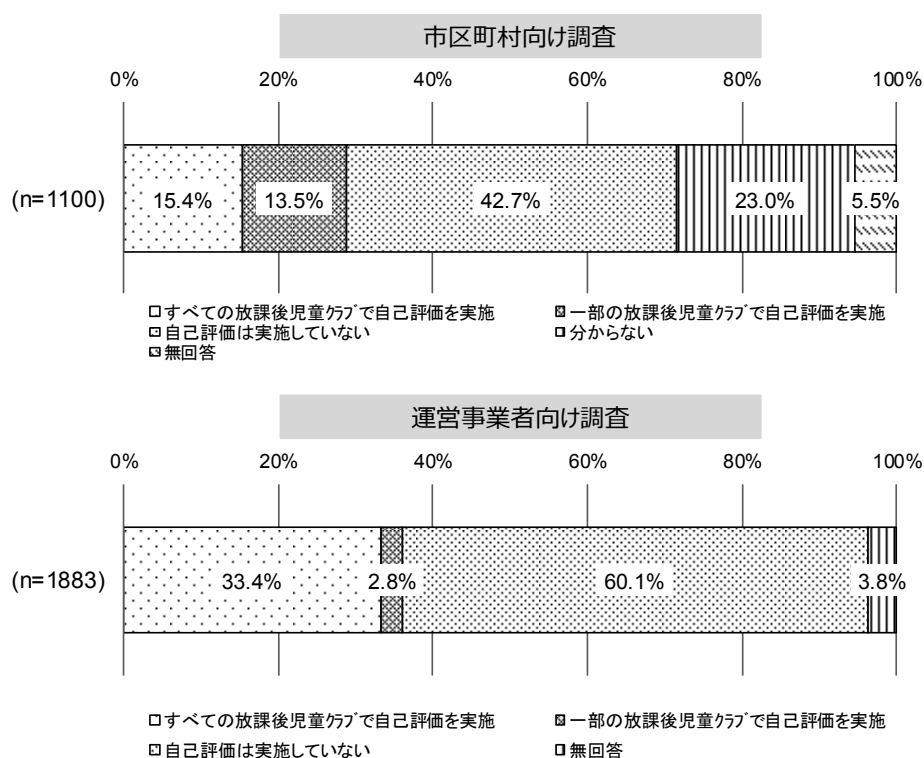
¹ 第三者評価の「実施している」は、市区町村向け調査では、設問「「第三者による評価」の実施の有無及び枠組み」のうち、選択肢「行政評価における第三者評価の枠組みで実施」「放課後児童クラブが独自に第三者評価を実施」「指定管理者制度における第三者評価の枠組みで実施」「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」「福祉サービス第三者評価の枠組みで実施」「その他」のいずれかを回答した割合である。また、運営事業者向け調査では、設問「「第三者による評価」の受審の有無及び枠組み」のうち、選択肢「団体が独自に第三者評価を受審」「指定管理者制度における第三者評価の枠組みで受審」「行政評価における第三者評価の枠組みで受審」「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで受審」「福祉サービス第三者評価の枠組みで受審」「その他」のいずれかを回答した割合である。

² 市区町村による評価の「実施している」は、市区町村向け調査では、設問「放課後児童クラブにおける「自治体による評価」の受審の有無及び枠組み」のうち、選択肢「行政評価の枠組みで実施」「放課後児童クラブにおける評価の枠組みで実施」「指定管理者制度における評価の枠組みで実施」「その他」のいずれかを回答した割合である。また、運営事業者向け調査では、設問「放課後児童クラブにおける「市区町村による評価」の受審の有無及び枠組み」のうち、選択肢「放課後児童クラブにおける評価の枠組みで受審」「指定管理者制度における評価の枠組みで受審」「行政評価の枠組みで受審」「その他」のいずれかを回答した割合である。

2) 運営事業者による自己評価の実施状況

運営事業者による自己評価の実施状況についてより詳細にみると、市区町村向け調査では、「自己評価は実施していない」と回答する割合が最も高く 42.7%であり、次いで「分からない」と回答する割合が 23.0%である。このように、約 4 割は未実施であり、また市区町村も運営事業者が自己評価を実施しているのか把握していない場合も多いことがうかがえる。運営事業者向け調査では、「実施していない」と回答する割合が 60.1%であり、過半数の運営事業者において事業の自己評価は未実施である。

図表 2 運営事業者による自己評価の実施状況 (SA)



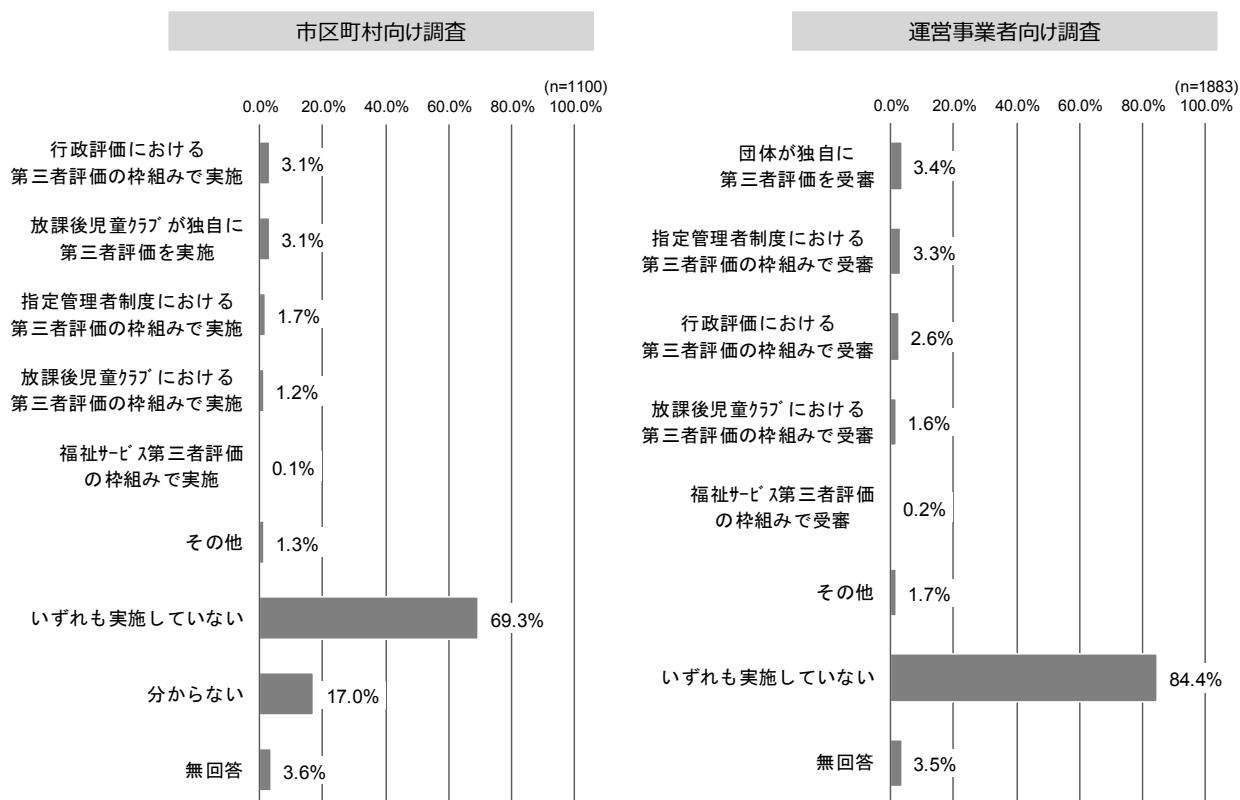
3) 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況についてより詳細にみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに「いずれも実施していない」と回答する割合が最も高くなっている。

実施している場合には、市区町村向けでは「行政評価における第三者評価の枠組みで実施」(3.1%)、「放課後児童クラブが独自に第三者評価を実施」(3.1%)が最も多い。また、運営事業者向け調査では、「団体が独自に第三者評価を受審」(3.4%)、「指定管理者制度における第三者評価の枠組みで受審」(3.3%)となっている。

なお、「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」と回答する割合は、市区町村向け調査で1.2%、運営事業者向け調査で1.6%に留まる。また、「福祉サービス第三者評価の枠組みで実施」と回答する割合は、市区町村向け調査で0.1%、運営事業者向け調査で0.2%であり、ほぼ実施されていないことが分かった。

図表 3 第三者評価の実施状況 (MA)

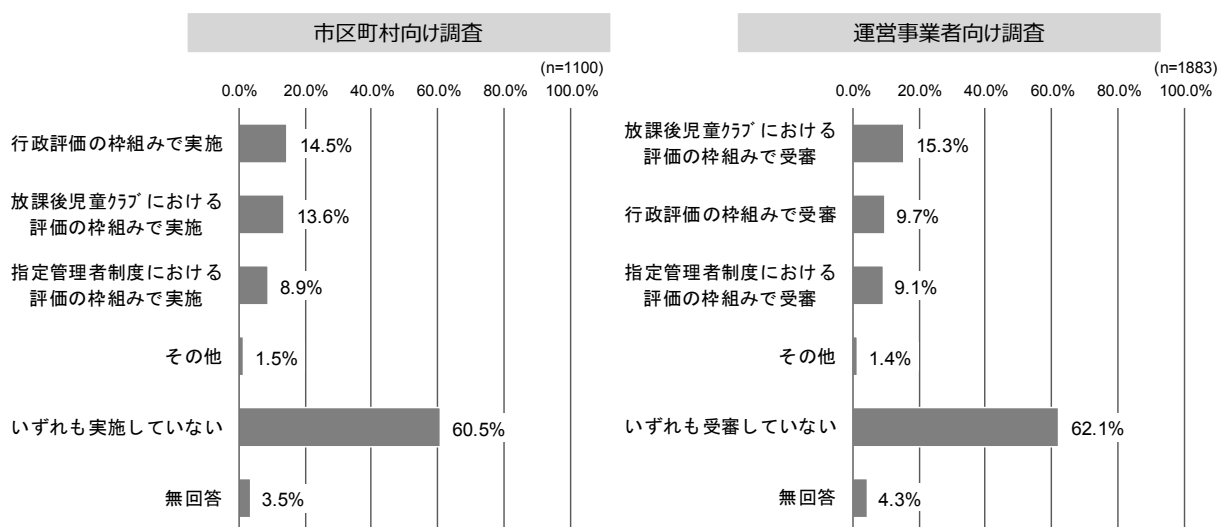


4) 市区町村による評価の実施状況

市区町村による評価の実施状況についてより詳細にみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「いずれも実施していない」と回答する割合が約6割にぼる。

実施している場合には、市区町村向けでは「行政評価の枠組みで実施」(14.5%)、「放課後児童クラブにおける評価の枠組みで実施」(13.6%)と回答する割合が比較的高い。また、運営事業者向け調査でも、「放課後児童クラブにおける評価の枠組みで受審」(15.3%)、「行政評価の枠組みで実施」(9.7%)と回答する割合が比較的高い。このように、市区町村による評価が実施されている場合には、行政評価や放課後児童クラブにおける評価の枠組み内で実施している場合が多いことがうかがえる。

図表 4 市区町村による評価の実施状況 (MA)



5) 各種評価の実施の組み合わせ

a) パターン A

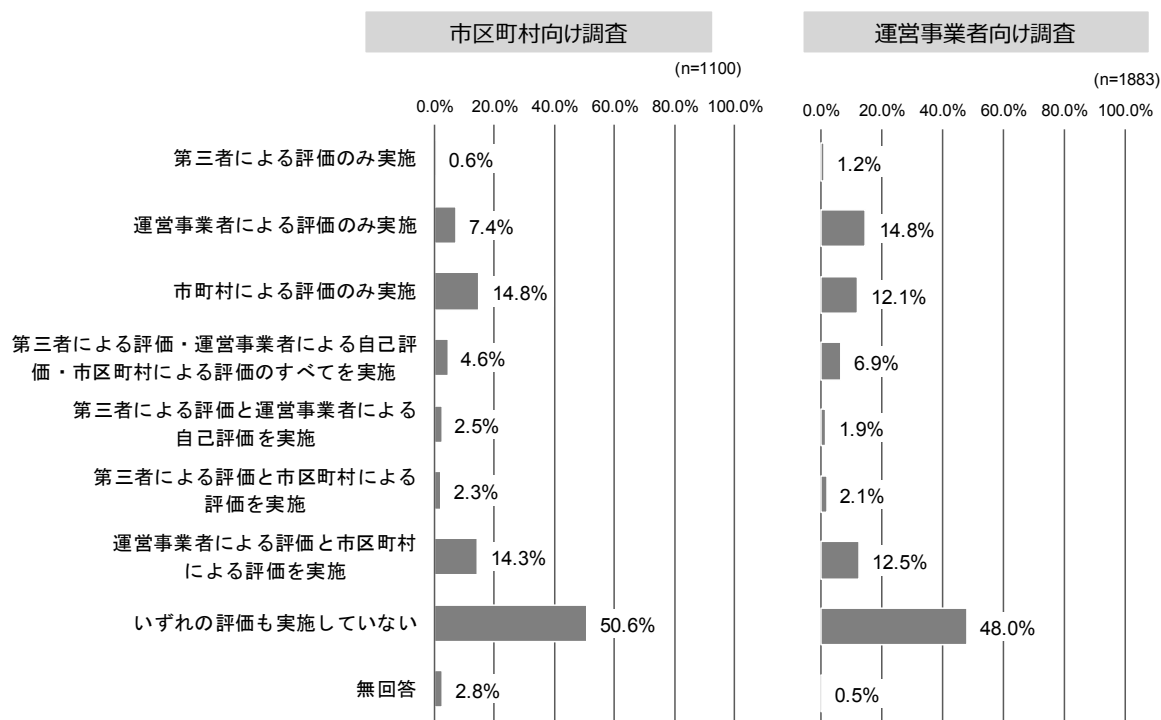
パターン A…：第三者評価を「実施している」の定義を、「放課後児童クラブ（団体）が独自に第三者評価を実施」「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」「行政評価における第三者評価の枠組みで実施」「指定管理者制度における第三者評価の枠組みで実施」「福祉サービス第三者評価の枠組みで実施」「その他」と回答した団体として集計

各種評価の実施の組み合わせをみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「いずれの評価も実施していない」と回答する割合が約 5 割程度に上る。

実施している場合、市区町村向け調査では「市区町村による評価のみ実施」（14.8%）、「運営事業者による評価と市区町村による評価を実施」（14.3%）と回答する割合が比較的高い。また、運営事業者向け調査では「運営事業者による評価のみ実施」（14.8%）と回答する割合が比較的高くなっている。

第三者評価とその他の評価の組み合わせでみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「第三者による評価・運営事業者による自己評価・市区町村による評価のすべてを実施」「第三者による評価と運営事業者による評価を実施」「第三者による評価と市区町村による評価を実施」と回答する割合は、他の組み合わせよりも比較的低い傾向にある。

図表 5 各種評価の実施の組み合わせ（パターン A）



b) パターン B (参考)

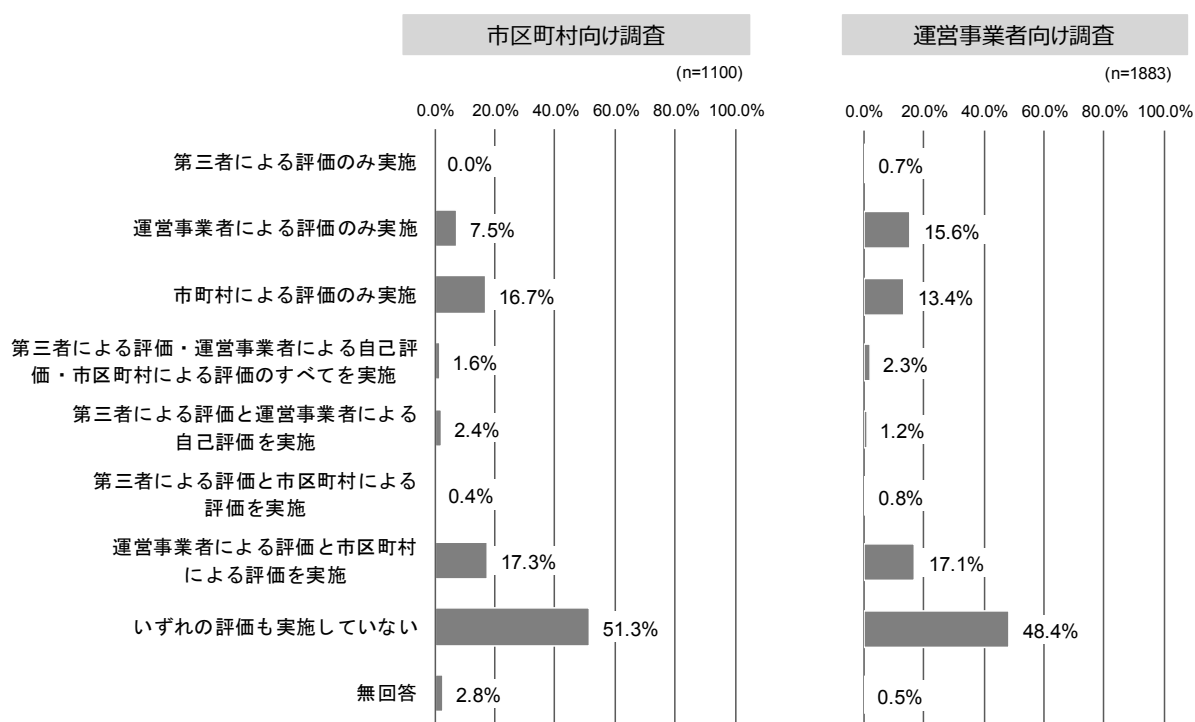
パターン B…：第三者評価を「実施している」の定義を、「放課後児童クラブ（団体）が独自に第三者評価を実施」「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」「福祉サービス第三者評価の枠組みで実施」と回答した団体として集計

第三者評価を「実施している」の定義を「放課後児童クラブ（団体）が独自に第三者評価を実施」「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」「福祉サービス第三者評価の枠組みで実施」と回答した団体のみとして集計した場合、各種評価の実施の組み合わせは次の通りである。

市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「いずれの評価も実施していない」と回答する割合が約 5 割程度に上る。実施している場合には、市区町村向け調査では「運営事業者による評価と市区町村による評価を実施」（17.3%）、「市区町村による評価のみ実施」（16.7%）と回答する割合が比較的高い。また、運営事業者向け調査では「運営事業者による評価と市区町村による評価を実施」（17.1%）、「運営事業者による評価のみ実施」（15.6%）と回答する割合が比較的高くなっている。

第三者評価とその他の評価の組み合わせでみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「第三者による評価・運営事業者による自己評価・市区町村による評価のすべてを実施」「第三者による評価と運営事業者による評価を実施」「第三者による評価と市区町村による評価を実施」と回答する割合は、他の組み合わせよりも比較的低い傾向にある。

図表 6 各種評価の実施の組み合わせ（パターン B）



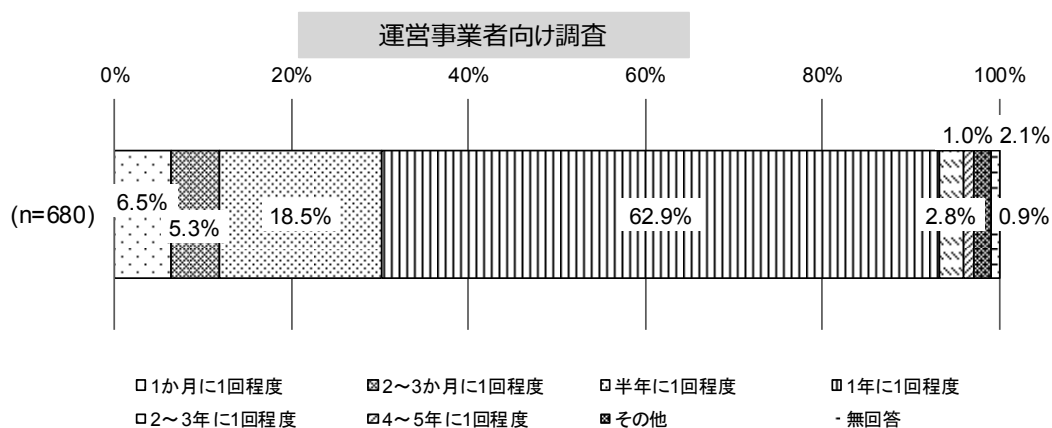
②運営事業者による自己評価について

1)実施内容について

a) 実施頻度について

運営事業者による自己評価の実施頻度をみると、「1年に1回程度」と回答する割合が6割を超え、最も多くなっている。

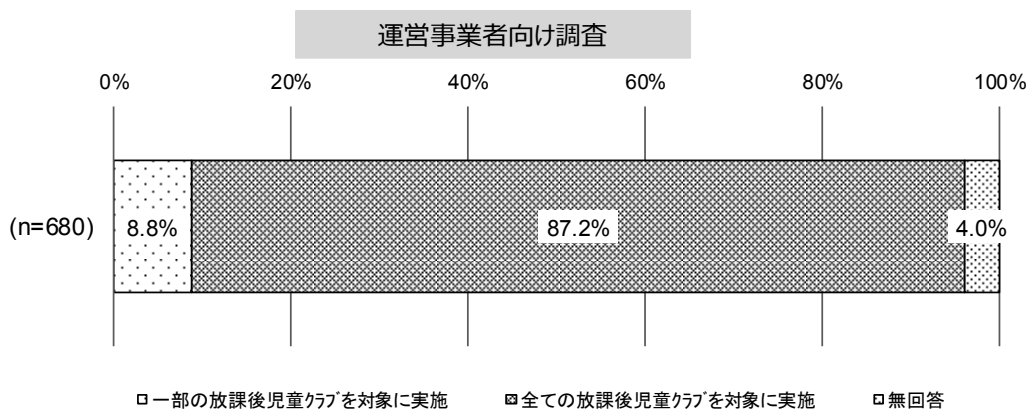
図表 7 実施頻度 (SA)



b) 実施対象について

運営事業者による自己評価の実施対象をみると、「全ての放課後児童クラブを対象に実施」と回答する割合が約9割に上る。このように、運営事業者による自己評価を実施する場合には、基本的に全ての施設を対象にすることが多い。

図表 8 実施対象 (SA)

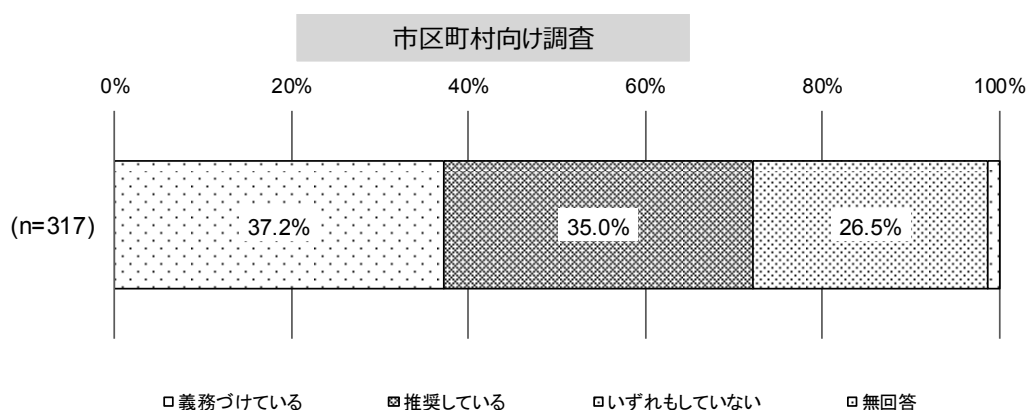


c) 実施の義務付けの有無及び義務付け・推奨の根拠について

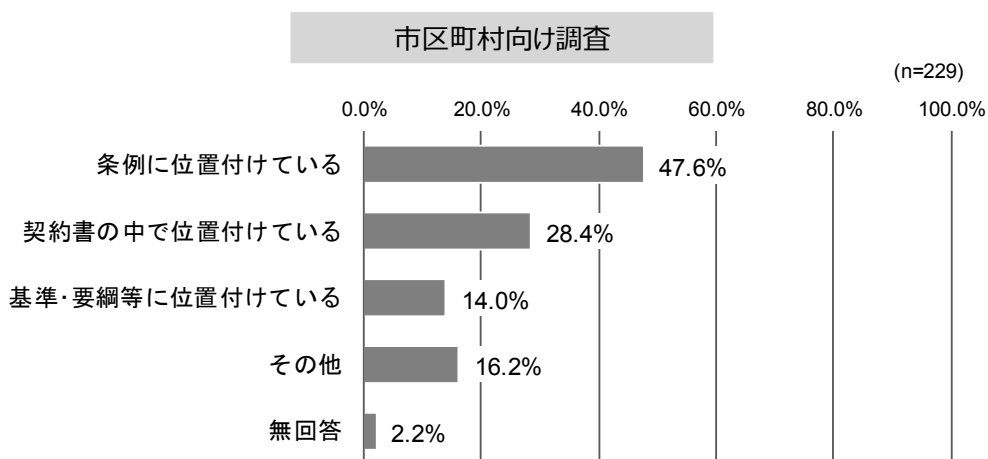
実施の義務付けの有無をみると、「義務付けている」と回答する割合は37.2%であり、「推奨している」と回答する割合は35.0%である。このように運営事業者による自己評価を実施している場合、義務付け・推奨している割合は約7割に上る。

また、これらの義務付け・推奨の根拠としては、「条例に位置付けている」が47.6%で最も高く、次いで「契約書の中で位置付けている」(28.4%)である。

図表 9 運営事業者による自己評価の義務付けの有無 (SA)

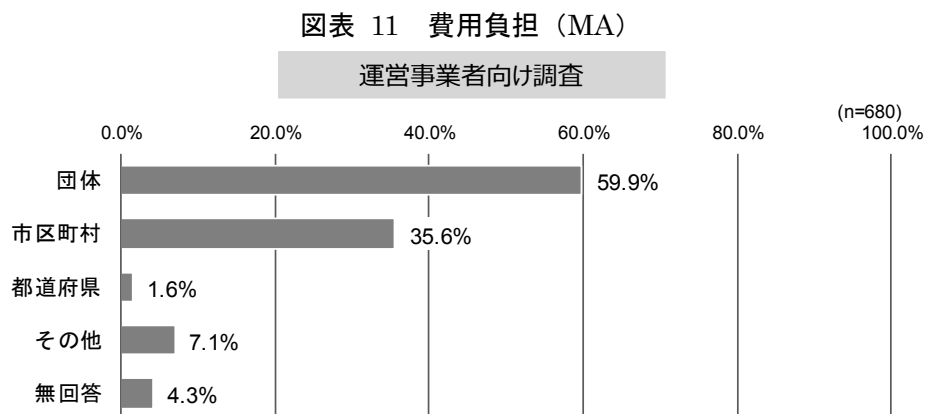


図表 10 運営事業者による自己評価の義務付け・推奨の根拠 (MA)



d) 費用負担について

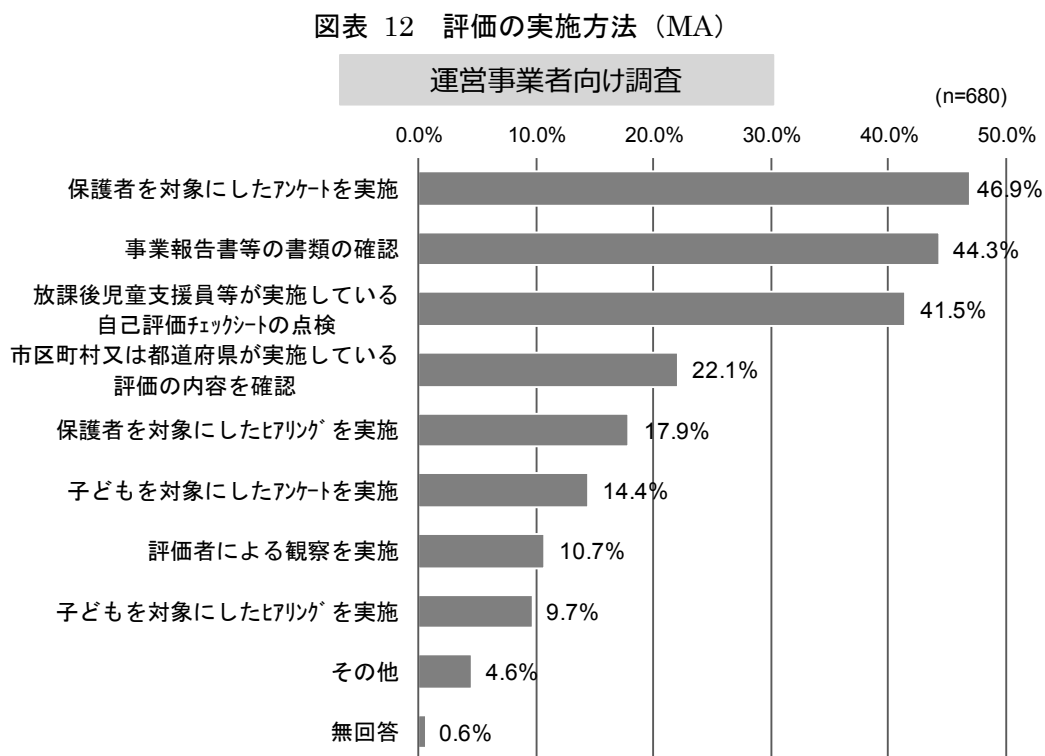
運営事業者による自己評価の費用負担をみると、運営事業者自身で費用負担していると回答する割合は59.9%で最も多く、過半数を占めている。一方で、市区町村が費用負担していると回答する割合も35.6%ある。



e) 評価の実施方法について

評価の実施方法をみると、「保護者を対象にしたアンケート調査」「事業報告書等の書類の確認」「放課後児童支援員等が実施している自己評価チェックシートの点検」と回答する割合がそれぞれ高くなっている。

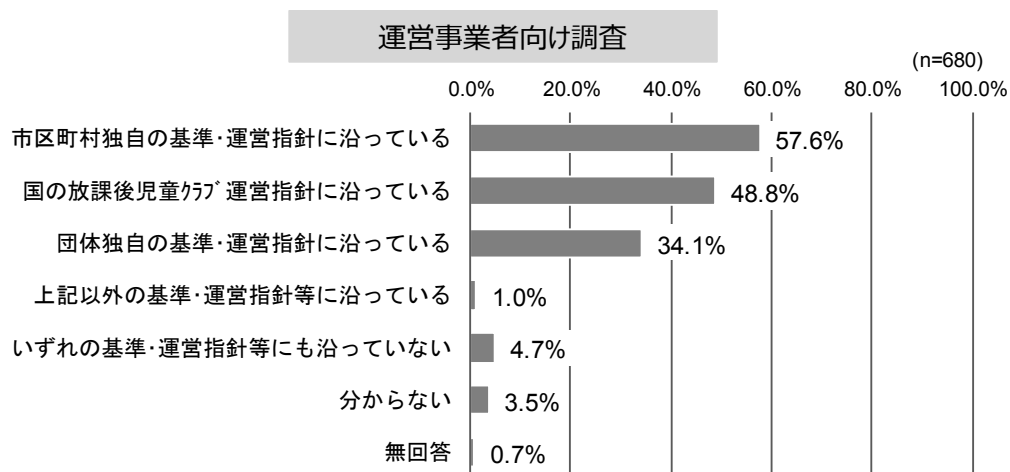
一方で、当事者である子どもを対象にした調査（アンケートやヒアリング）などを実施している割合は低い傾向にある。



f) 運営事業者による自己評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係について

運営事業者による自己評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係についてみると、「市区町村独自の基準・運営指針に沿っている」と回答する割合が 57.6%で最も高い。また、「国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている」と回答する割合も 5 割近くあり、国の放課後児童クラブ運営指針にも一定程度沿った評価項目を設定している。

図表 13 運営事業者による自己評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係 (MA)



2) 評価結果の活用について

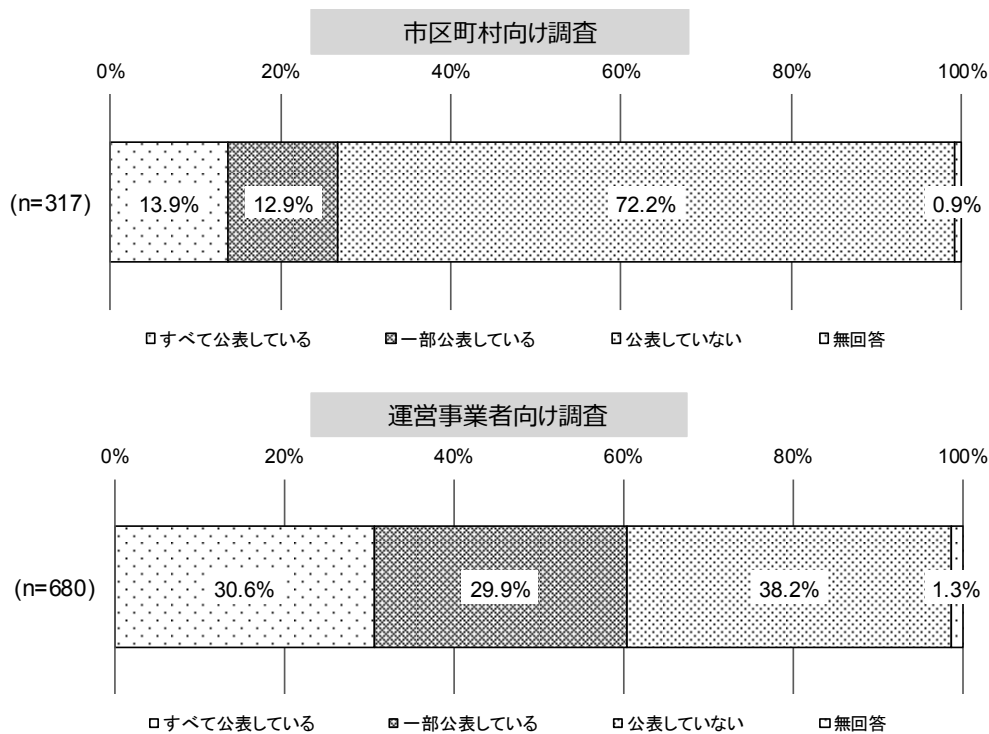
a) 評価結果の公表について

自己評価の評価結果の公表について、市区町村向け調査では、公表していないと回答する割合が7割を超える。一方で、運営事業者向け調査では、公表している（「すべて公表している」「一部公表している」と回答する割合）は、6割に達する。このように、運営事業者による自己評価の結果は、運営事業者自身では公表している一方で、市区町村では公表していない場合が多い。

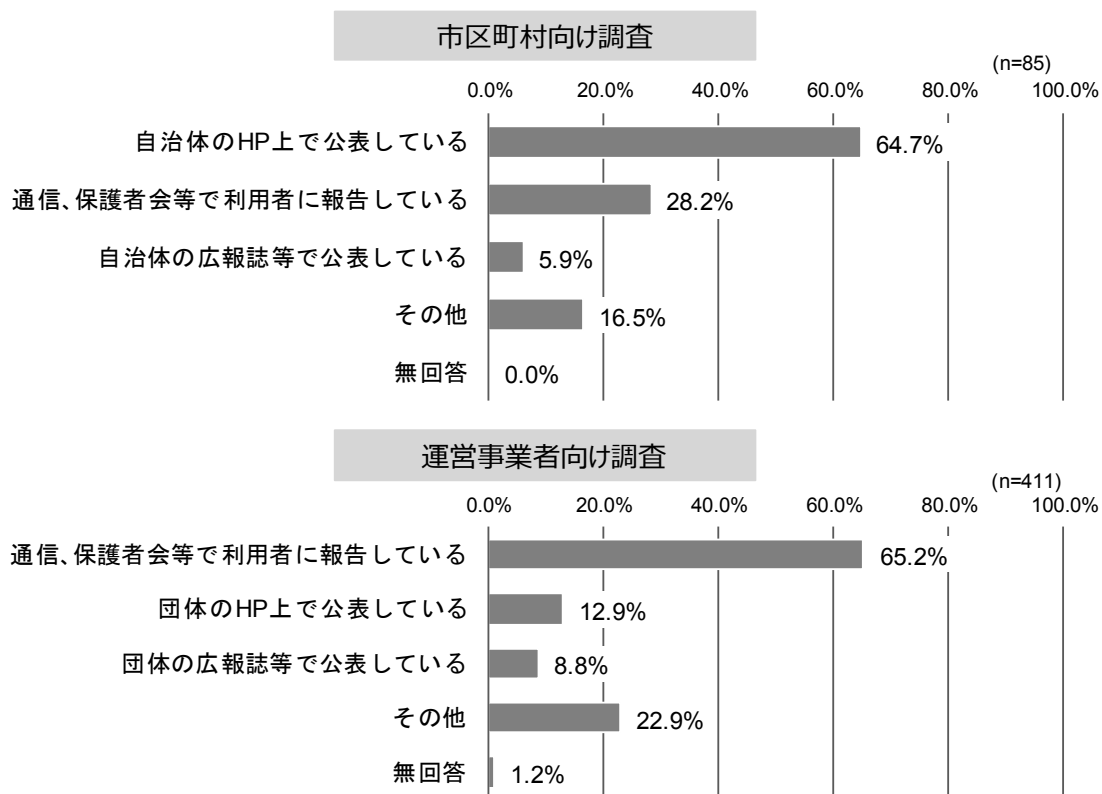
公表方法としては、市区町村が公表する場合には、「自治体のHP上で公表している」と回答することが多い。一方で、運営事業者が公表する場合には、「通信、保護者会等で利用者に報告している」と回答する割合が65.2%で最も高い。

なお、市区町村が各運営事業者に公開するよう指導しているかについて、「指導していない」と回答する割合が44.7%で最も高い。

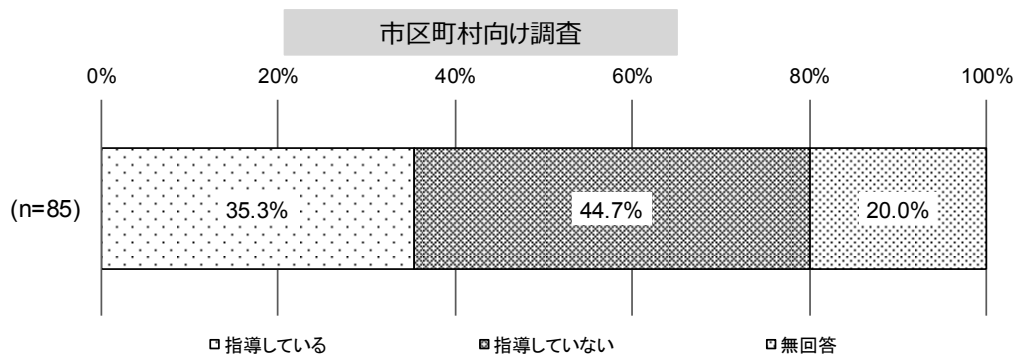
図表 14 評価の公表の有無 (SA)



図表 15 評価の公表方法 (MA)



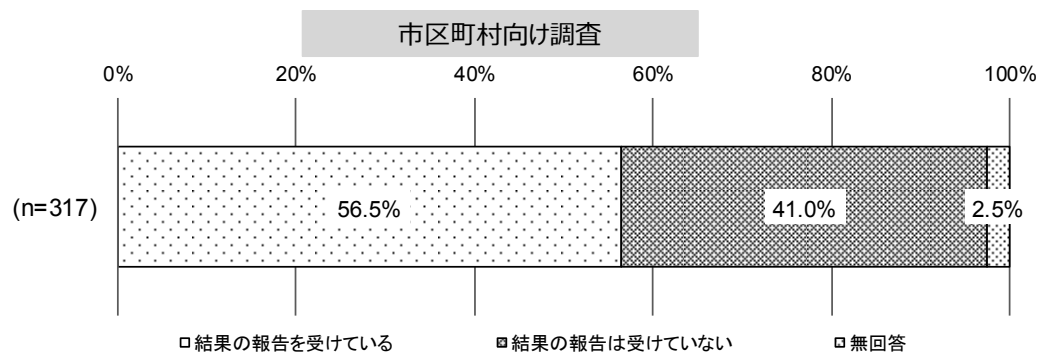
図表 16 市区町村による各運営事業者への公開に関する指導の有無 (SA)



b) 評価結果の市区町村への報告について

運営事業者による自己評価の市区町村への報告について、「結果の報告を受けている」と回答する割合は56.5%である。このように、運営事業者による自己評価が実施される場合には、過半数が市区町村に結果の報告をしている。

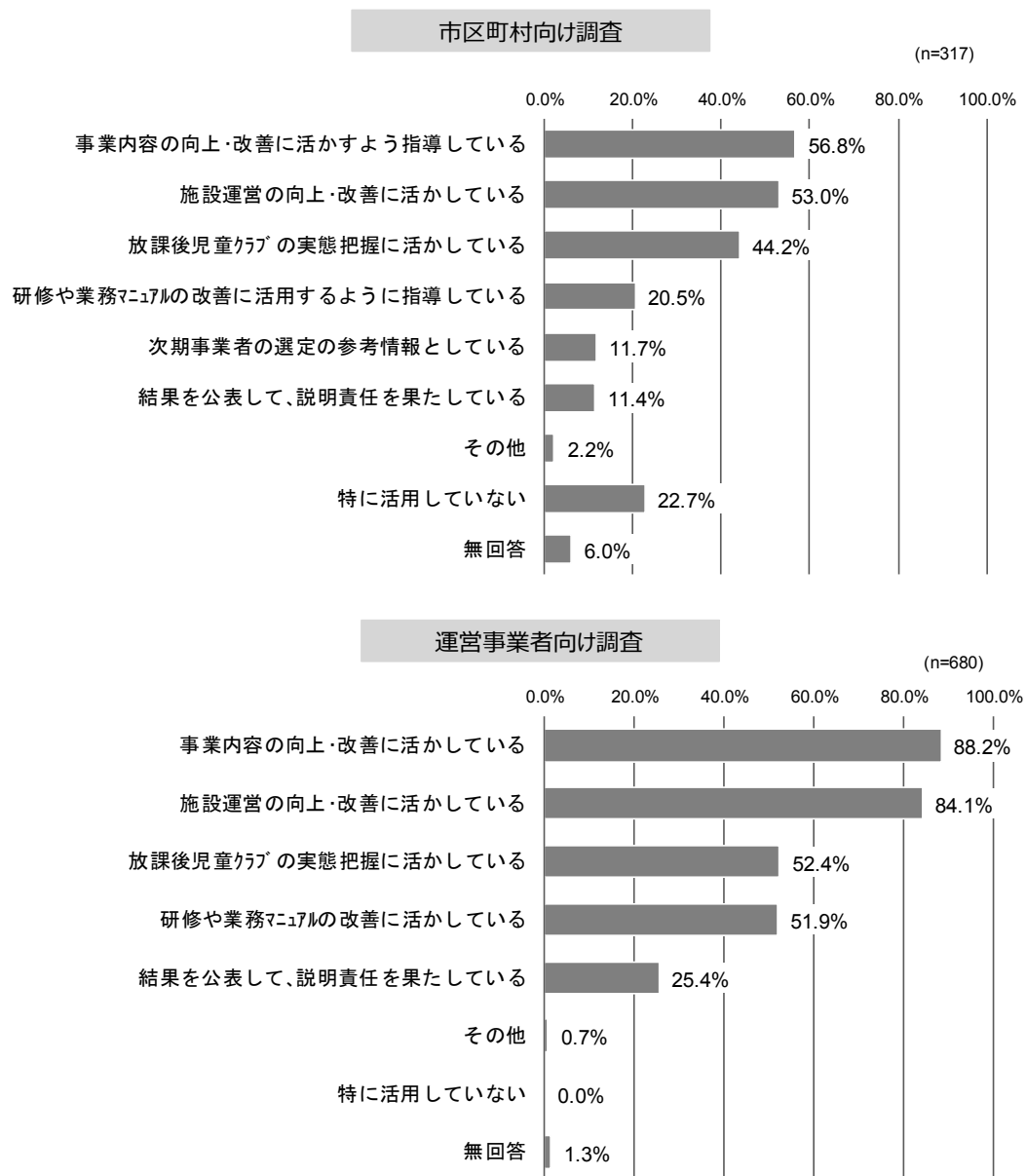
図表 17 運営事業者の自己評価結果の市区町村への報告について (SA)



c) 評価結果の活用について

評価結果の活用方法をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、事業内容と施設運営の向上・改善に活かしていると回答する割合がそれぞれ最も高くなっている。運営事業者向け調査では、「放課後児童クラブの実態把握に活かしている」「研修や業務マニュアルの改善に活かしている」と回答する割合も比較的高くなっている。

図表 18 評価結果の活用方法 (MA)



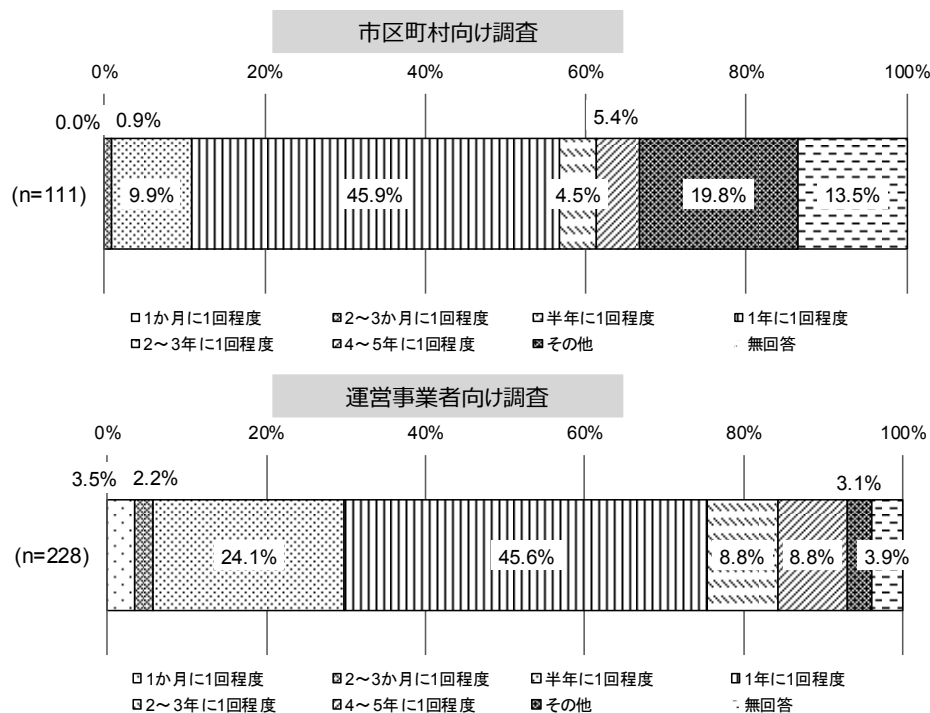
③第三者評価について

1)実施内容について

a) 実施頻度（受審頻度）について

第三者評価の実施頻度（受審頻度）をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「1年に1回程度」と回答する割合がそれぞれ4割を超え、最も多くなっている。

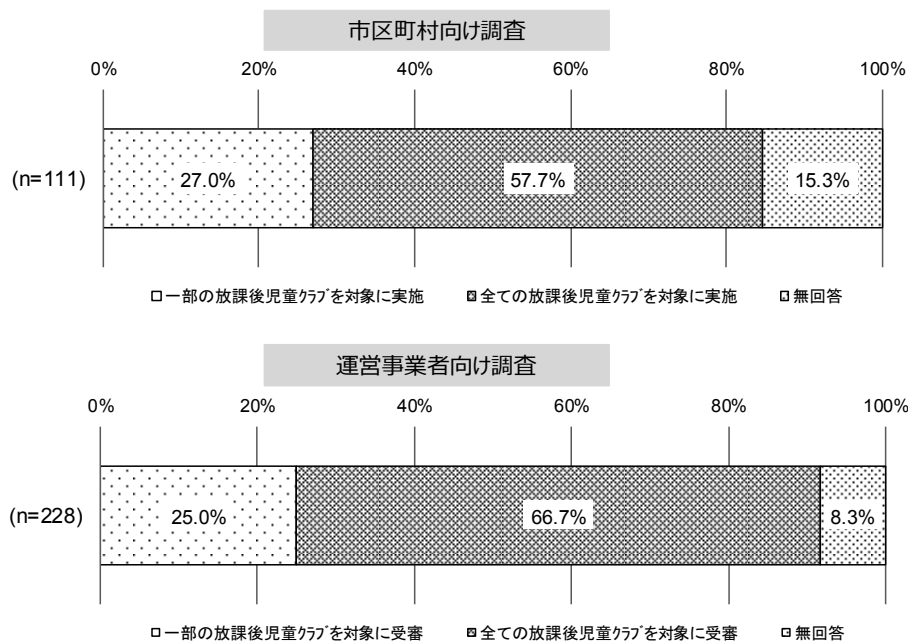
図表 19 実施頻度（受審頻度）（SA）



b) 実施対象（受審対象）について

実施対象（受審対象）をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「全ての放課後児童クラブを対象に実施」と回答する割合が最も高く、それぞれ約 6 割程度に上る。

図表 20 実施対象（受審対象）（SA）

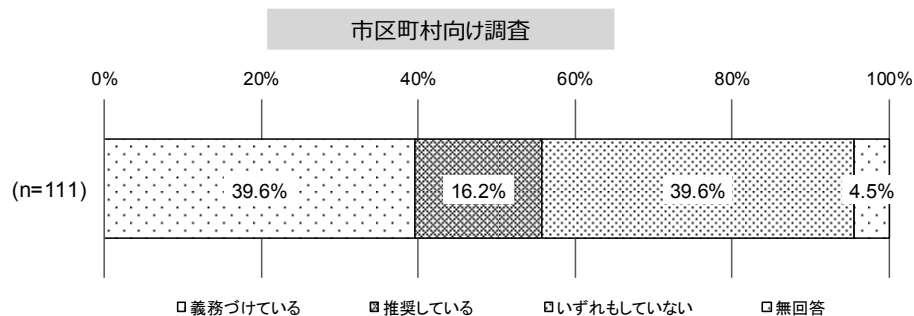


c) 実施の義務付けの有無及び義務付け・推奨の根拠について

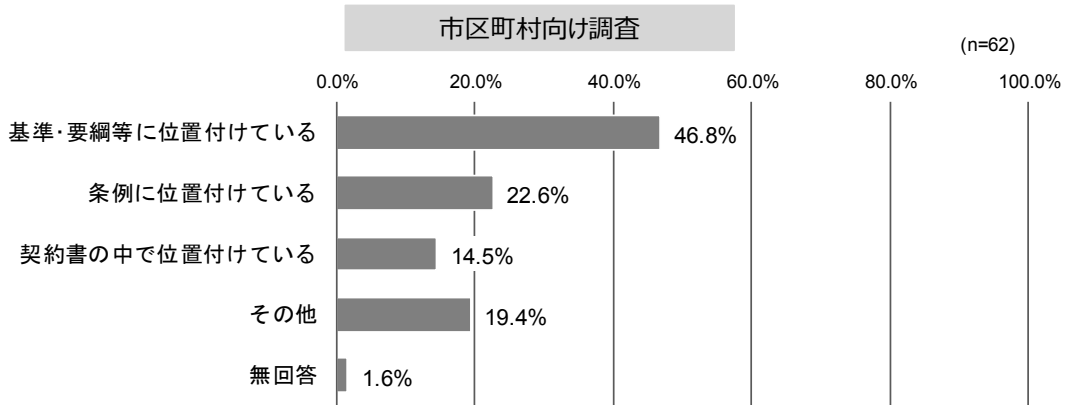
実施の義務付けの有無をみると、「義務付けている」と回答する割合は 39.6%であり、「推奨している」と回答する割合は 16.2%である。このように第三者評価を実施している場合でも、義務付け・推奨している割合は過半数を少し超える程度である。

また、これらの義務付け・推奨の根拠としては、「基準・要綱等に位置付けている」が 46.8%で最も高く、次いで「条例に位置付けている」(22.6%)である。

図表 21 第三者評価の義務付けの有無（SA）



図表 22 第三者評価の義務付け・推奨の根拠 (MA)

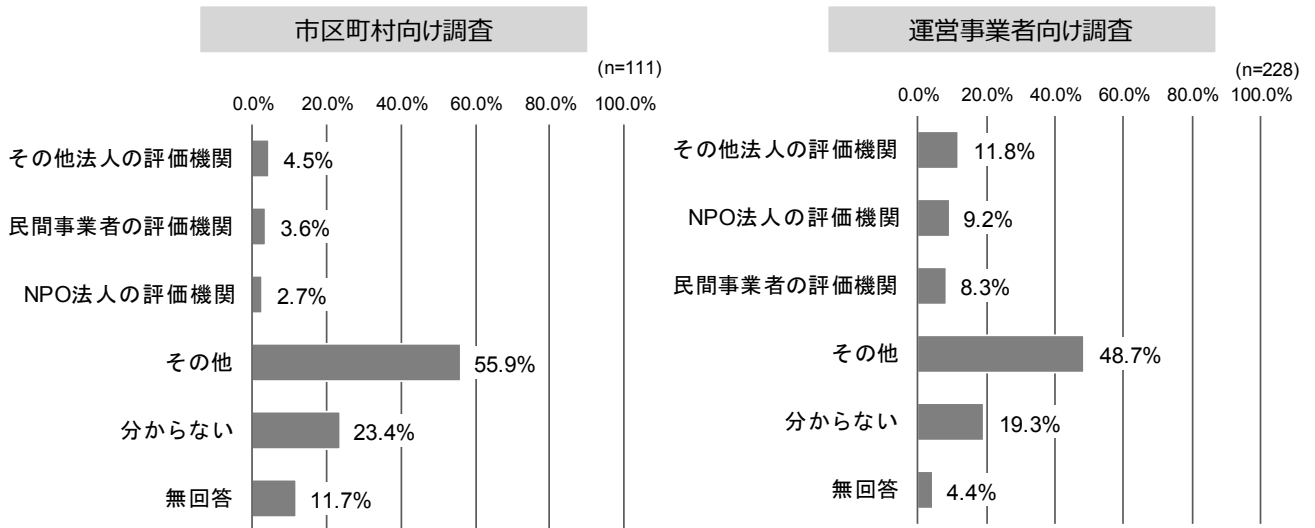


d) 評価機関について

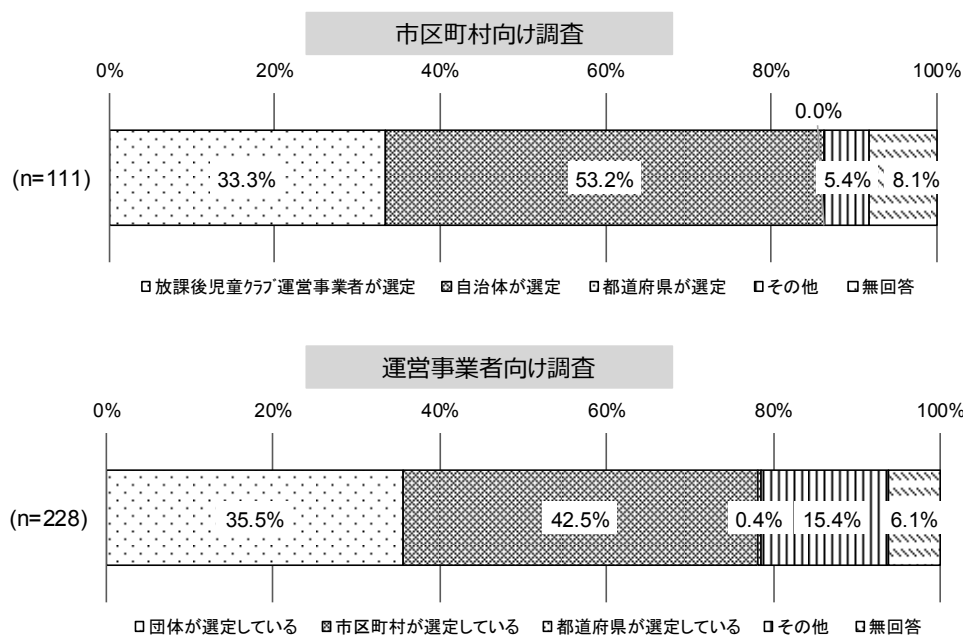
第三者評価の評価機関をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「その他」と回答する割合が最も高く約 5 割程度である。その内容は、「運営委員会」「保護者」「学識経験者」「市民」などである。

また、評価機関の選定方法をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「市区町村が選定している」と回答する割合が高くなっている。

図表 23 第三者評価の評価機関 (MA)



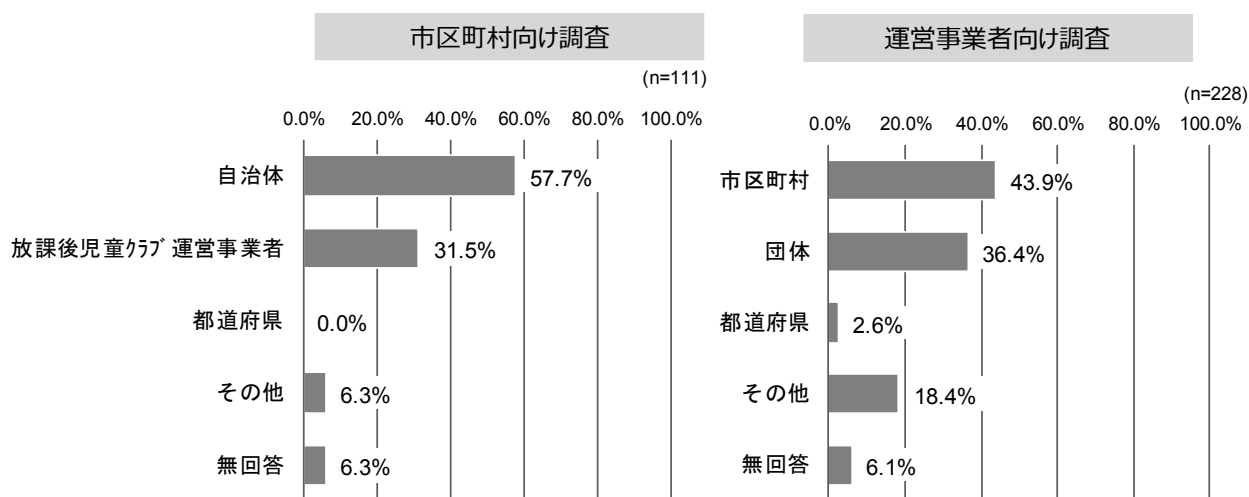
図表 24 第三者評価の評価機関の選定方法 (SA)



e) 費用負担について

第三者評価の費用負担をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、市区町村が負担している場合が最も多く 5 割程度を占める。一方で、運営事業者の自己負担で実施する割合も 3 割程度ある。

図表 25 第三者評価の費用負担 (MA)



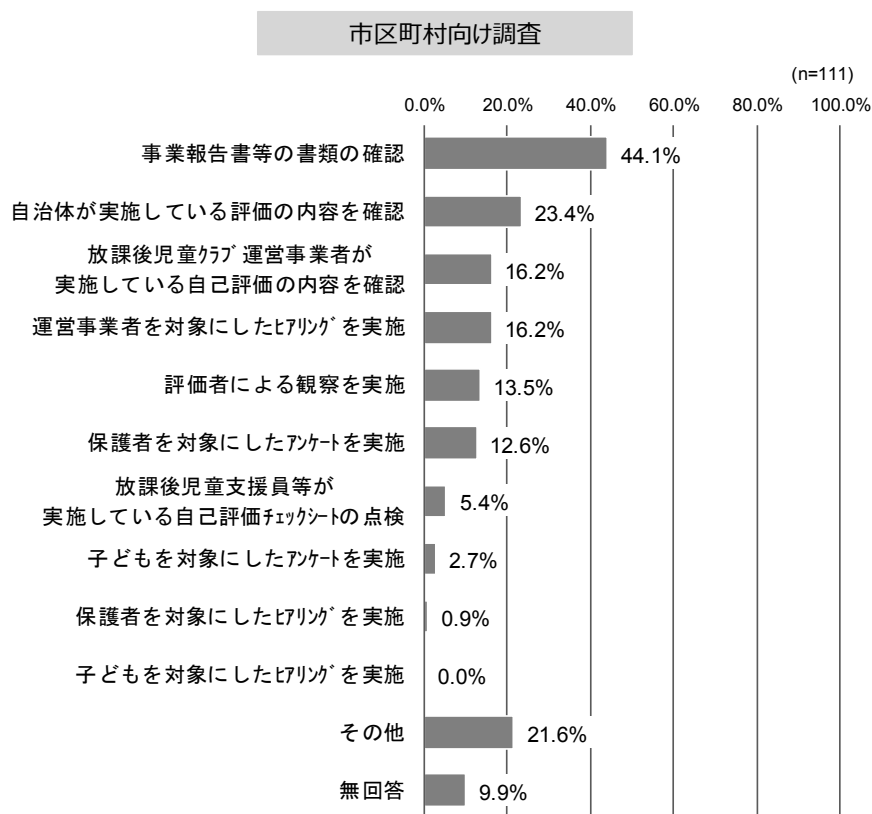
f) 評価の実施方法（受審方法）について

評価の実施方法（受審方法）をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「事業報告書等の書類の確認」と回答する割合がそれぞれ最も高くなっている。

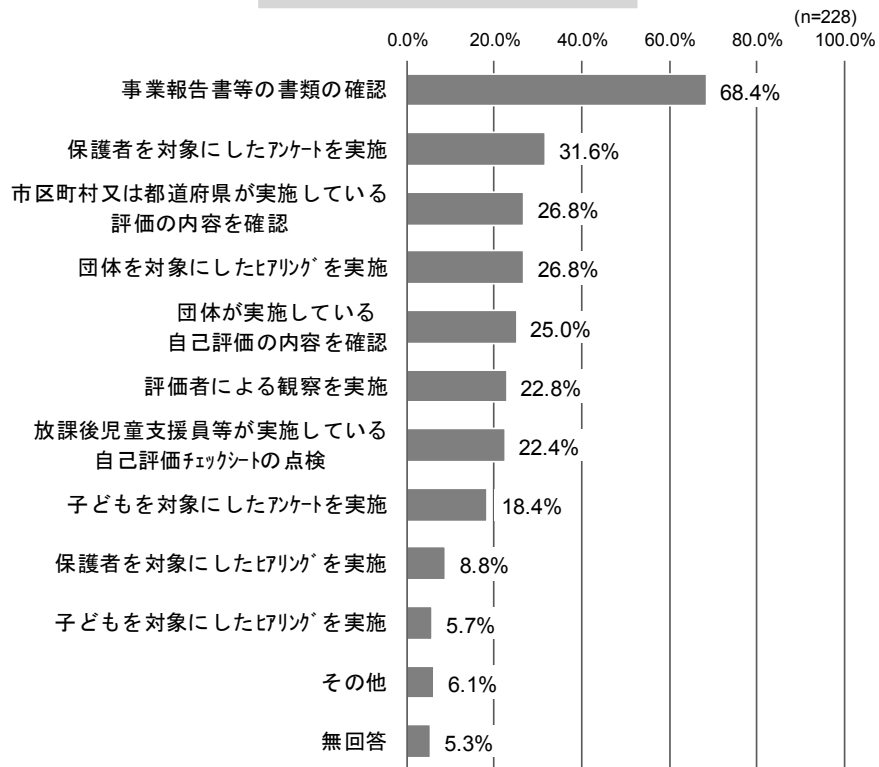
その他、市区町村向け調査では、市区町村による評価や運営事業者の自己評価の結果を第三者が確認することや、運営事業者に対するヒアリングなどの手法がとられている。また、運営事業者向け調査では、保護者を対象にしたアンケート調査が行われる場合が比較的多い。

一方で、当事者である子どもを対象にした調査（アンケートやヒアリング）を実施している割合は、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに低い傾向にある。

図表 26 第三者評価の実施方法(受審方法) (MA)



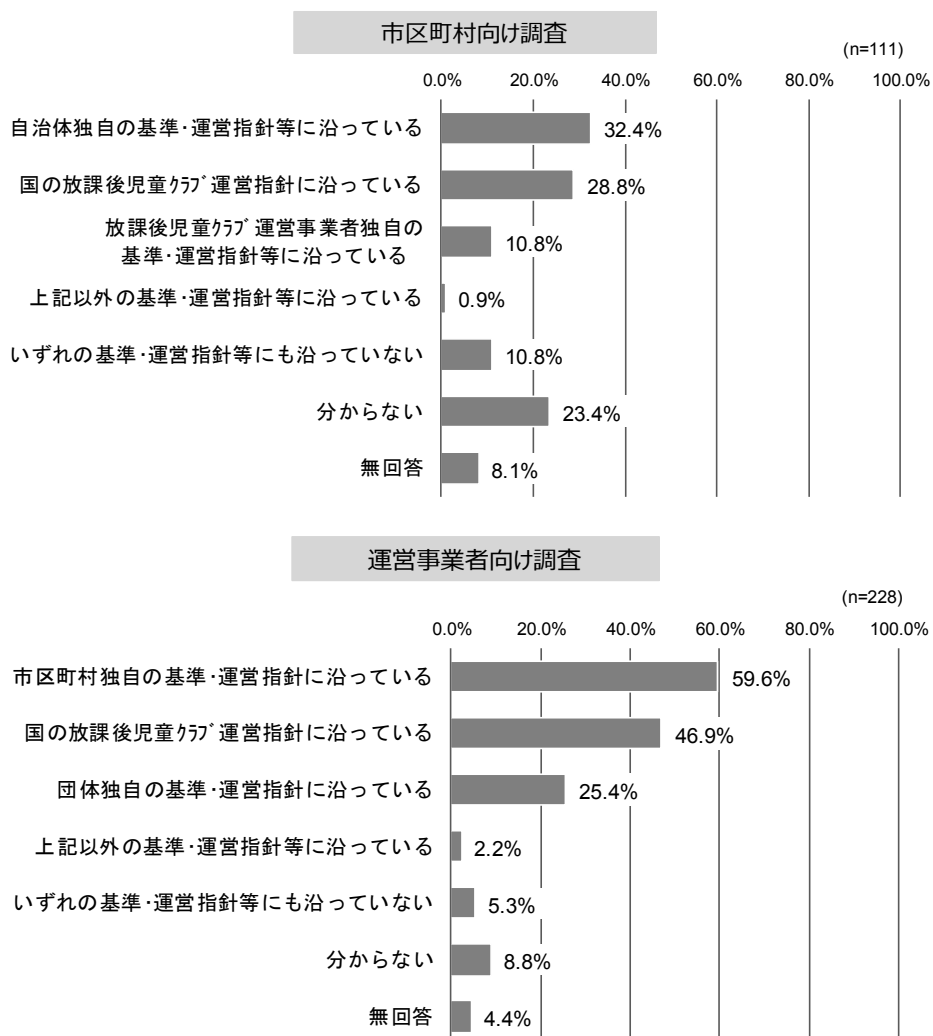
運営事業者向け調査



g) 第三者評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係について

第三者評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係についてみると、「国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている」と回答する割合は、市区町村向け調査で 28.8%であり、運営事業者向け調査では 46.9%である。いずれの調査も「市区町村独自の基準・運営指針等に沿っている」が最も高いが、国の放課後児童クラブ運営指針にも一定程度沿った評価項目を設定している。

図表 27 第三者評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係 (MA)

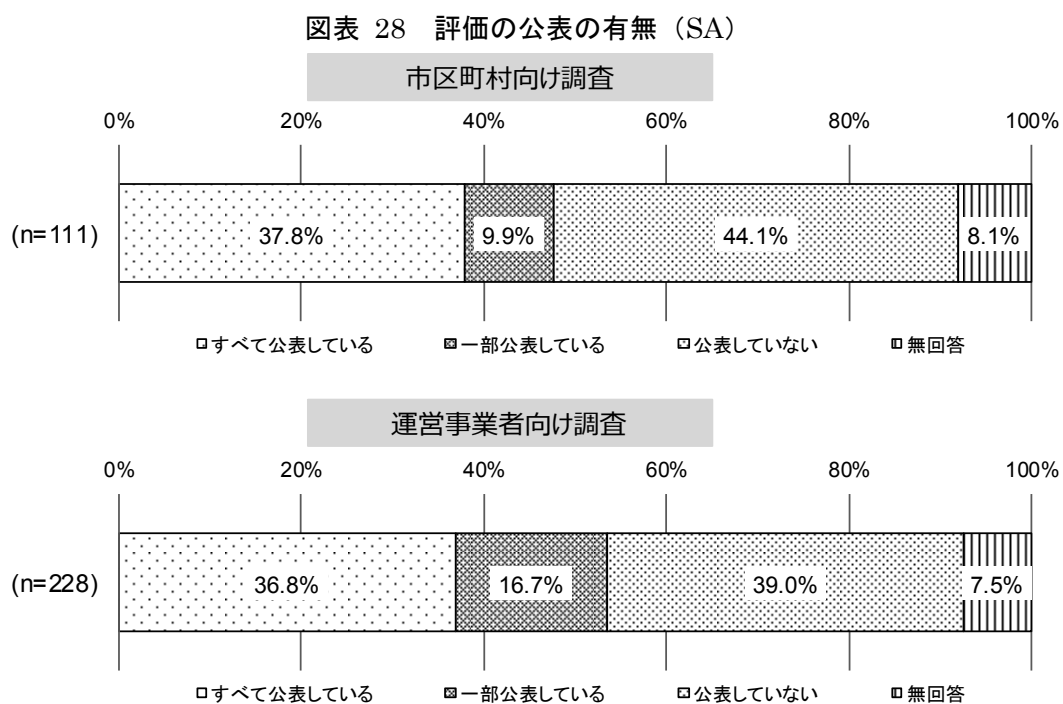


2) 評価結果の活用について

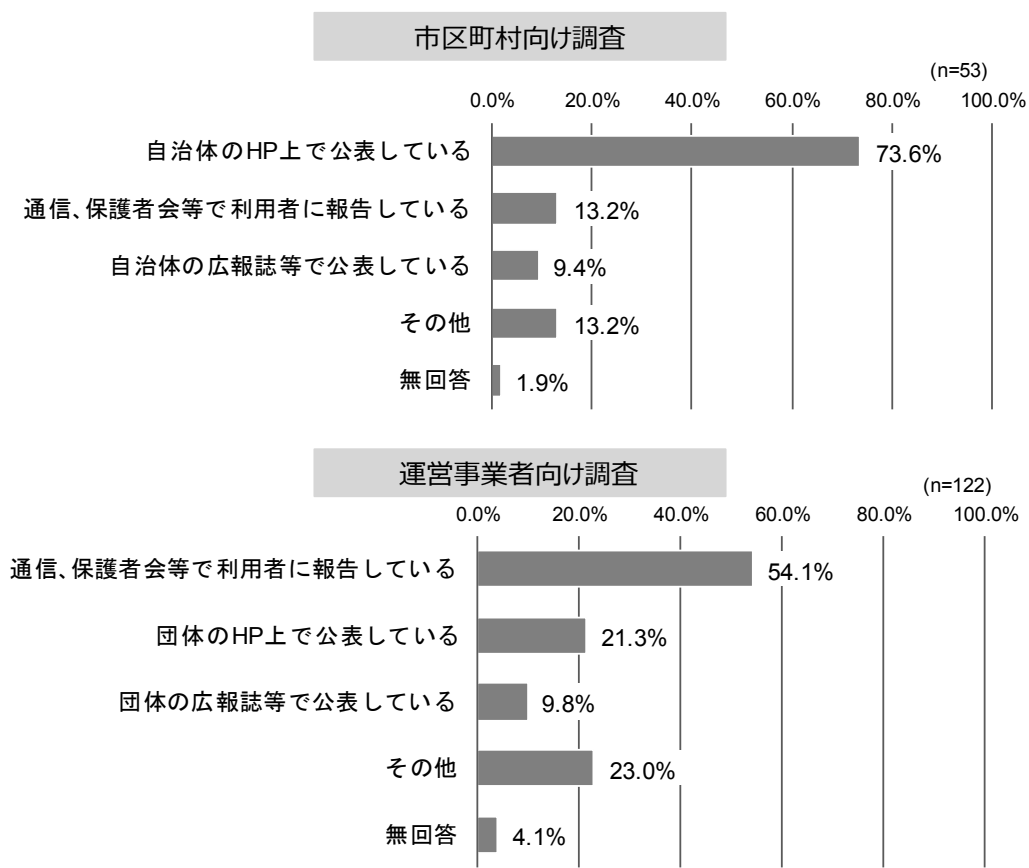
a) 評価結果の公表について

第三者評価の評価結果の公表について、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、公表している（「すべて公表している」「一部公表している」）と回答する割合は、約 5 割程度である。

また、その公表方法としては、市区町村向け調査は「自治体の HP 上で公表している」、運営事業者向け調査は「通信、保護者会等で利用者に報告している」と回答する割合がそれぞれ最も高くなっている。



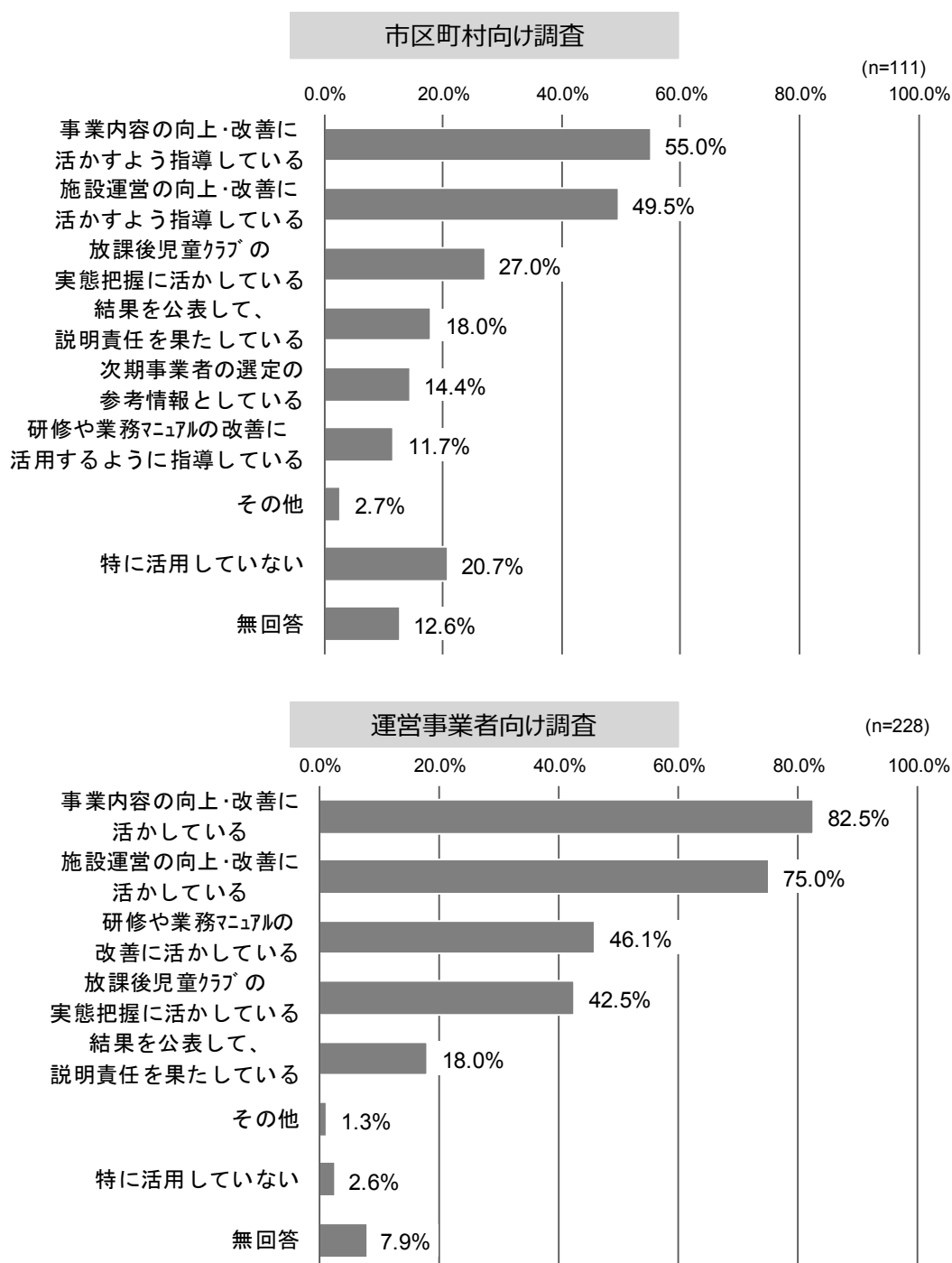
図表 29 評価の公表方法 (MA)



b) 評価結果の活用方法

評価結果の活用方法をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、事業内容と施設運営の向上・改善に活かしていると回答する割合がそれぞれ最も高い。このように、現在実施されている第三者評価は、実態把握や説明責任を主たる目的とするよりも、実際の事業内容や施設運営の改善に活かしている割合が高くなっている。

図表 30 評価結果の活用方法 (MA)

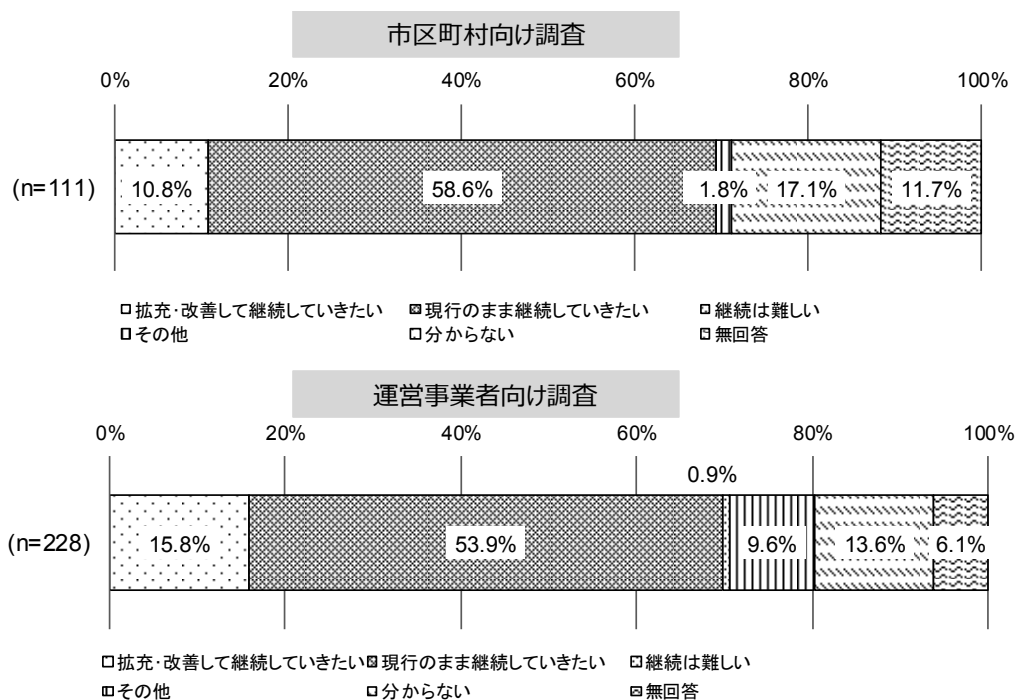


3) 今後の実施意向

a) 今後の継続意向【現在既に第三者評価を実施している団体対象】

現在既に第三者評価を実施している団体の今後の継続意向をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、「現行のまま継続していきたい」と回答する割合が過半数を占めている。一方で、「継続は難しい」と回答する割合は低い傾向にあり、現在既に第三者評価を導入している団体においては、今後も継続意向があることが推察される。

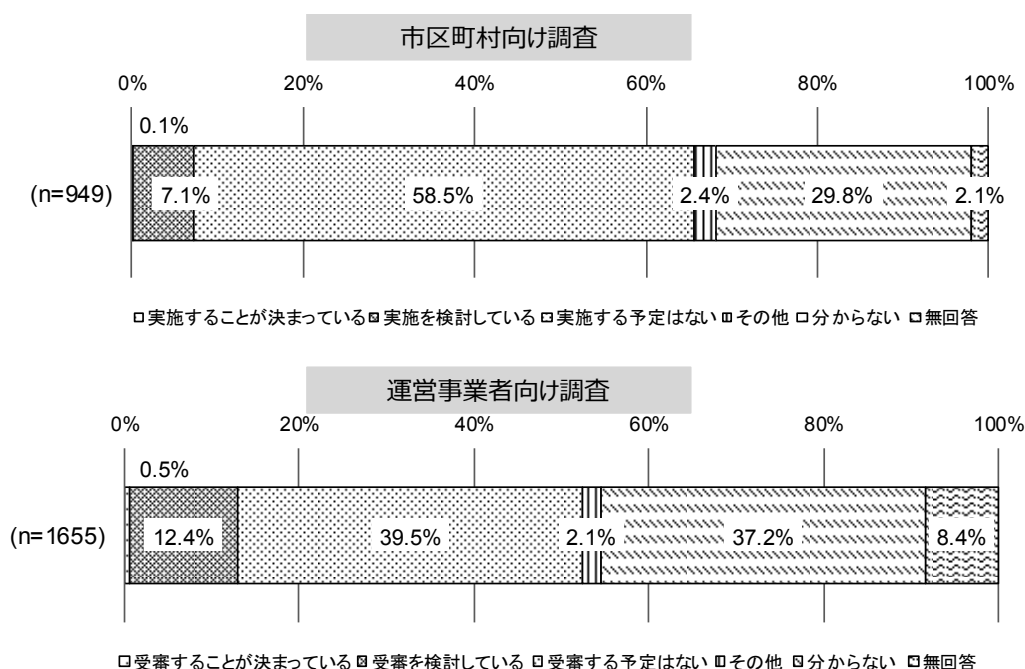
図表 31 今後の継続意向 (SA)



b) 今後の実施（受審）意向【現在第三者評価を実施していない団体】

現在第三者評価を実施していない団体の今後の実施（受審）意向をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、約1割程度がすでに「実施（受審）することが決まっている」と回答している。また、「実施（受審）することを検討している」と回答する割合は、市区町村向け調査で58.5%、運営事業者向け調査で39.5%に達している。このように、現在実施していない団体においても、今後の実施（受審）意向は一定程度あることが推察される。

図表 32 今後の実施（受審）意向（SA）

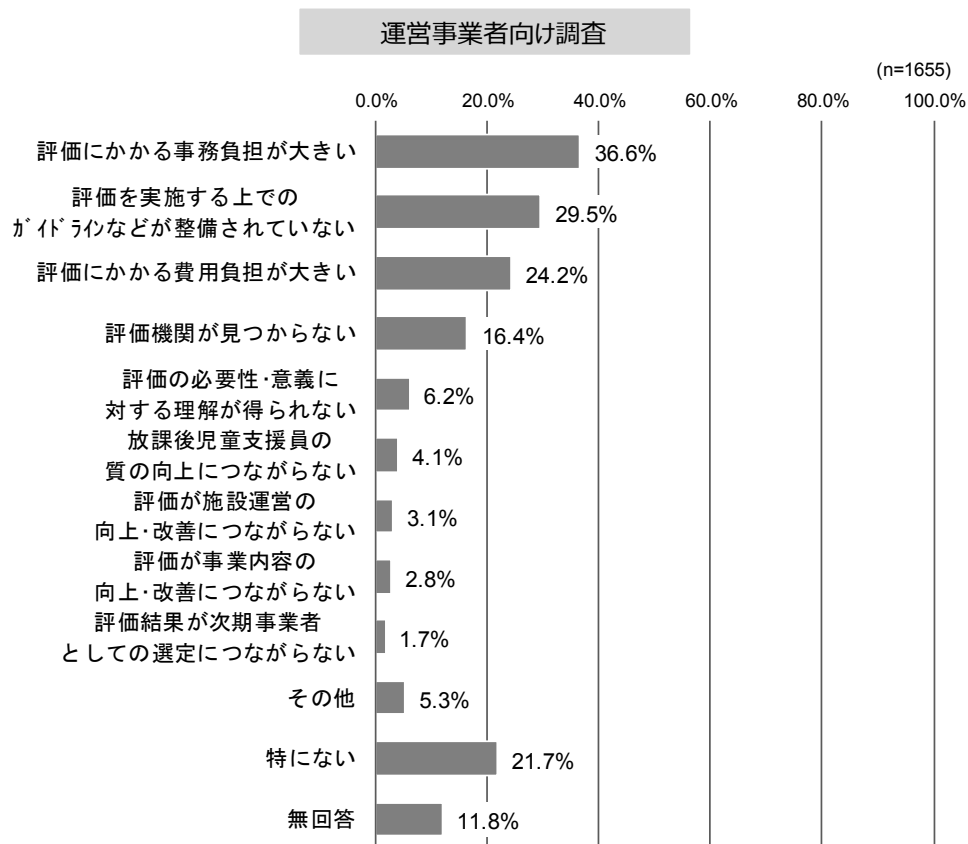
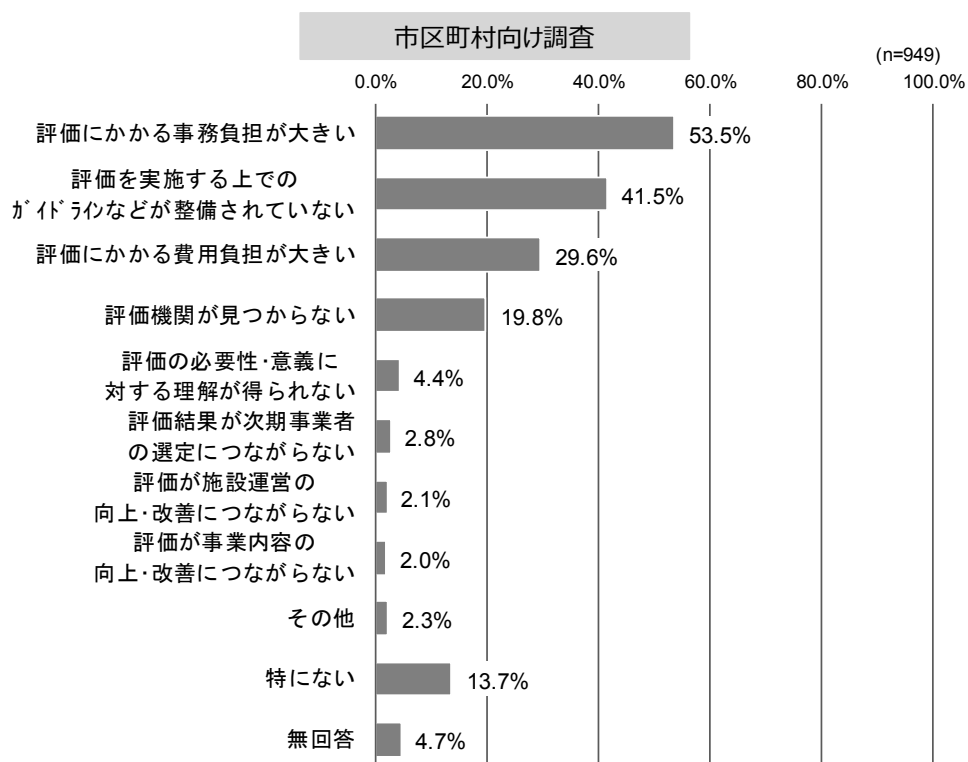


c) 今後実施（受審）する上で想定される課題【現在実施していない団体】

現在第三者評価を実施していない団体が今後実施（受審）する上で想定される課題をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに上位3つは同様の傾向にあり「評価にかかる事務負担が大きい」「評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない」「評価にかかる費用負担が大きい」を挙げる割合が高い傾向にある。また、いずれの調査でも「評価機関が見つからない」と回答する割合が一定程度ある。

一方で、「評価の必要性・意義に対する理解が得られない」と回答する割合はいずれの調査でも低い割合であり、現在第三者評価を実施（受審）していない団体においてもその必要性・意義については一定程度理解が得られていることが推察される。

図表 33 今後の実施（受審）する上で想定される課題（MA）

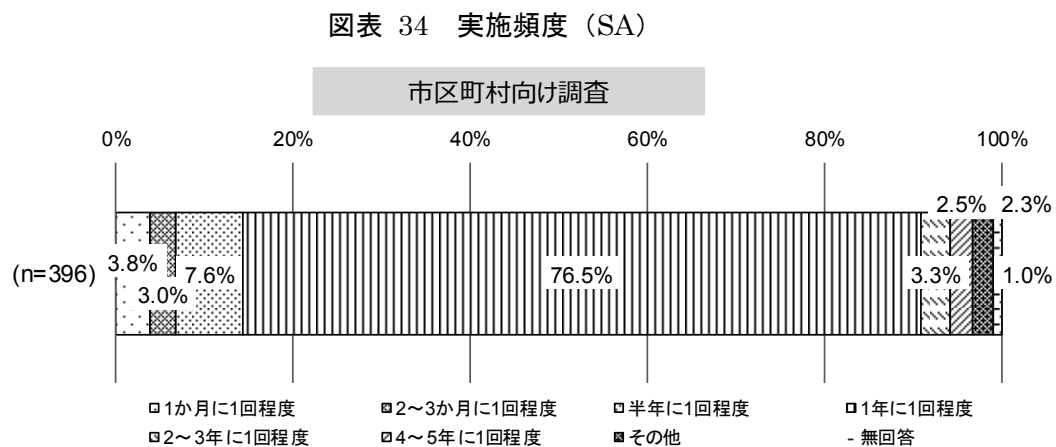


④市区町村による評価

1) 実施内容について

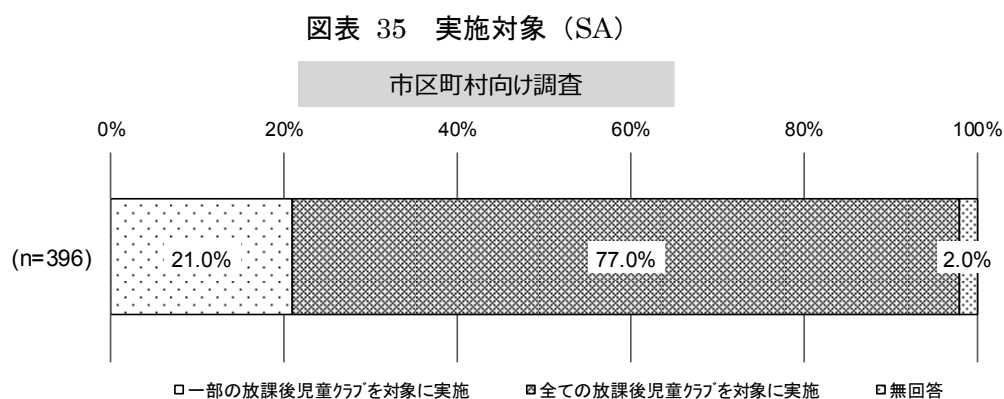
a) 実施頻度について

市区町村による評価の実施頻度をみると、「1年に1回程度」と回答する割合が7割を超え、最も多くなっている。



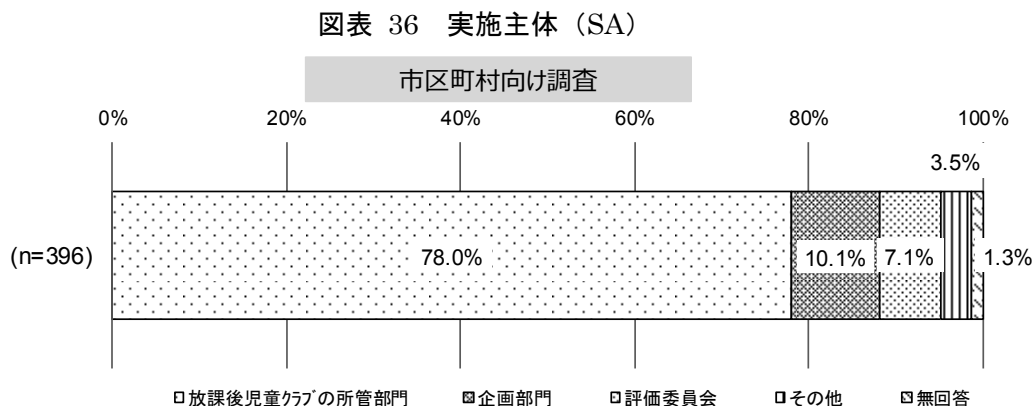
b) 実施対象について

市区町村による評価の実施対象をみると、「全ての放課後児童クラブを対象に実施」と回答する割合が7割を超える。このように、市区町村による評価を実施する場合には、基本的に全ての施設を対象にすることが多い。



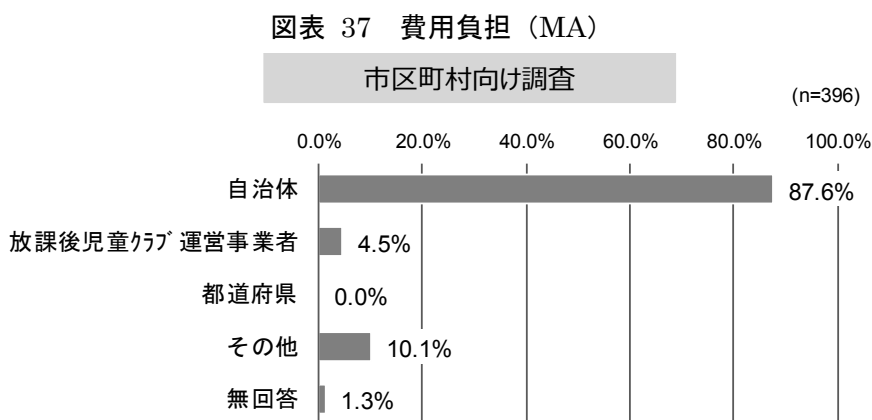
c) 評価の実施主体について

市区町村による評価の実施主体をみると、「放課後児童クラブの所管部門」と回答する割合が約8割で最も高い。その他、「企画部門」「評価委員会」はそれぞれ約1割程度である。



d) 費用負担について

市区町村による評価の費用負担をみると、市区町村が費用負担していると回答する割合が87.6%に上り、ほとんどの場合において市区町村が負担している。

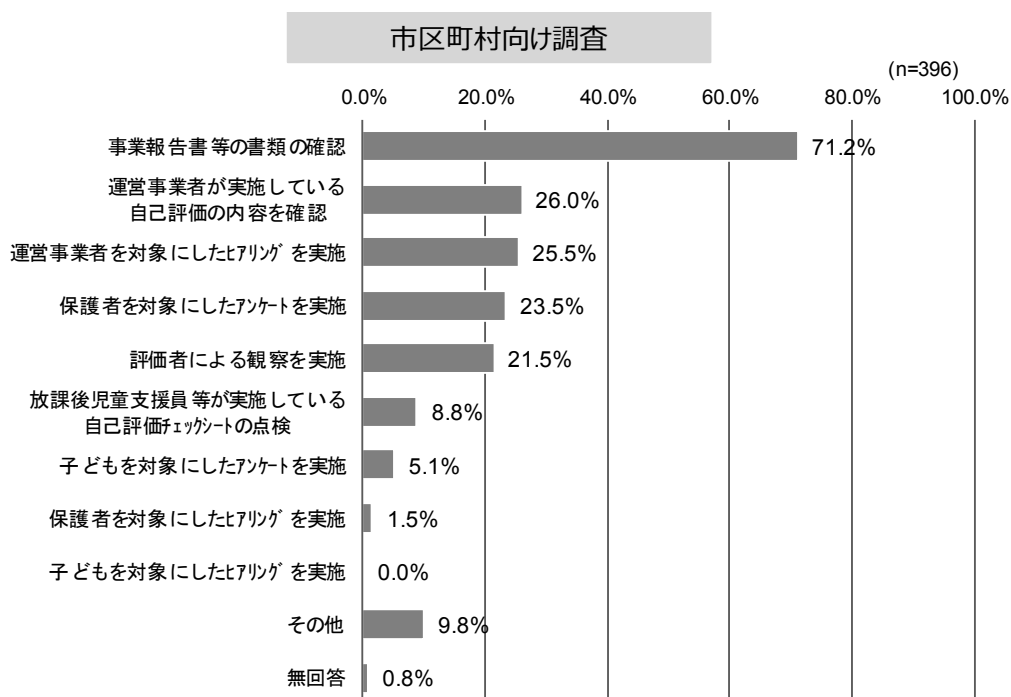


e) 評価の実施方法について

評価の実施方法をみると、「事業報告書等の書類の確認」と回答する割合が71.2%で最も高い。その他、2割程度の市区町村で「運営事業者が実施している自己評価の内容を確認」「運営事業者を対象にしたヒアリングを実施」「保護者を対象にしたアンケートを実施」「評価者による観察を実施」が行われている。

一方で、当事者である子どもを対象にした調査（アンケートやヒアリング）などを実施している割合は低い傾向にある。

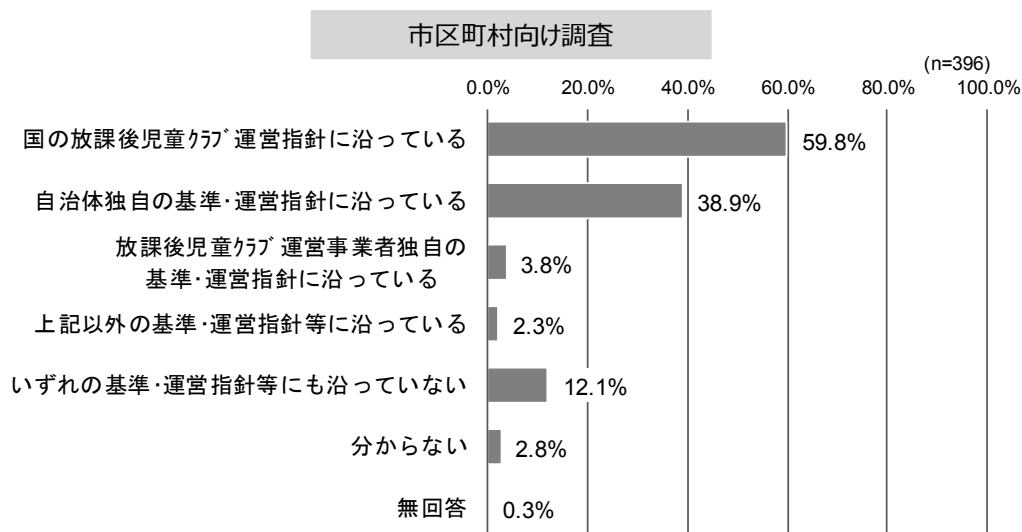
図表 38 評価の実施方法 (MA)



f) 市区町村による評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係

市区町村による評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係についてみると、「国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている」と回答する割合も6割近くあり、最も高い。このように、市区町村による評価が実施される場合には、国の放課後児童クラブ運営指針に沿って評価項目を設定しているところが多い。

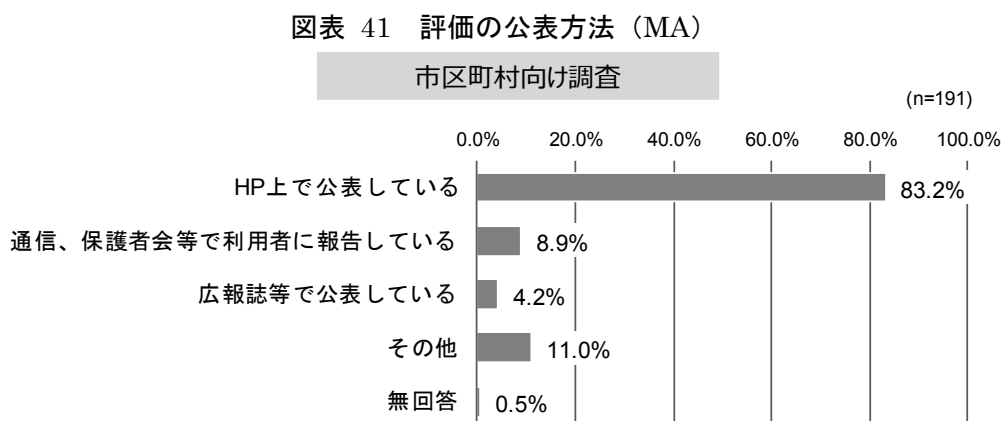
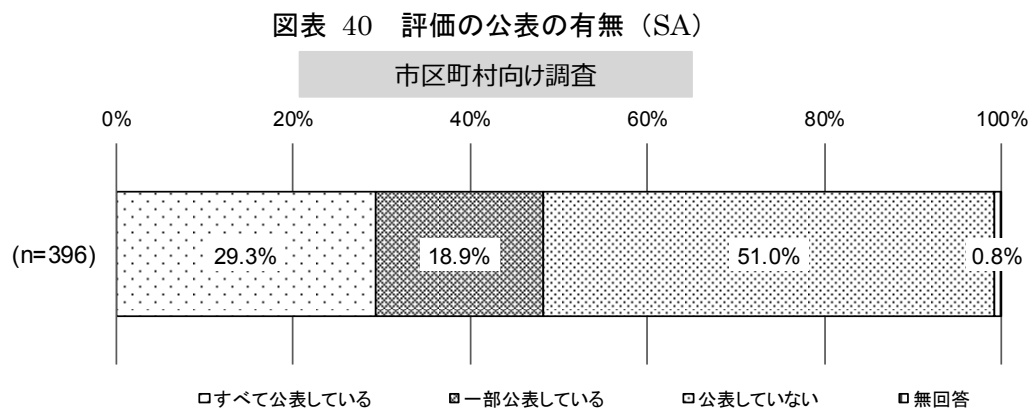
図表 39 市区町村による評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係 (MA)



2) 評価結果の活用について

a) 評価結果の公表について

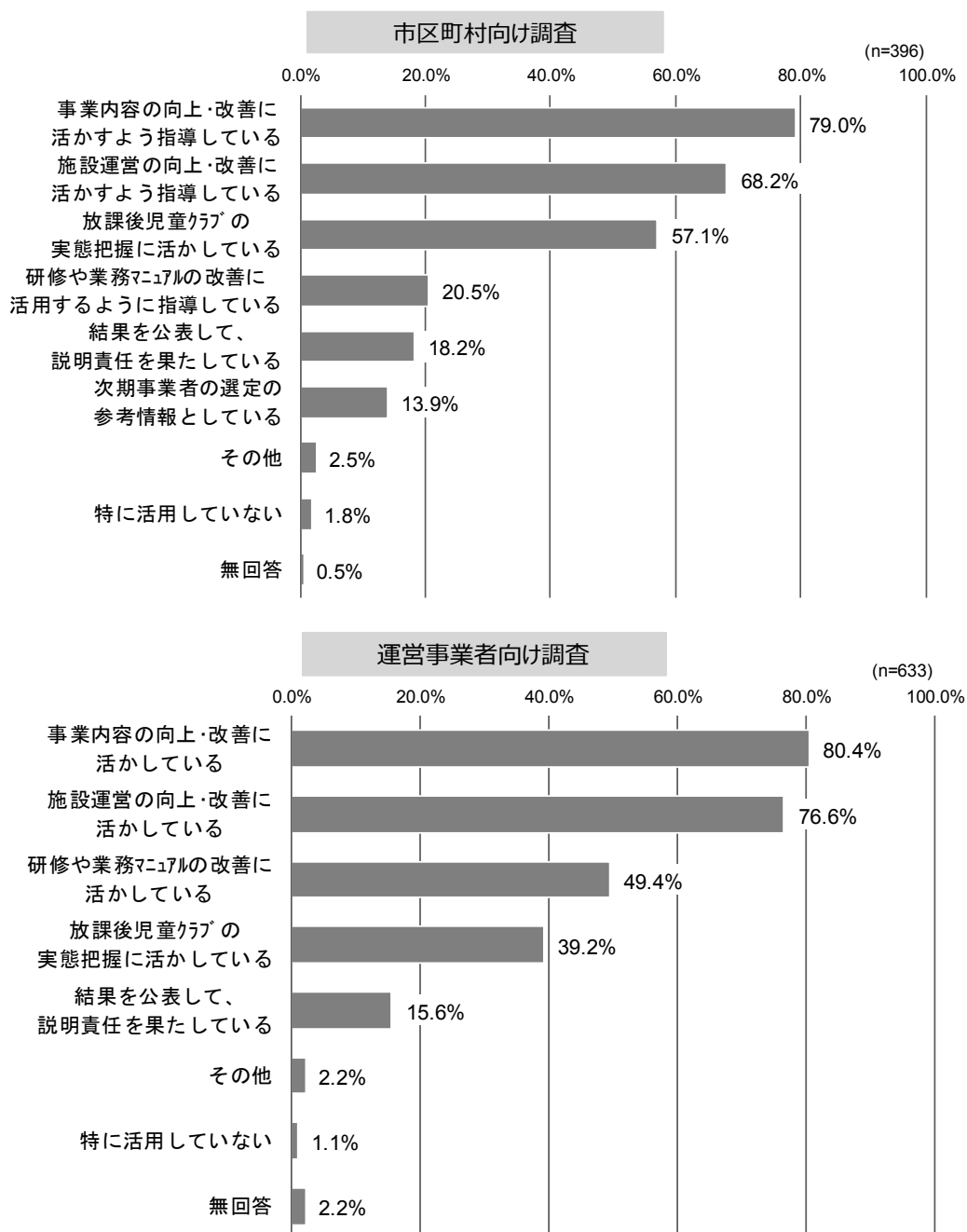
市区町村による評価の評価結果の公表について、「公表していない」と回答している割合が51.0%で最も高いが、約半数弱ではすべてまたは一部公表している。公表している場合には、HP上で公表している場合が83.2%で最も高くなっている。



b) 評価結果の活用方法について

評価結果の活用方法をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査ともに、事業内容と施設運営の向上・改善に活かしていると回答する割合がそれぞれ最も高い。一方で、市区町村向け調査では「放課後児童クラブの実態把握に活かしている」、運営事業者向け調査では「研修や業務マニュアルの改善に活かしている」と回答する割合がそれぞれ比較的高い。

図表 42 評価結果の活用方法 (MA)



⑤各種評価の効果と課題

1)各種評価を実施することで得られた効果

各種評価を実施することで得られた効果について、運営事業者による自己評価・第三者評価・市区町村による評価のいずれも「事業内容の向上・改善につながる」「施設運営の向上・改善につながる」など事業及び施設運営の質の向上・改善に関する効果を挙げる割合が上位2つを占めている。

効果として3つ目に挙げられる項目は、評価の種類や実施主体によって以下の通りに異なる。運営事業者による自己評価では「放課後児童支援員の質の向上につながる」(56.0%)と回答する割合が高くなっており、自己評価を実施することで放課後児童支援員の質の向上につながると感じられている。

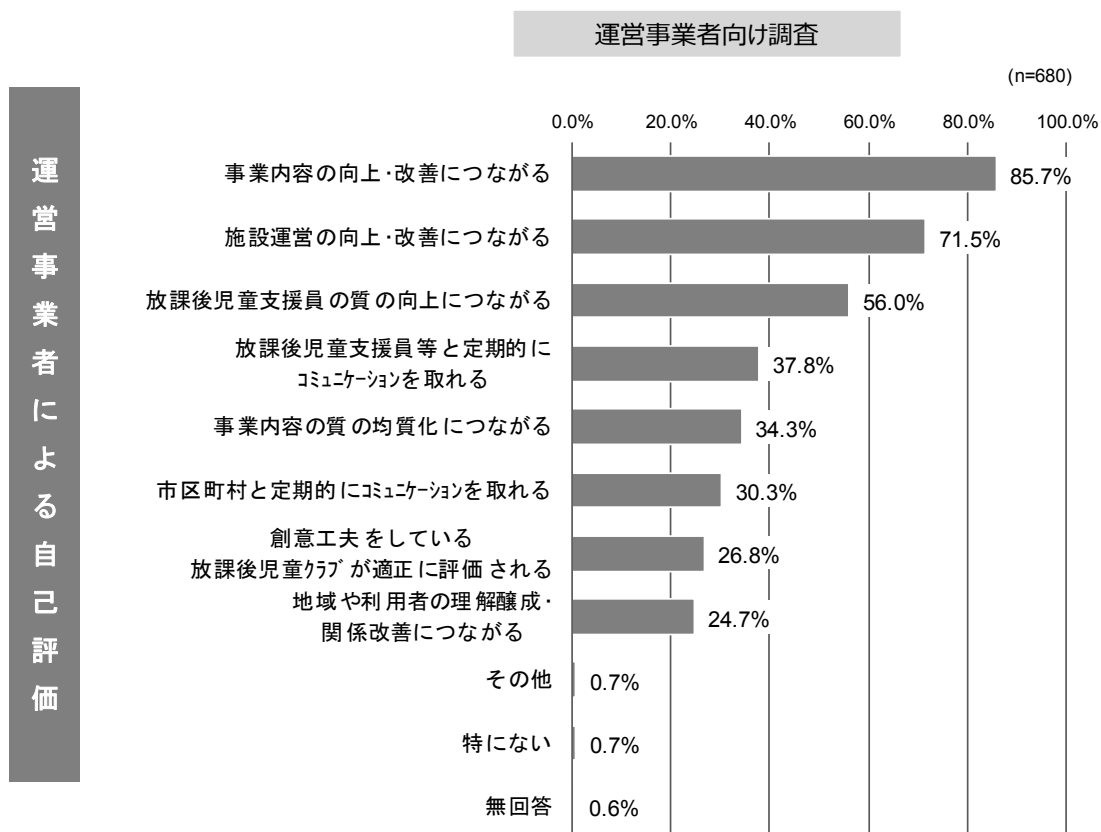
第三者評価では、市区町村向け調査では「地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる」(18.9%)、運営事業者向け調査では「放課後児童支援員の質の向上につながる」(46.1%)と回答する割合が高い。このように、市区町村は第三者評価を実施することが地域や利用者に対する説明責任及び周知・理解の促進に効果があると考えており、一方で運営事業者は第三者評価を実施することで放課後児童支援員の質が向上することに効果を見出している。

市区町村による評価では、市区町村向け調査・運営事業者向け調査のいずれも放課後児童クラブ運営事業者と市区町村が定期的にコミュニケーションを取れることを効果として挙げる割合が高い。

図表 43 各種評価を実施することで得られた効果（上位3つ）

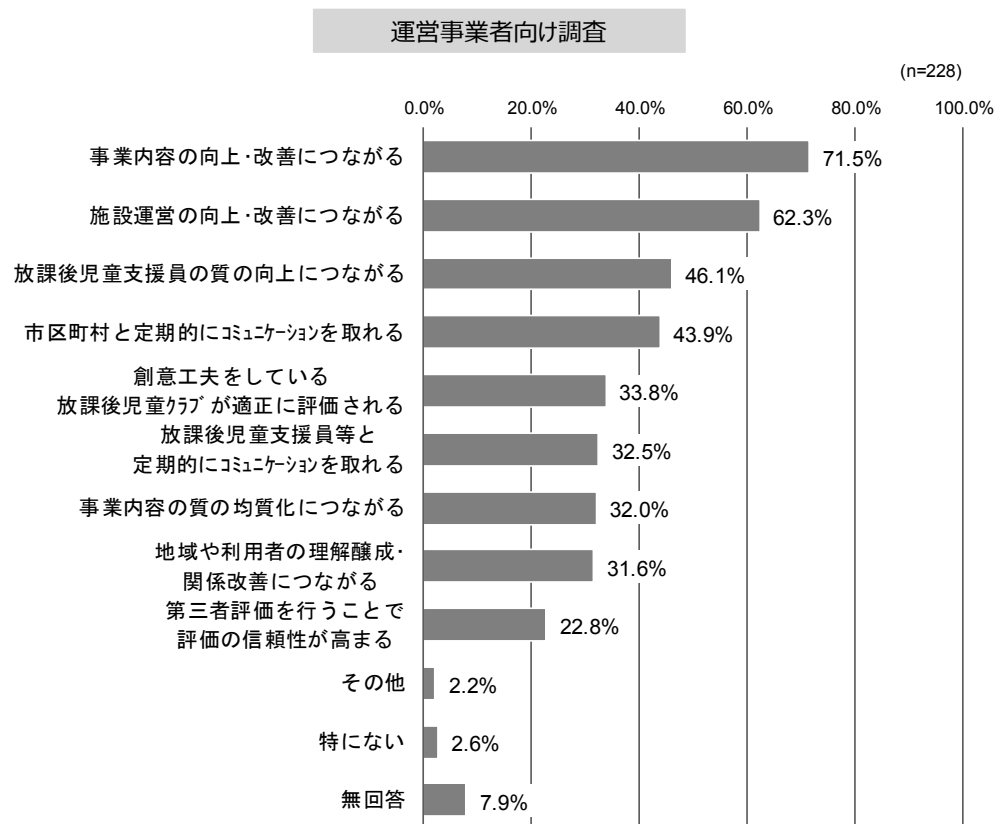
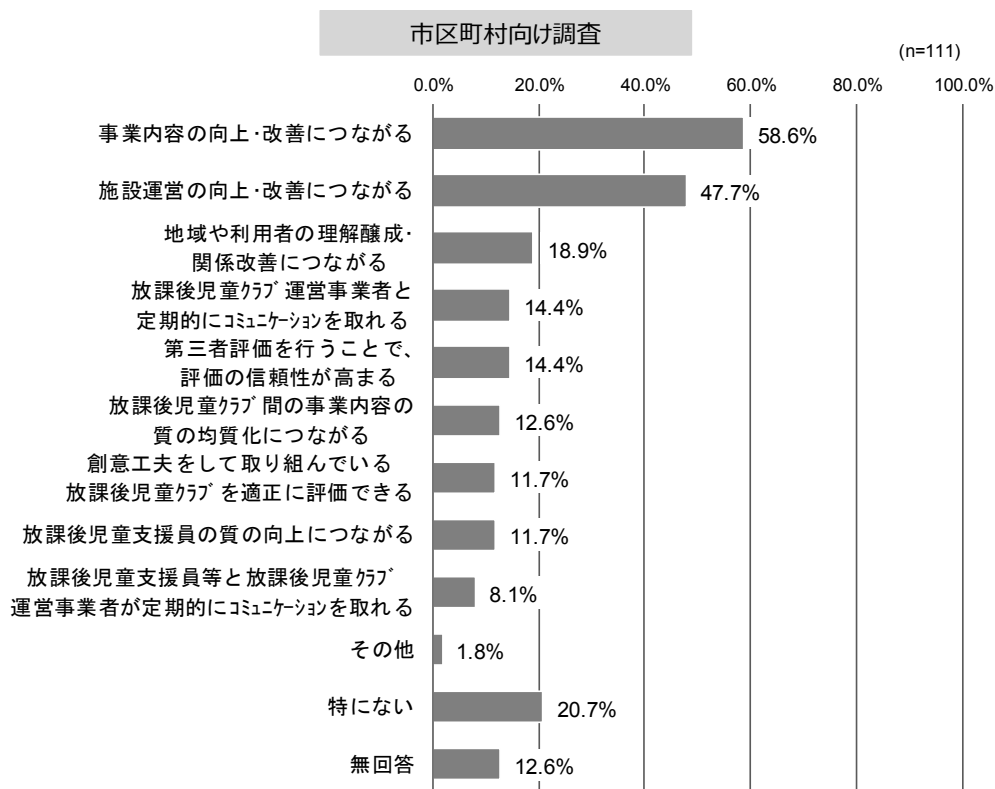
各種評価	調査	回答が多かった効果（上位3つ）
運営事業者による自己評価	運営事業者向け調査	①事業内容の向上・改善につながる（85.7%） ②施設運営の向上・改善につながる（71.5%） ③放課後児童支援員の質の向上につながる(56.0%)
第三者評価	市区町村向け調査	①事業内容の向上・改善につながる（58.6%） ②施設運営の向上・改善につながる（47.7%） ③地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる（18.9%）
	運営事業者向け調査	①事業内容の向上・改善につながる（71.5%） ②施設運営の向上・改善につながる（62.3%） ③放課後児童支援員の質の向上につながる（46.1%）
市区町村による評価	市区町村向け調査	①事業内容の向上・改善につながる（85.1%） ②施設運営の向上・改善につながる（62.9%） ③放課後児童クラブ運営事業者と定期的にコミュニケーションを取れる（38.1%）
	運営事業者向け調査	①事業内容の向上・改善につながる（76.8%） ②施設運営の向上・改善につながる（62.7%） ③市区町村と定期的にコミュニケーションを取れる（57.2%）

図表 44 【運営事業者による自己評価】 評価を実施することで得られた効果 (MA)

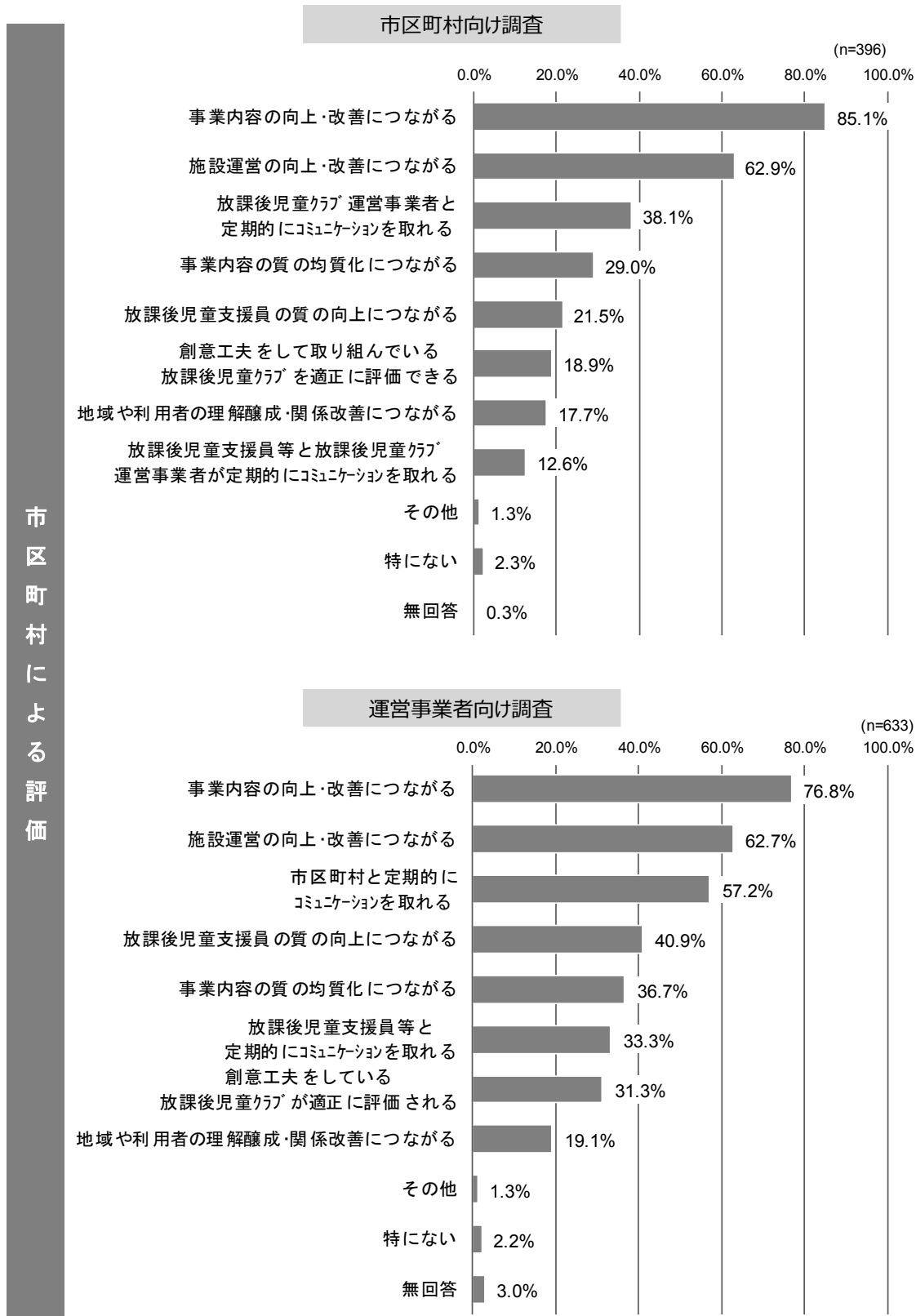


図表 45 【第三者評価】評価を実施することで得られた効果 (MA)

第三者評価



図表 46 【市区町村による評価】評価を実施することで得られた効果 (MA)



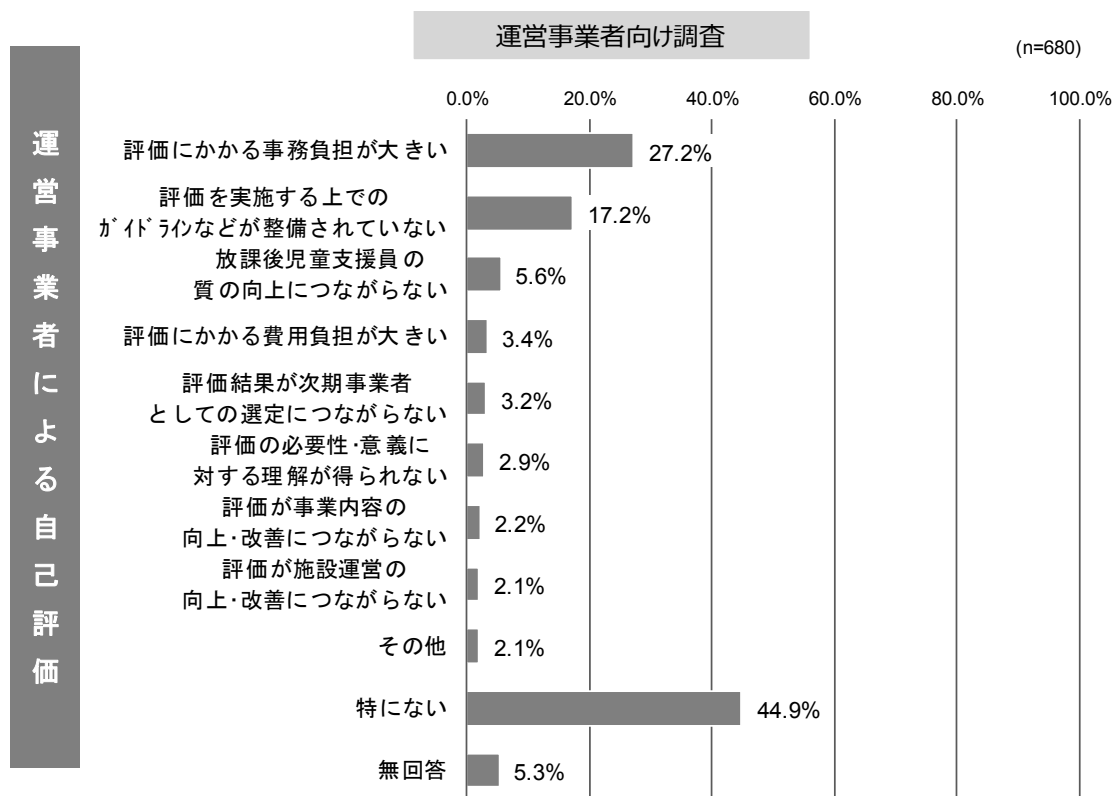
2) 各種評価を実施する上で直面している課題

各種評価を実施する上で直面している課題について、運営事業者による自己評価・第三者評価・市区町村による評価のいずれも「評価にかかる事務負担が大きい」「評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない」「放課後児童支援員の質の向上につながらない」と回答する割合が上位3つを占める。このように、事務負担の増加に加えて、ガイドラインなど評価の仕方や手順などがまとまった方針の提示が求められている。また、評価結果を踏まえて、放課後児童支援員の学びや成長、日常の業務の改善にどのようにつなげていくのかについて課題を抱えていることがうかがえる。

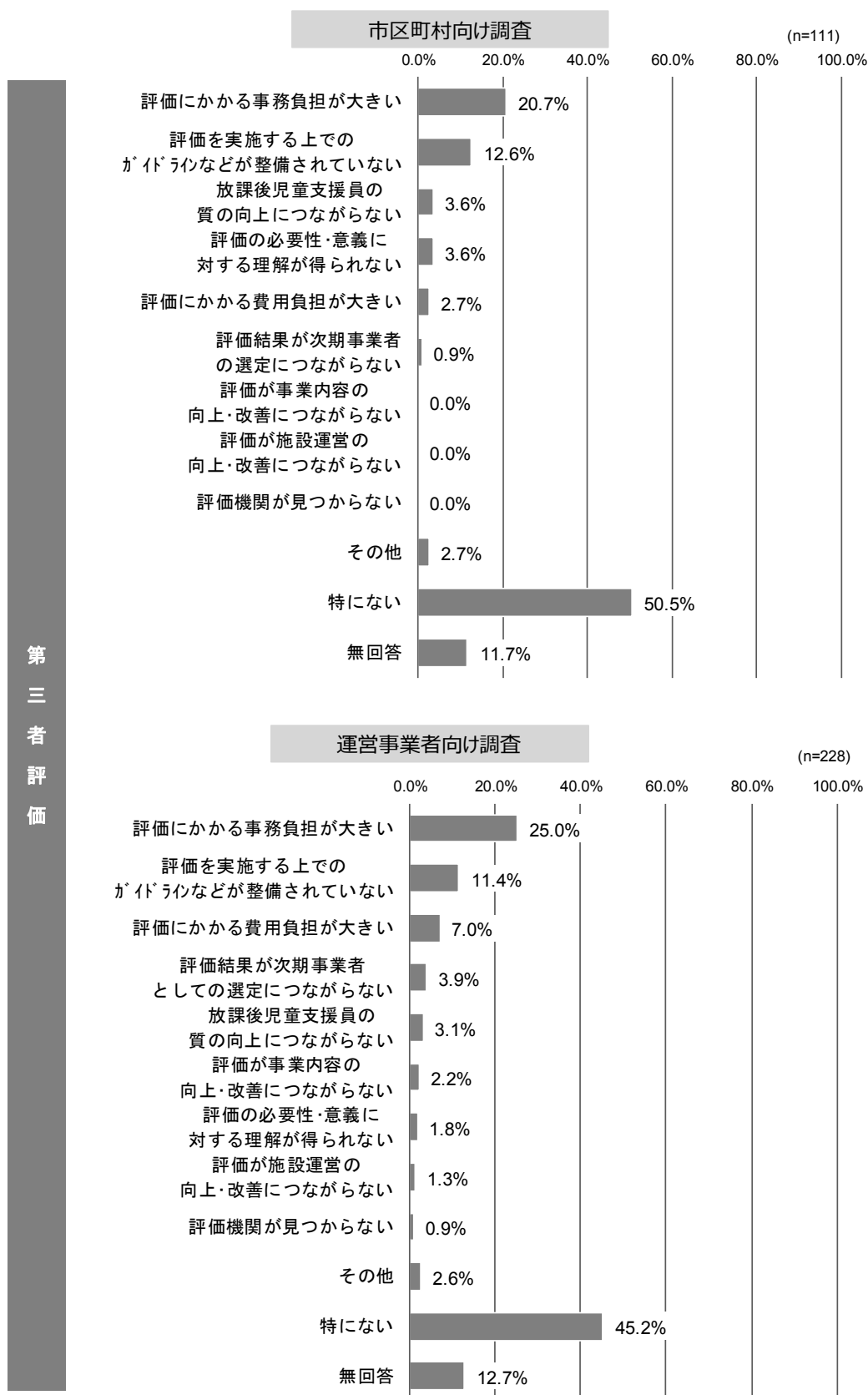
図表 47 各種評価を実施する上で直面している課題（上位3つ）

各種評価	調査	回答が多かった課題（上位3つ）
運営事業者による自己評価	運営事業者向け調査	①評価にかかる事務負担が大きい（27.2%） ②評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない（17.2%） ③放課後児童支援員の質の向上につながらない（5.6%）
第三者評価	市区町村向け調査	①評価にかかる事務負担が大きい（20.7%） ②評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない（12.6%） ③放課後児童支援員の質の向上につながらない（3.6%） ③評価の必要性・意義に対する理解が得られない（3.6%）
	運営事業者向け調査	①評価にかかる事務負担が大きい（25.0%） ②評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない（11.4%） ③放課後児童支援員の質の向上につながらない（7.0%）
市区町村による評価	市区町村向け調査	①評価にかかる事務負担が大きい（32.1%） ②評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない（15.2%） ③放課後児童支援員の質の向上につながらない（7.6%）
	運営事業者向け調査	①評価にかかる事務負担が大きい（23.7%） ②評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない（11.7%） ③放課後児童支援員の質の向上につながらない（5.4%）

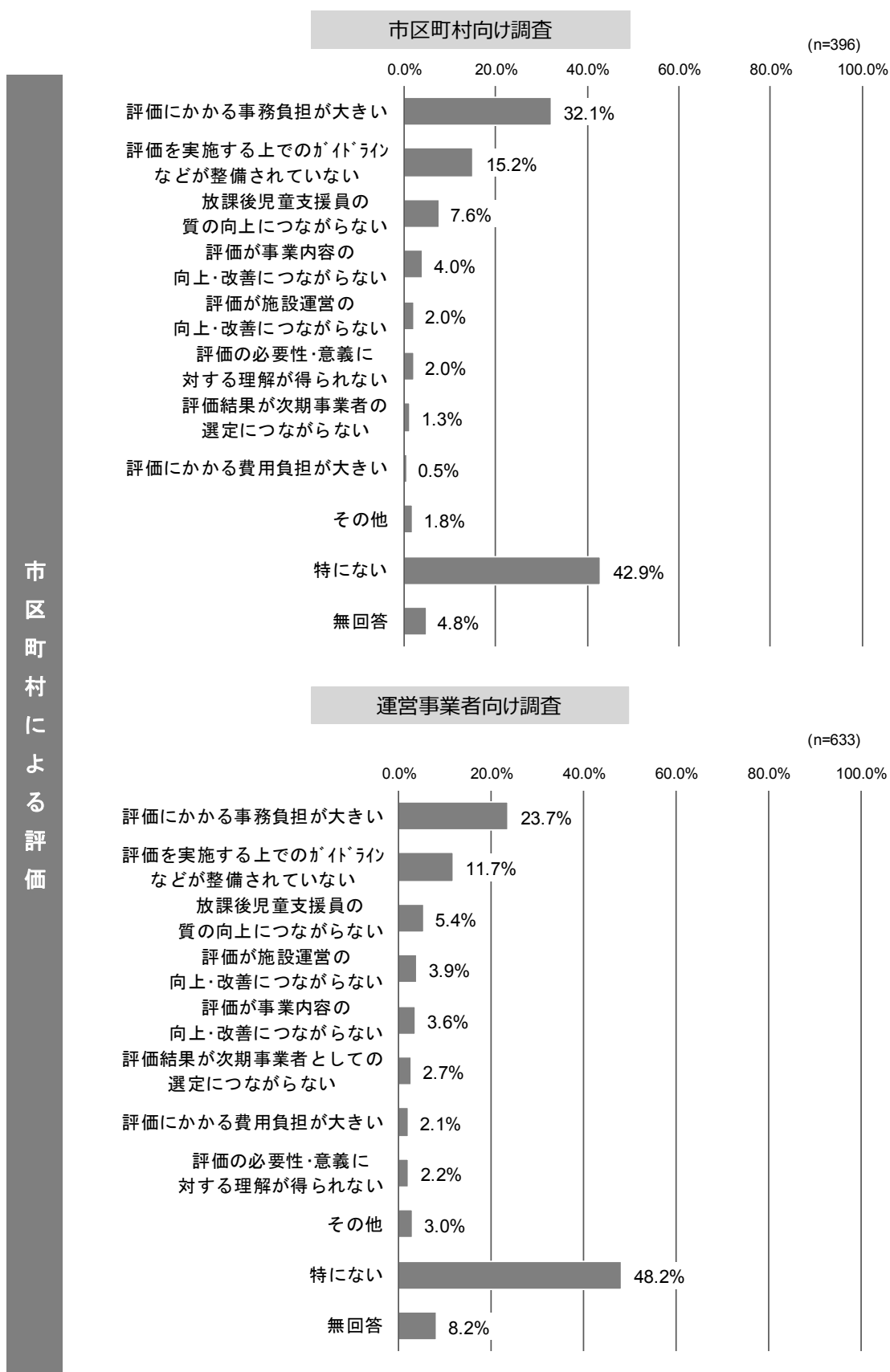
図表 48 【運営事業者による自己評価】評価を実施する上で直面している課題（MA）



図表 49 【第三者評価】評価を実施する上で直面している課題（MA）



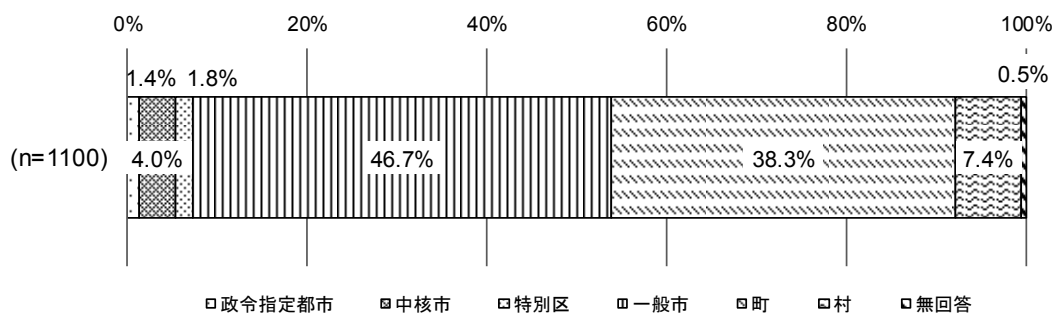
図表 50 【市区町村による評価】評価を実施する上で直面している課題（MA）



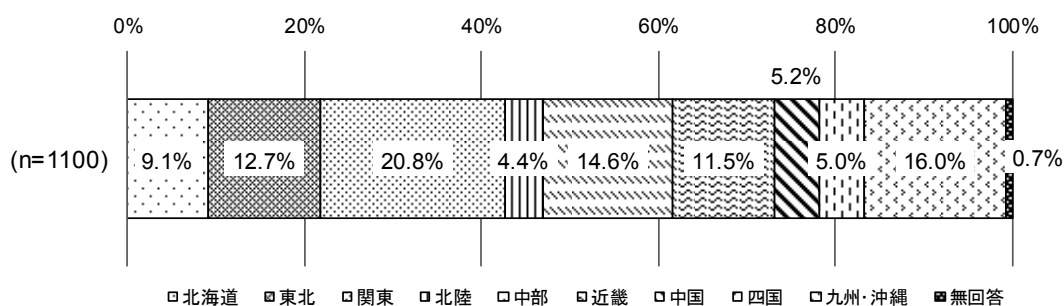
⑥回答者属性

1) 市区町村向け調査

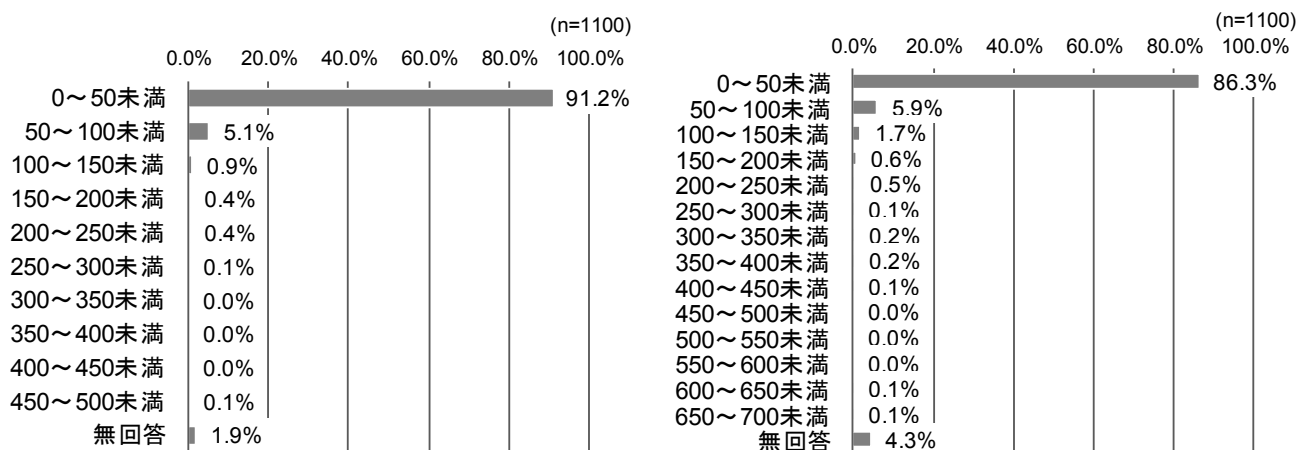
図表 51 所在する自治体の種別 (SA)



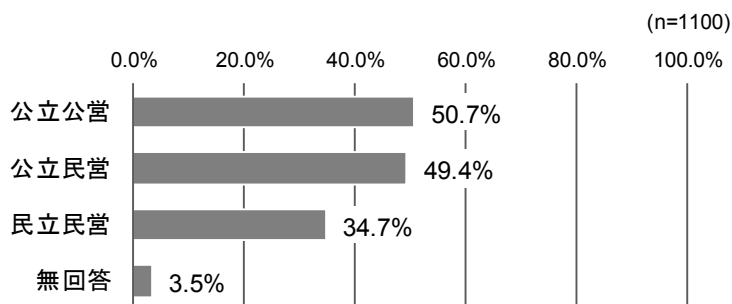
図表 52 所在する広域ブロック (SA)



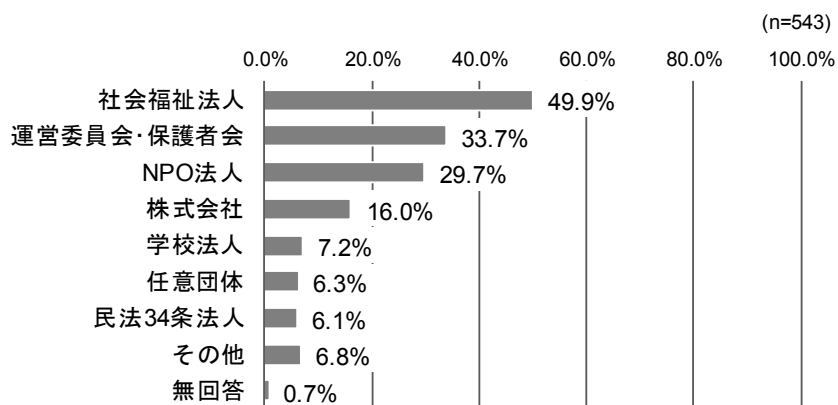
図表 53 当該市区町村内で運営する放課後児童クラブ数 (左図) 及び
当該市区町村内での支援単位数 (右図)



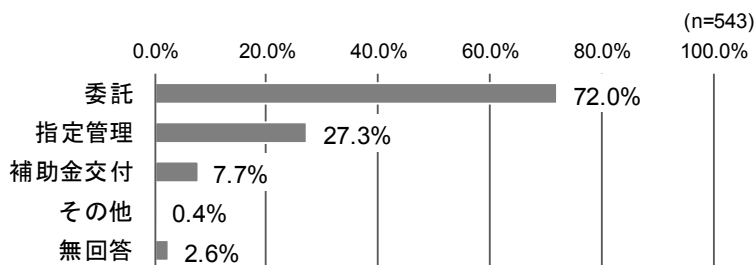
図表 54 放課後児童クラブ[※]の設置区分 (MA)



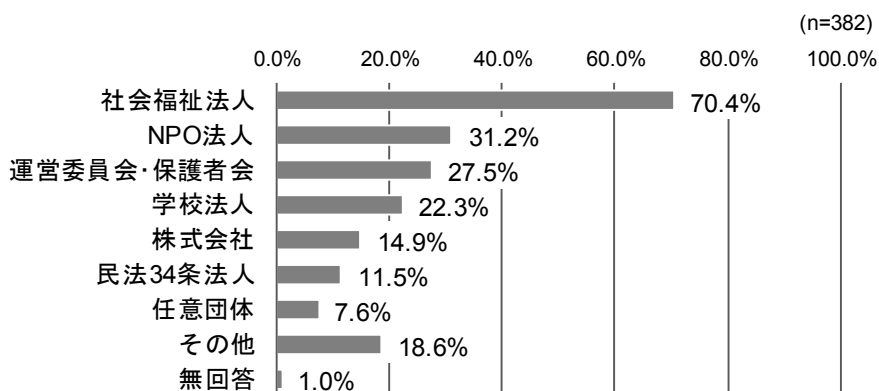
図表 55 【公立民営】放課後児童クラブ[※]の運営者 (MA)



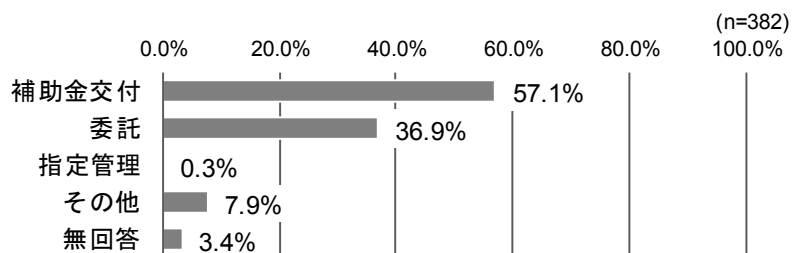
図表 56 【公立民営】放課後児童クラブ[※]の運営形態 (MA)



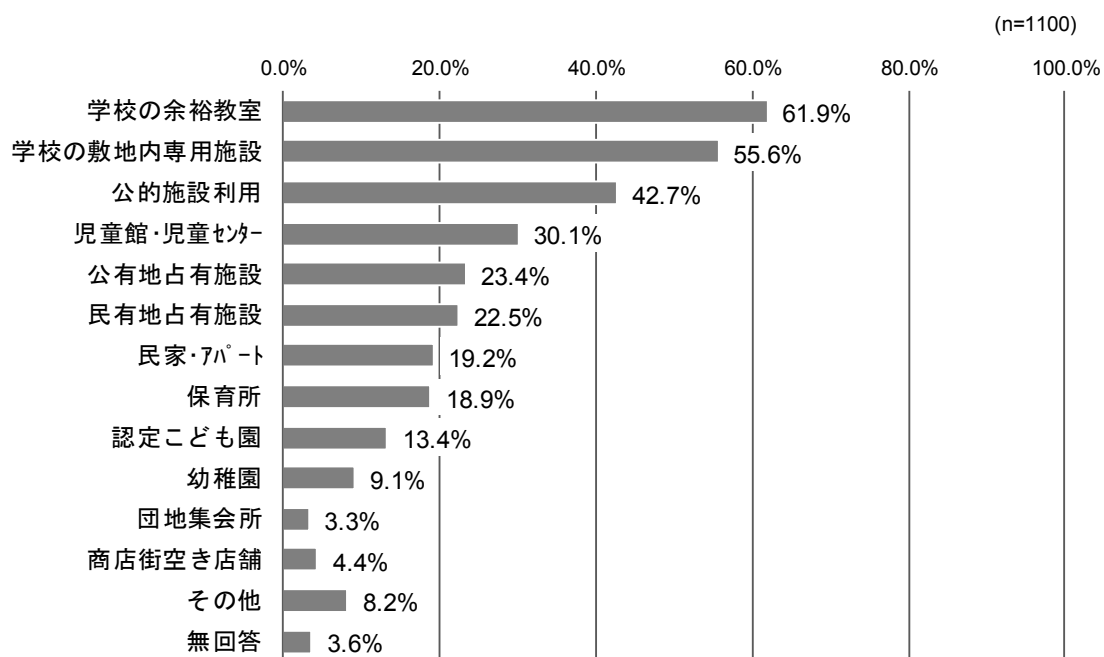
図表 57 【民立民営】放課後児童クラブ[※]の運営者 (MA)



図表 58 【民立民営】放課後児童クラブの運営形態 (MA)

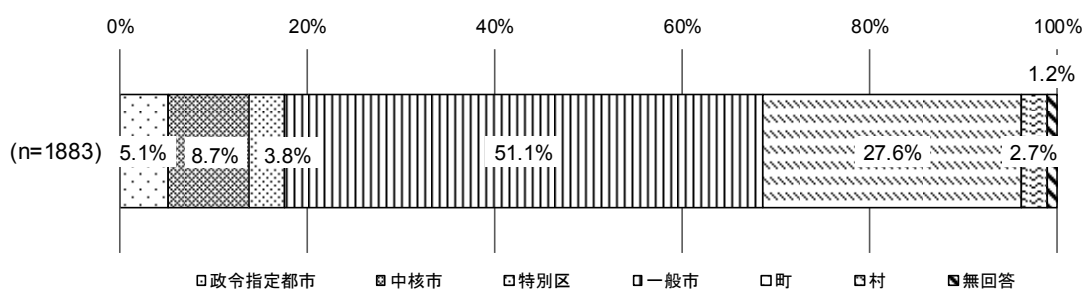


図表 59 自治体の域内にある放課後児童クラブの設置場所 (MA)

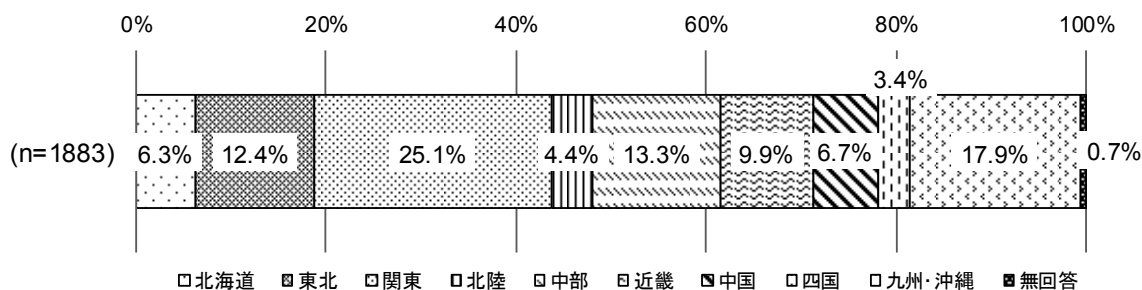


2) 運営事業者向け調査

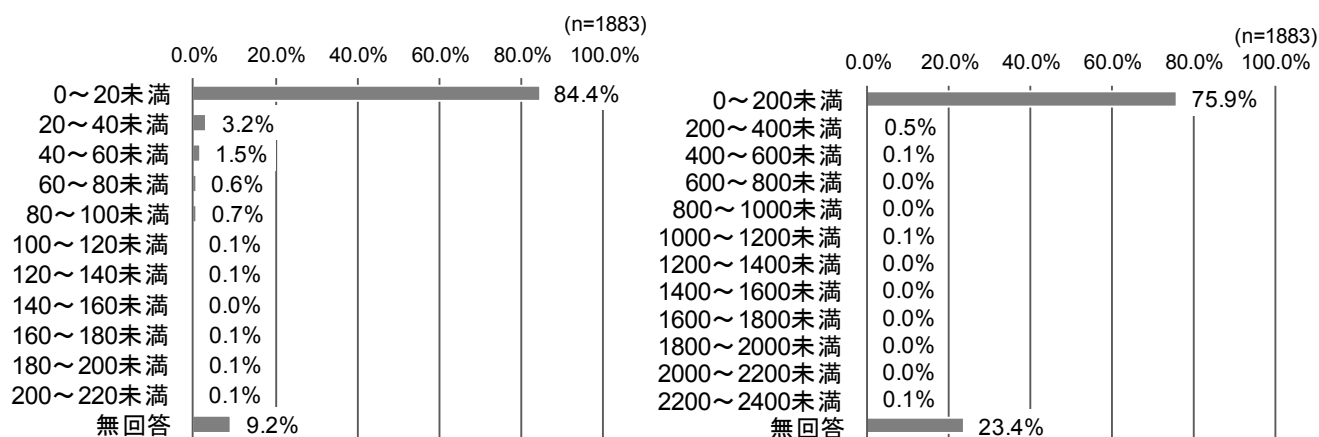
図表 60 所在する自治体の種別 (SA)



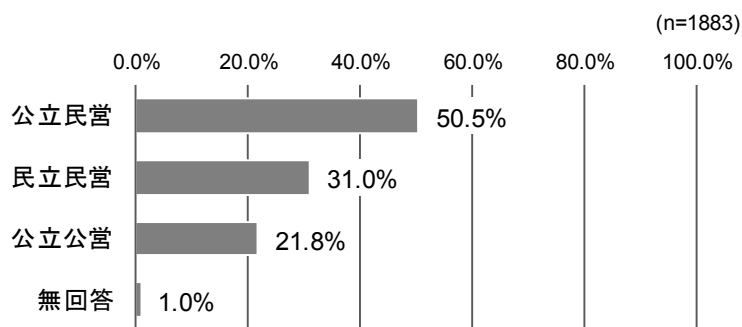
図表 61 所在する広域ブロック (SA)



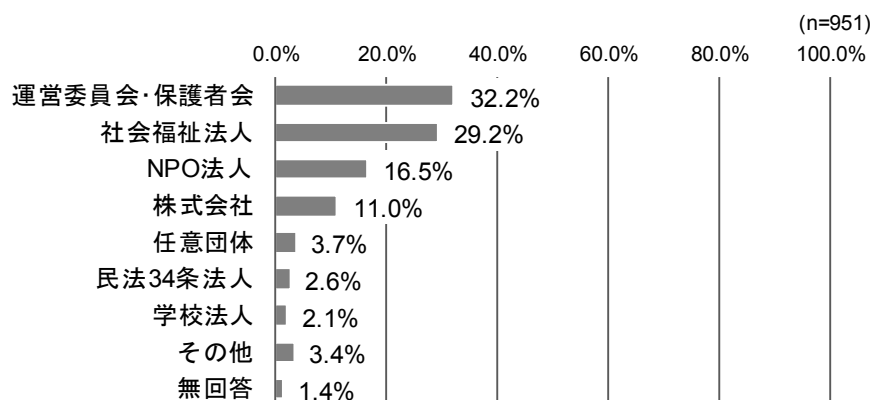
図表 62 当該市区町村内で運営する放課後児童クラブ数(左図)及び
当該市区町村内での支援単位数(右図)



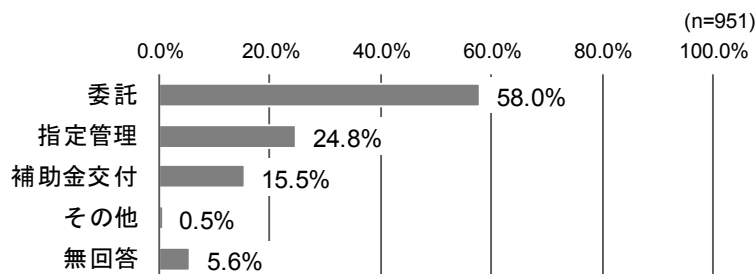
図表 63 放課後児童クラブ[※]の設置区分 (MA)



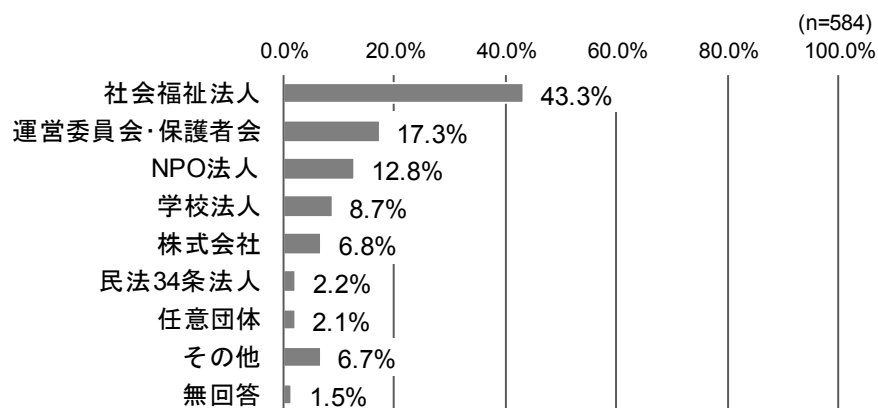
図表 64 【公立民営】放課後児童クラブ[※]の運営者 (MA)



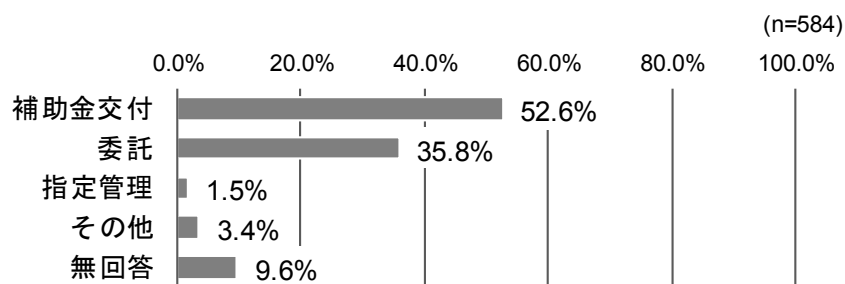
図表 65 【公立民営】放課後児童クラブ[※]の運営形態 (MA)



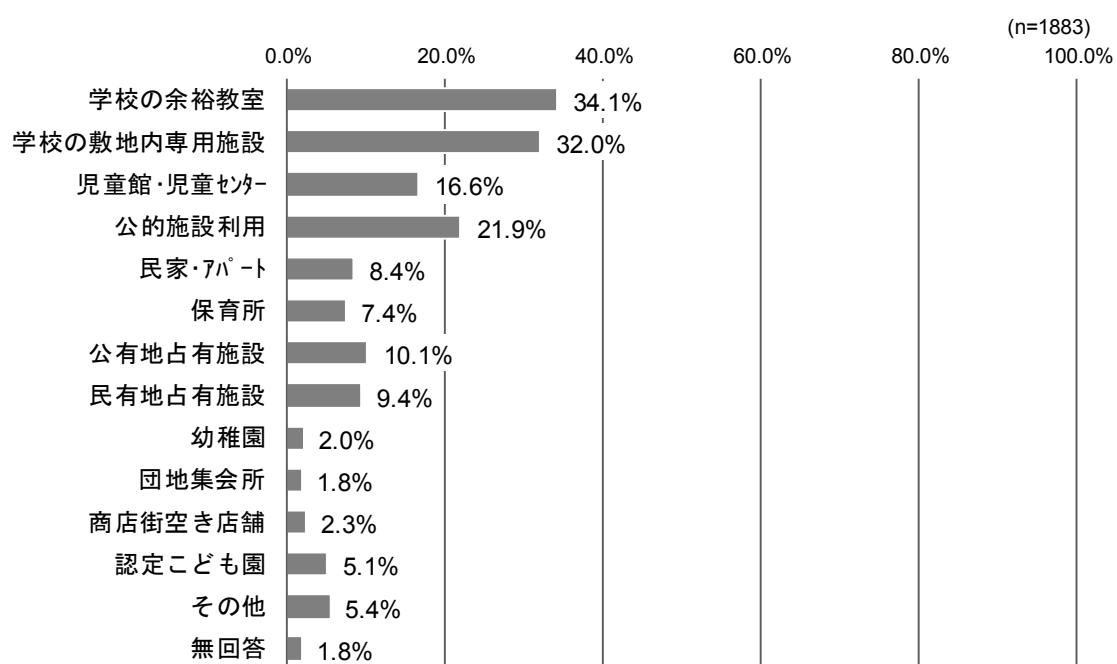
図表 66 【民立民営】放課後児童クラブ[※]の運営者 (MA)



図表 67 【民立民営】放課後児童クラブの運営形態 (MA)



図表 68 自治体の域内にある放課後児童クラブの設置場所 (MA)



(3) 小括

各種アンケート調査の結果から、主に次のような結果が得られた。

① 運営事業者による自己評価について

1) 実施状況

- 運営事業者による自己評価の実施状況をみると、市区町村向け調査で 28.9%、運営事業者向け調査で 36.2%が「実施している」と回答している。平成 26 年 4 月に設備及び運営に関する基準が規定され、自己評価が努力義務として定められた一方で、運営事業者による自己評価の現時点での実施状況は 3 割程度となっている。
- また、運営指針との関係をみると、自己評価の評価項目が「国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている」と回答する割合が 48.8%であり、国の放課後児童クラブ運営指針に沿った評価項目を設定している団体は全体の約半数程度である。なお、運営事業者による自己評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係については、「市区町村独自の基準・運営指針に沿っている」と回答する割合が 57.6%で最も高い状況である。

2) 評価結果の活用状況

- 運営事業者による自己評価について、評価結果の活用状況をみると、運営事業者向け調査において、「事業内容の向上・改善に活かしている」が 88.2%で最も回答する割合が高く、次に「施設運営の向上・改善に活かしている」(84.1%)が続いている。その他、「放課後児童クラブの実態把握に活かしている」(52.4%)、「研修や業務マニュアルの改善に活かしている」(51.9%)と回答する割合が過半数を超えている。このように、自己評価結果を活用して、今後の事業内容や施設運営の質の向上に役立てていることが分かる。

3) 評価を実施する上での効果

- 運営事業者による自己評価を実施することで得られる効果をみると、運営事業者向け調査において、「事業内容の向上・改善につながる」(85.7%)、「施設運営の向上・改善につながる」(71.5%)と回答する割合が高くなっている。その他、「放課後児童支援員の質の向上につながる」(56.0%)と回答する割合が過半数を超えている。このように、自己評価を実施することによって、事業内容や施設運営の向上・改善、放課後児童支援員の質の向上において効果を感じられていることが分かる。

4) 評価を実施する上での課題

- 運営事業者による自己評価を実施する上での課題をみると、「評価にかかる事務負担が大きい」が 27.2%で最も回答する割合が高く、「評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない」(17.2%)、「放課後児童支援員の質の向上につながらない」(5.6%)が続いている。今後、自己評価を導入していく上では、現場の事務負担を軽減するとともに、具体的な評価方法や手順、活用方法などをまとめたガイドラインなどの策定が求められる。

ている。また、評価実施後に放課後児童支援員の質の向上につなげていくための評価結果の活用方法を具体的に提示することが必要となっている。

②第三者評価について

1)実施状況について

- 第三者評価を実施している割合は 1 割程度であり、そのうち行政評価や指定管理者制度における第三者評価を除くと、その割合はより小さくなる。「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」している割合は市区町村向け調査で 1.2%、運営事業者向け調査では 1.6%であり、「放課後児童クラブが独自に第三者評価を実施」している割合が市区町村向け調査で 3.1%、運営事業者向け調査で 3.4%である。このように、現時点では第三者評価を導入している団体は極めて限定的であることが確認された。
- また、今後放課後児童クラブに第三者評価を導入することを検討する際の論点として、福祉サービス第三者評価の枠組みを基礎として導入することが考えられるが、現時点で「福祉サービス第三者評価の枠組みで実施」している割合は市区町村向け調査で 0.1%、運営事業者向け調査で 0.2%である。

2)評価結果の活用状況

- 第三者評価について、評価結果の活用状況をみると、運営事業者向け調査において、「事業内容の向上・改善に活かしている」が 82.5%で最も回答する割合が高く、次に「施設運営の向上・改善に活かしている」(75.0%)、「研修や業務マニュアルの改善に活かしている」(46.1%)が続いている。このように、第三者評価も、実態把握や説明責任を主たる目的とするよりも、自己評価と同様に、主に今後の事業内容や施設運営の質の向上に役立っていることが分かる。

3)評価を実施する上での効果

- 第三者評価を実施することによって得られる効果をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査のいずれも、「事業内容の向上・改善につながる」(市区町村向け調査：58.6%、運営事業者向け調査：71.5%)、「施設運営の向上・改善につながる」(市区町村向け調査：47.7%、運営事業者向け調査：62.3%)と回答する割合が高くなっている。その他では、市区町村向け調査で「地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる」(18.9%)、運営事業者向け調査で「放課後児童支援員の質の向上につながる」(46.1%)と回答する割合が比較的に高くなっている。
- このように、第三者評価を導入している団体の多くが、運営事業者による自己評価と同様に、事業内容や施設運営の向上・改善に効果を見出している。また、市区町村向け調査において、「地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる」と回答する割合が高くなっており、より客観性の高い第三者評価を受審することで、事業の透明性を高め、また利用者

や地域に説明責任を果たすことにつながっていると考えられている。

4) 評価を実施する上での課題

- 第三者評価を実施する上での課題をみると、市区町村向け調査・運営事業者向け調査のいずれも、「評価にかかる事務負担が大きい」（市区町村向け調査：20.7%、運営事業者向け調査：25.0%）、「評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない」（市区町村向け調査：12.6%、運営事業者向け調査：11.4%）、「放課後児童支援員の質の向上につながらない」（市区町村向け調査：3.6%、運営事業者向け調査：7.0%）と回答する割合が高くなっており、上述の運営事業者による自己評価と同様の回答傾向である。
- 将来的に第三者評価を導入にするにあたっては、運営事業者による自己評価の導入と同様に、現場の事務負担の軽減とともに、実施する上で参照できるガイドラインなどの策定、評価を放課後児童支援員の質の向上につなげていくための評価結果の活用方法の現場への提示が求められる結果となっている。

2. 評価の実施者、受審者に対するヒアリング調査

(1) 実施概要

放課後児童クラブの評価に関する実態及び論点把握を主たる目的として、①評価（自治体による直接評価または第三者評価）の実施者、②評価の受審者に対するヒアリング調査を実施した。調査対象及び調査日時は以下の通りである。

図表 69 ヒアリング調査実施概要（評価の実施者、受審者（①、②））

NO	分類	対象	日時	調査対象概要
A 自治体による直接評価を実施				
1	①	横浜市	2018年9月19日(水) ※電話ヒアリング	・各放課後児童クラブを対象に、監査及び運営状況調査を実施。※第三者評価は実施なし
2	①	文京区	2018年9月27日(木) 16:00~17:00	・公設民営の放課後児童クラブを対象に、区による「定期評価」（年3回）及び年度評価（1年毎）を実施。※第三者評価は実施なし
3	①	目黒区	2018年10月12日 (金) 10:00~11:30	・区独自のアンケートとチェックリストによって放課後児童クラブ（特に民営クラブ）の評価を実施。
B 第三者評価を実施				
4	①	NPO 法人 ACOBA (千葉県我孫子市)	2018年9月15日(金) 13:30~15:00	・千葉県福祉サービス第三者評価の評価機関として、放課後児童クラブ2件の評価を実施。
5	①	さいたま市	2018年9月19日(水) ※電話ヒアリング	・市の指定管理者第三者評価の枠組み内で放課後児童クラブの施設運営に係る指定管理者を対象に第三者評価を実施。
6	①	港区	2018年11月8日(木) 14:00~14:30	・区で第三者評価機関に委託し、公設の放課後児童クラブの定期的な第三者評価を実施。
7	①	高知県地域福祉部 地域福祉政策課	2018年12月25日 (火) ※書面による回答	・福祉サービス第三者評価の枠組みで、放課後児童クラブ用の評価項目を作成（H19）。
8	②	社会福祉法人さわらび福祉会	2018年11月2日(金) 13:00~14:00	・運営の2クラブにおいて、NPO 法人 ACOBA（ヒアリング対象1）による第三者評価を受審。

図表 70 ヒアリング調査項目概要

【評価の方法】

- ・ 評価（自治体による直接評価または第三者評価）を実施した経緯、プロセス
- ・ 内容評価項目の設定プロセス（検討の際参照した資料、指針、検討方法等）
- ・ 評価項目の作成に当たって留意した点
- ・ 評価項目を作成する上での課題、困難であった点等
- ・ 「放課後児童クラブ運営指針」との関係性（今後の評価項目のあり方への影響の有無）

【評価の成果・課題について】

- ・ 評価を実施したことによる成果
- ・ 放課後児童クラブに対する第三者評価の普及、受審促進にあたっての論点、課題

【今後の放課後児童クラブの評価の在り方について】

- ・ 国、都道府県等に期待すること / 等

（２）調査結果要旨

ヒアリング調査の結果、放課後児童クラブの評価（自治体による評価または第三者評価）のあり方について、以下のような意見が得られた。

① 評価の実施者、受審者

放課後児童クラブの評価を実施している自治体等の実施者、及び評価を受けている放課後児童クラブに対するヒアリング調査結果からは、主に以下のような意見が得られた。

1) 評価の方法について

a) 評価の枠組み・評価項目の設定

評価の方法は、大別すると、自治体が放課後児童クラブに対し直接評価を実施しているパターンと、第三者評価を実施しているパターンに分けられる。後者はさらに、福祉サービス第三者評価の枠組みを援用して第三者評価を実施しているパターン、自治体で独自の第三者評価を企画、実施しているパターン、指定管理者に対する評価や監査の仕組みなど、既存の第三者によるチェックの仕組みを用いているパターンなど、多様な方法の存在が確認できる。

評価項目の設定のプロセスは、自治体による直接評価の場合においても、福祉サービス第三者評価における児童館向けや保育所向けの評価項目等、放課後児童クラブと同じく子どもを対象とした施設の評価項目を土台としながら、自治体が独自に重視する着眼点に基づき評価項目を設定しているケースが確認できる。

図表 71 ヒアリングで得られた主な意見（第三者評価の方法について）

【自治体による直接評価の方法】

- ・「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守した適正な運営がされているか否かを監査によって確認する。また運営状況調査として、横浜市が交付している運営費補助金が、適正に執行されているか状況を確認する。（横浜市）
- ・民間に委託している12の育成室を対象に、区による評価を行っている。区による評価には「定期評価」（年3回）及び「年度評価」（1年毎）がある。実施にあたっては、8地区館長（区の職員）が育成室に実際に出向いて、観察を行い評価する。（文京区）
- ・民営の施設長、常勤職員、非常勤職員が、放課後児童支援員の研修を踏まえて、その研修が身につけているかという観点からなる自己セルフチェックリストを作成した。施設長は職員の自己セルフチェックリストを見て職場運営や職員育成に活かせるよう職員評価の参考にしてもらっている。（目黒区）

【第三者評価の方法】

- ・市の指定管理者第三者評価の枠組み内で、放課後児童クラブの施設運営に係る指定管理者を対象に第三者評価を実施している。（さいたま市）
- ・全施設の放課後児童クラブが評価対象で、運営の委託契約の中で、5年に1回で第三者評価を受けることで、評価してもらう仕組みになっている。評価機関との契約は、入札による選定を経て区で行い、その年に評価の対象となる放課後児童クラブの評価に関する委託契約を締結する。評価に関する費用負担は全て区が負担している。評価機関の入札条件の一つとして、東京都の福祉サービス第三者評価において登録されている評価機関であることを盛り込んでいる。（港区）

【評価項目の設定（自治体による直接評価）】

- ・指定管理者制度の評価項目及び文京区育成室保育指針を参考にしつつ、育成室向けの評価項目を作成している。（文京区）
- ・放課後児童支援員研修の参加者の声を聴きながら、研修内容に応じた自己セルフチェックができるチェックリストを作成した。単にチェックするだけでなく、記述部分を設けることで、振り返りができるようにしている。また、コメント欄を設けたことで職員の意見が分かるという効果も見込める。（目黒区）
- ・チェックリストを参考に、支援員の放課後児童支援内容の習熟がどこまで至っているか、放課後児童支援員研修を踏まえた上で活動が向上しているのかといった視点で評価を依頼している。こうした結果をもとに、運営指針のポイントごとに、各施設の長所、短所が分かるようにしている。（目黒区）

【評価項目の設定（第三者評価）】

- ・千葉県は福祉サービス第三者評価において放課後児童クラブの評価項目を有していなかったことから、県担当者と相談の上、県が公表している児童館の評価項目を援用し放課後児童クラブの評価項目を作成することとした。（NPO 法人 ACOBA）

- ・評価項目のうち、福祉サービス第三者評価共通項目については、主に運営組織のマネジメントに関する評価項目であり、児童館用に設けられている47項目をすべてそのまま援用した。内容評価項目については、児童館の項目を援用しながら、事業の対象者が異なる項目（乳幼児や中高生）や、保護者の交流など、放課後児童クラブの実態と異なる項目などは非該当とした。（NPO 法人 ACOBA）
- ・東京都の福祉サービス第三者評価において用いられている評価項目を参考としながら、評価項目を決めている。外国人居住者が多いので、そうした利用者に対してどのような対応をしているのかという点、また、重要視している人材育成の観点を評価項目に入れている。なお、東京都の福祉サービス第三者評価における評価基準には放課後児童クラブ版がないため、保育所など、類似の施設における評価基準を参考としている。（港区）
- ・平成18年8月31日に出された国のガイドライン（児童館版）に沿って、担当課と協議のうえ、放課後児童クラブに当てはまる項目のみ設定し、高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会において決定した。（高知県）

b) 利用者調査

利用者調査の項目については、受審者である法人と協議して決めたり、評価委託者が作成するなど、評価の実施者による裁量が大きく、内容に多様性が見られると考えられる。

図表 72 ヒアリングで得られた主な意見（利用者調査の方法について）

【利用者調査（自治体による直接評価）】

- ・文京区では、指定管理者制度の評価項目及び文京区育成室保育指針を参考にしつつ、育成室向けの評価項目を作成している。（文京区）
- ・保護者には全16問の利用者アンケートを行っている。記述式の自由回答の設問も設け、意見を頂いている。集計結果をもとに、クラブはアンケートから導出された課題について整理検討を行い、翌年の保育計画に反映している。また保護者会などで、保育計画を説明し、課題や改善策の周知に努めている。自由意見は、必要に応じて回答案を作成し、保護者に回答している。アンケート調査は、目黒区の放課後児童クラブ運営指針に基づいて作成しているが、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針との整合性も図っている。加えて、職員が日々の活動の中で子どもの声を聴きながら、その実態を質問票に盛り込んでいる。（目黒区）

【利用者調査（第三者評価）】

- ・利用者調査のアンケート項目は、区と委託者が協議のうえ決定している。（港区）
- ・児童及び保護者向け2種類のアンケートは千葉県福祉サービス第三者評価の児童館用調査票をベースとして、受審者と協議の上、オリジナルの調査票を作成している。（NPO 法人 ACOBA）

2) 評価の成果について

評価の成果について、自治体による直接評価を行っている団体からは、運営事業者とのコミュニケーションの活発化や、評価をきっかけとして運営事業者に自発的な改善の動きが見られたこと、また、運営事業者内での人材育成に活用できる点などが指摘されている。第三者評価の成果については、事業者のやる気に繋がるという点や、評価に向けた事前準備が職員の人材育成に寄与するとの意見や、経営管理上の情報取得に有効との意見が得られた。

図表 73 ヒアリングで得られた主な意見（評価の成果）

【評価の成果（自治体による直接評価）】

- ・年4回という頻度で評価を行うことによって、運営事業者との定期的なコミュニケーションが生まれ、情報交換や課題認識の共有などにつなげることができる。（文京区）
- ・アンケートにより子どもの意見を聞いたことがきっかけに、あるクラブでは子ども一人一人にヒアリングをして子ども理解を深めていく動きが起きた。クラブ独自のアンケートを実施している所もある。（目黒区）
- ・民営クラブの職員は、若く経験が浅い方も多い。習熟させていくためには、研修の受講歴などと連動した評価制度が必要であると認識している。また、クラブの職員構成は、常勤や非常勤、臨時職員など、勤務体制が違うため、週6日の中で職員全員が揃うことが少ない状況で、どうしても職務に対する姿勢や認識にずれが生じる。そのため、クラブにおけるOJTの頻度や内容もバラバラになってしまっている。自己チェックリストをベースに職場の目標や課題が設定され、職員一人一人に応じた取り組みができるようになればと考えている。（目黒区）

【評価の成果（第三者評価）】

- ・事業者として、達成できている項目は褒められているような結果を得ることができるので、やる気に繋がる。（港区）
- ・第三者評価を受けることの意義として、事前の準備を行うことが8割ほどを占めている（事前の準備をすることによって、目的の8割は達成されていると言える）。なぜならば、評価項目は先に示されているため、それを確認したうえで、よい評価を取るために何をしたらよいか、職員が考えるプロセスが生まれるからである。スタッフには、包み隠さずに評価を受けるよう伝えている。（社会福祉法人さわらび福祉会）
- ・評価の過程で行う匿名のアンケートにより、事業所の良いところ、悪いところが出てくる。そうした内容は、運営状況の確認や職員評価の一助としても使える。また、職員の視点からは、アンケートを無記名で行うことにより率直に意見を表明できるようになっている面もあると思われる。（社会福祉法人さわらび福祉会）

3) 評価の課題について

評価の課題については、自治体による直接評価を実施している団体においては、評価結果や事業者におけるその分析内容に差異が生じる点や、評価にあたっての客観的ガイドラインの必要性などが指摘されている。第三者評価については、受審に対する動機付けが不足しているという点や、受審者側の回答のばらつき等が指摘された。

図表 74 ヒアリングで得られた主な意見（第三者評価の課題）

【評価の課題（自治体による直接評価）】

- ・評価結果に大きな差異が生じた時に、利用者が利用を躊躇してしまう可能性がある。また、評価にあたってのガイドライン等を整備して、客観的な評価を行うことが必要である。（文京区）
- ・各クラブにおける利用者アンケートの分析内容に差が出ていることが課題として挙げられる。（目黒区）

【評価の課題（第三者評価）】

- ・児童館の調査票を援用したため、自己評価を記入してもらう際、評価項目で用いている用語の意味が現場の職員に伝わらず、異なる趣旨の回答となっていることがあった。（NPO 法人 ACOBA）
- ・受審に金銭的なインセンティブがなく一定の負荷もかかることから、受審を促進するためには現場に即した簡潔な評価項目、また評価に当たっては課題を整理し、職員のモチベーションを引き出すことが大切と考える。（NPO 法人 ACOBA）
- ・受審することで児童クラブの資質の向上につながる一方で、受審費用がかかることや、人員が少ない中で調査にかかる資料の作成等に人員がとられ、受審につながっていないといった課題がある。（高知県）

4) 今後の放課後児童クラブの評価のあり方について

今後の放課後クラブの評価にあり方に関しては、様々な意見が得られた中で、先の課題にある通り、第三者評価に関しては、受審に係る動機付けのために「実施できていること」を評価する評価項目や作成資料の簡素化などの評価方法の検討や、人的、財政的なインセンティブ設計に関する意見が複数見られた。また、統一的な評価のための基準、ガイドラインに対するニーズも見られた。

図表 75 ヒアリングで得られた主な意見（今後の評価のあり方について）

- ・受審者の課題の整理とモチベーションを引き出すことが大切であり、放課後児童クラブ等の調査票は、abcなどで段階評価を行うのではなく、実施できている項目をチェックリスト形式でチェックするような形式が適していると考えている。（NPO 法人 ACOBA）
- ・放課後児童クラブとして共通の評価項目ができることは有難い。但し、放課後児童クラブは実態としてかなり多様性があるため、こうした多様性に留意する必要があるのではないか。（NPO 法人 ACOBA）

- ・評価にあたってのガイドライン等を整備して、客観的な評価を行うことが必要である。(文京区)
- ・保育所の場合はガイドラインがあるので、評価項目も決めやすい部分がある。放課後児童クラブについても、ある程度ベースとなる評価項目を決めてもらえると有り難い。ただし、日本全国レベルのベースを作るとなると、都市部と地方では、放課後児童クラブの実態はまったく異なるように思う。(港区)
- ・財政面の支援や作成資料の簡素化を期待する。高評価クラブへの優遇制度の創設。(高知県)
- ・第三者評価の受審を促すためには、保育所と同じく、評価の受審に対する金銭的なインセンティブを設けることが必要であると考え。義務化というある程度の強制力も必要ではないか。(社会福祉法人さわらび福祉会)
- ・小学校の敷地、施設を使っているクラブでは、第三者評価を普及させるために、小学校経由で放課後児童クラブに対して受審を促すといったことも効果的ではないか。(社会福祉法人さわらび福祉会)

(3) 小括

評価の実施者、受審者へのヒアリング調査の主な結果は以下の通りである。

- 評価の実施者、受審者へのヒアリングからは、地域の実情や背景に応じて、独自の評価基準等を設けて評価を実施している実態が確認できた。その一方で、第三者評価における放課後児童クラブの評価基準等がない中で、福祉サービス第三者評価における児童館や保育所といった子ども向けの施設・サービスの評価基準が参照されている例が複数見られ、放課後児童クラブ独自の評価基準作成に対するニーズも確認できた。
- 第三者評価の受審については、特に受審の促進方策の検討が課題であるとの認識が示された。

3. 有識者に対するヒアリング調査

(1) 実施概要

放課後児童クラブの自己評価及び第三者評価のあり方について意見を聴取することを主たる目的として、有識者に対するヒアリング調査を実施した。調査対象及び調査日時は以下の通りである。

図表 76 ヒアリング調査実施概要（有識者）

NO	対象	日時	調査内容概要
1	岡田 賢宏氏 (一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事)	2018年9月15日(金) 13:30~15:00	・保育施設、社会養護施設等における福祉サービス第三者評価の実施状況等を踏まえた、放課後児童クラブの第三者評価のあり方について
2	大方 美香氏 (大阪総合保育大学 学長)	2019年1月21日(月) 12:30~15:00 ※WG 内でヒアリングを実施	・保育施設における第三者評価の実施状況等を踏まえた、放課後児童クラブの第三者評価のあり方について
3	柏女 霊峰氏 (淑徳大学 総合福祉学部 教授)	2019年1月22日(火) 17:00~18:30 ※WG 内でヒアリングを実施	・他の施設・サービスにおける第三者評価の実施状況等を踏まえた、放課後児童クラブの第三者評価のあり方について

図表 77 ヒアリング調査項目概要

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・(他の施設・サービスの状況を踏まえた) 放課後児童クラブの第三者評価のあり方 ・自己チェックリストと第三者評価の関係性のあり方 / 等 |
|---|

(2) 調査結果要旨

1) 放課後児童クラブの第三者評価のあり方について

放課後児童クラブの第三者評価のあり方については、まず大枠として、福祉サービス第三者評価の枠組みに組み込んでいくことが現実的であるとの指摘が得られた。そうした場合、評価項目と運営指針との対応関係について明確化しておく必要がある点について共通の認識が得られた。

図表 78 ヒアリングで得られた主な意見（第三者評価のあり方について）

- ・放課後児童クラブの第三者評価については、今後に向けては福祉サービス第三者評価の枠組みの中に組み込んでいくことが現実的だと考えられる。独自の評価の枠組みを作るよりも、福祉サービス第三者評価の枠組みの中にうまく組み込んでいく方法を検討することが重要だと考えられる。（岡田氏）
- ・放課後児童クラブ運営指針と第三者評価の評価項目・評価基準について、その関係性を整理することが大切である。福祉サービス第三者評価の枠組みに統合していく場合、指針をそのまま評価項目にすることはできないが、評価マニュアルの冒頭に運営指針と評価基準・評価項目の関係性を整理したものを記載したほうがよい。指針と評価項目・評価基準の関係性を整理する上では、やはり保育所の事例が参考になる。（岡田氏）
- ・放課後児童クラブの指針が作成されたことを受け、それにもとづく評価が必要である。それ以外の評価を取り入れるにしても、指針との関係性を明確にするほうがよい。（大方氏）
- ・放課後児童クラブは、保育所以上に多様性があると思われる。設備運営基準は児童福祉施設の運営基準にあわせて作っていると考えられるが、理念や方針についてはどうか。放課後児童クラブにおいても理念や方針に基づいた自己評価が大切である。（大方氏）
- ・社会福祉施設の第三者評価は、共通評価基準及び内容別の評価基準の二階建てのシステムになっている。放課後児童クラブの評価基準を作る際にも、二段構成を踏襲したほうがよいのではないか。（柏女氏）
- ・放課後児童クラブの設備運営基準は児童福祉施設の運営基準にあわせて作っているため、福祉サービス第三者評価の共通評価基準にあわせることができる。内容評価項目については、放課後児童クラブ運営指針のうち、育成支援に関することを評価項目とするのがよい。（柏女氏）

2) 自己チェックリストと第三者評価の関係性のあり方について

放課後児童クラブにおける自己チェックのためのリストと第三者評価の関係性のあり方については、両者を整合させることが望ましいとの意見が共通で得られた。加えて、運営指針自体が十分に浸透していない可能性も考えられることから、運営指針にもとづいた評価項目に先立って、運営指針の有無に係る認識自体を問うことにより、運営指針の浸透を図っていく必要性についても示された。

図表 79 ヒアリングで得られた主な意見（自己チェックリストとの関係性について）

- ・自己評価と第三者評価は、同じ評価項目・基準であることが望ましい。そうすることで、相互チェックが可能になり、評価を実際の業務改善につなげることができる。一方で、評価項目・基準を分けるのであれば、自己評価の評価項目がより細かく、第三者評価の評価項目がより包括的なものがよい。第三者評価の評価項目の方が細かいと、運営主体が第三者評価機関による指摘を十分に理解しきれず、対応できない恐れがある。（岡田氏）
- ・指針の内容理解以前に、そもそも指針の存在、理解への有無を尋ねることが必要である。保育

所も、皆が指針を手に取り、理解するようになるには時間がかかった。保育分野でも第三者評価基準を作っているが、自己評価の基準が改定されたため、両者が連動していない状態となっている。(大方氏)

- ・保育分野でも第三者評価基準を作っているが、自己評価の基準が改定されたため、両者が連動していない状態となっている。放課後児童クラブは、第三者評価基準と自己評価基準を合致させることが不可欠ではないか。(柏女氏)

- ・利用者評価・自己評価・第三者評価はセットでなくてはならない。第三者評価を実施する際にも、自己評価と利用者評価の結果を見て、比較しながら第三者評価も実施することが想定される。セットであることを前提において検討することが必要である。(柏女氏)

(3) 調査結果要旨(福祉サービス第三者評価制度への準拠を想定した際の意見)

放課後児童クラブが第三者評価を実施する場合、福祉サービス第三者評価の枠組みに組み込んでいくことが現実的であるとの指摘を踏まえ、福祉サービス第三者評価制度に準拠する場合を想定した際に、有識者より得られた意見について整理を行う。

①評価対象について

放課後児童クラブの運営組織や事業の状況には大きな多様性が認められることを受け、運営組織の種類や規模に応じて評価項目を取捨選択できるようにするなど、柔軟性を持たせる工夫や、運営組織が有する理念に基づいて自己評価を行うための尺度が必要であるなどの意見が得られた。

図表 80 ヒアリングで得られた主な意見(対象施設について)

- ・基準が厳しすぎると受審に及び腰になる可能性がある。東京都の福祉サービス第三者評価においては、小規模事業者は利用者アンケートとサービス分析が中心で、組織マネジメントに関する評価は「利用者保護(虐待防止、リスク防止、苦情対応体制)」など権利擁護と安全面のみの場合がある。このように、法人の種類・規模に応じて評価項目を取捨選択できるような柔軟性が必要ではないか。(岡田氏)

- ・放課後児童クラブは、保育所以上に多様性があると思われる。理念や方針を意識していないクラブもあろうかと思われる。放課後児童クラブの職員間の理念や方針への理解や共有があれば自己評価によるチェックも可能である。しかしながら、理念や方針にもとづいた尺度がなければ、自己評価は単なる自己満足の評価になってしまう。評価というからには、何らかの理念や方針に基づく尺度がなくてはならない。(大方氏)

②第三者評価の制度

1)義務化について

受審率の低さという課題への対応として、義務化の必要性に関する意見があった。また、受審を任意にする場合には、受審拡大の方策について検討する必要があるという意見が得られた。

図表 81 ヒアリングで得られた主な意見（義務化について）

- ・義務化した場合にすべての放課後児童クラブが適正な評価機関から受審できるか不透明であることから、任意とすることが現実的ではないか。なお、義務化する場合には、予算措置や、受審に当たっての公定価格の設定等も必要になる。任意とする場合には受審拡大の方策を検討する必要がある。（岡田氏）
- ・第三者評価の受審率を上げるためには、義務化する必要があるのではないか。義務化した上で資金面での支援を行う必要がある。（柏女氏）

③第三者評価の体制

1)評価者・評価者の認証

評価機関の認証主体について、放課後児童クラブはその数が多いことから、福祉サービス第三者評価と同様に、都道府県推進組織を単位として実施することが望ましいとの意見が得られた。

図表 82 ヒアリングで得られた主な意見（評価者・評価者の認証について）

- ・放課後児童クラブの施設数も多いことから、福祉サービス第三者評価と同様に、都道府県推進組織単位で実施するのがよいのではないか。（岡田氏）

2)評価者の研修

放課後児童クラブを評価する評価者の量的、質的側面における人材不足、及びそれに起因する評価の質の担保が懸念として挙げられている。

図表 83 ヒアリングで得られた主な意見（評価者の研修について）

- ・評価の制度を考える際の論点としては、評価機関・評価者の不足が挙げられる。全国的に評価機関・評価者の担い手は不足しており、特に保育園等の子どもを対象とした施設・サービスに対する評価者は人的リソースが限られている。また、放課後児童クラブを評価する場合に、評価者も知識が乏しく、評価の質を担保できるかが不透明である。今後はより一層評価者の高齢化が進んでいくことから、評価機関・評価者の育成は喫緊の課題である。（岡田氏）

④第三者評価の進め方

1) 評価基準・評価方法

評価基準・評価方法については、放課後児童クラブに受審の動機づけをもたらす評価のあり方の検討が必要であること、放課後児童クラブの多様性に応じた評価基準の柔軟化の必要性、自己チェックリストとの関係性等に係る意見が得られた。

図表 84 ヒアリングで得られた主な意見（評価基準・評価方法について）

【受審の動機付け】

・サービス面の評価については、職員の処遇や人材育成など質の向上に直結するような評価項目に焦点を当ててもよいのではないか。また、質の向上に向けて+αの取組を実施している場合には、それが浮かび上がるような評価の在り方が望ましい。（岡田氏）

【クラブの多様性】

・第三者評価は、クラブの独自性を認めたくえて、監査とは個なる視点が必要となる。自己チェックリストと第三者評価は、同じ評価項目・基準であることが望ましいのではないか。そうすることで、相互チェックが可能になり、評価を実際の業務改善につなげることができる。（大方氏）

【自己チェックリストとの関係性】

・自己チェックリストと第三者評価は、同じ評価項目・基準であることが望ましいのではないかと。そうすることで、相互チェックが可能になり、評価を実際の業務改善につなげることができる。（岡田氏）

・第三者評価の基準と自己評価基準はセットでなければいけないという書き込みを、自己チェックリストには記載しなければいけない。また、その第三者評価の基準は福祉サービス第三者評価の構造と合致する必要があるということも記載すべき。構造は統一すべきである。（柏女氏）

2) 費用

受審率向上の観点から、費用面の支援に係る意見が得られた。

図表 85 ヒアリングで得られた主な意見（費用について）

・第三者評価が定着しているのは、やはり予算がついている自治体と考えられる。定期的に評価を受けている団体もあるが、基本的には金銭的な補助があるところで評価は浸透している。（大方氏）

3) 利用者調査

利用者調査については、非常に重要であり、必須とすべきと考えられるとの指摘が見られた。なお現状について、福祉サービス第三者評価の枠組みでは、利用者調査については「実施するよう努める」とこととされているが、実質的には義務化されていると考えられるという

分析もなされている。

図表 86 ヒアリングで得られた主な意見（利用者調査について）

・質の向上に向けて+αの取組を実施している場合には、それが浮かび上がるような評価の在り方が望ましい。具体的には、利用者アンケート調査を実施することで、そうした部分が見えてくる。その意味でも利用者アンケート調査は必須とするほうがよい。なお、福祉サービス第三者評価の枠組みでは、利用者調査については「実施するよう努める」こととされているが、実質的には義務化されていると考えられるため、社会的養護施設の第三者評価のように、義務化ということをあえて打ち出すということまではしなくても大丈夫だろう。（岡田氏）

⑤ 第三者評価結果の活用

1) 評価結果の公表

評価結果の公表については、必須とすべきとの意見が得られた。なお、ヒアリング調査とは別途、文献調査として、設備及び運営に関する基準にもとづく条例について、県庁所在地における制定状況を調査したところ、すべての対象において条例制定がなされている状況であり、評価の公表についてはすべて「その結果を公表するよう努めなければならない」とされている。

図表 87 ヒアリングで得られた主な意見（調査結果の公表について）

・評価結果の公表は必須だと考える。公表されることによって、利用者が施設選択を適切に行うことができる。そのためにも、外部の第三者による公正・中立な評価機関による評価を行い、公表していくことが望ましい。（岡田氏）

(4) 小括

有識者ヒアリング調査の結果をまとめる以下のようなになる。

- 有識者へのヒアリング結果からは、放課後児童クラブの第三者評価のあり方については、既に他の施設・福祉サービスにおいて導入されている共通の枠組みである福祉サービス第三者評価の枠組みを基礎として検討していくことが現実的であるとの示唆が得られた。
- その際、まずは運営指針と評価項目の関係性を明確に整理しておくことが求められるとの意見が共通で得られた。
- 第三者評価の実施によって、運営指針を普及・浸透させていくことが必要との示唆が得られた。

4. 関連制度等の文献調査

(1) 実施概要

放課後児童クラブにおける自己評価（自己チェック）及び第三者評価の在り方について検討する上での参考情報とするため、福祉サービス第三者評価事業の制度概要や評価基準等について整理した。なお福祉サービス第三者評価事業では、施設ごとに評価基準等が設定されているため、調査にあたっては放課後児童クラブと親和性が高いと考えられる保育所と児童養護施設を調査対象とした。

(2) 主な調査結果

①福祉サービス第三者評価事業の概要

福祉サービス第三者評価事業について、自己評価（自己チェック）や第三者評価を実施する上で重要となる事項を下表のとおり整理した。福祉サービス第三者評価事業では、社会的養護関係施設とそれ以外の施設で、義務化の有無や評価者の認証等が異なるため、それぞれ分けて整理した。

なお特に自己評価や第三者評価の在り方を検討する上で重要となる評価基準等の評価ツールについては、別途整理した（「③評価基準等の評価ツール」を参照されたい）。

図表 88 福祉サービス第三者評価事業の概要

項目		それ以外の施設	社会的養護関係施設
対象施設		保育所、高齢者、障害者・児福祉サービス、婦人保護施設、児童館	児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設
第三者評価の制度	法的位置づけ	社会福祉法（昭和26年法律第45号） 社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み（平成16年通知）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） 社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み（平成24年通知）
	目的	公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場から評価に基づき、サービスの質の向上を図る。	公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場から評価に基づき、サービスの質の向上を図る。 ※自己評価と第三者評価は、相互補完的な関係にある旨が明記されている。
	義務化	規定なし（受審は任意）	第三者評価・自己評価ともに義務化
	実施頻度	—	第三者評価：3年に1回以上 自己評価：毎年
第三者評価の体制	評価者	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関（全国で有効）ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能

	評価者の 認証	福祉サービス第三者評価機関 ガイドラインに基づいて都道府 県推進組織が策定した第三者 評価機関認証に基づき認証を 行う。	◆全国推進組織の認証の場合 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府 県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査 者研修を修了 ・更新時には、3年で10か所以上の実施実 績と評価の質が要件 ②未承認の旗艦については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる 要件 ◆都道府県推進組織の認証の場合 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価 調査者研修 ・更新時には、一定の実績と評価の質が要件
	評価者の 研修	都道府県推進組織は、評価 調査者養成研修及び評価調 査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研 修を行う。ただし、都道府県推進組織の認 証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
第三 者評 価の 進め 方	評価基準	都道府県推進組織が策定した 評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府 県推進組織が独自に策定可能
	評価方法	事業所見学、事業者インタビ ュー、書類確認、利用者インタ ビュー等	施設見学、施設長・幹部職員インタビュー、書 類等確認等 ※対話を重視
	所要時間・ 費用	訪問調査は1～2日程度 (評価者は2名程度)	訪問調査は1.5日程度(評価者は2名程 度) 30万円を上限に措置費(経費)として算定
	自己評価 事前準備	実施するよう努める。 ※自己評価結果等を活用する 旨が平成30年改正の指針に 明記されている。	実施する。
	利用者 調査	実施するよう努める。	実施する。
第三 者評 価結 果の 活用	評価結果 の公表	公表することについて事業所の 同意を得ていない第三者評価 結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、 評価結果を公表する。なお、都道府県推進組 織でも重ねて公表可能
	評価結果 への対応	(要確認)	(要確認)
第三 者評 価のた めの 基準等 のツール		<共通>○第三者評価基準 ガイドライン○第三者評価基準 ガイドラインにおける各評価項 目の判断基準に関するガイド ライン○第三者評価結果の公表 ガイドライン<施設類型別>○ 【共通評価基準】各評価項目 の判断基準に関するガイドラ イン○【共通評価基準】各共通 評価基準の考え方と評価のポ イント○【内容評価基準】各評 価基準ガイドライン○【内容評 価基準】各共通評価基準の考 え方と評価のポイント○自己評 価シート	<施設類型別>○第三者評価基準○第三 者評価基準、判断基準、評価の着眼点、評価 基準の考え方と評価の留意点○自己評価シ ート○利用者調査の実施方法○利用者調査の 様式例○第三者評価結果の公表事項

(出典) 社会福祉法人全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ウェブサイト
(<http://shakyo-hyokka.net/>) より作成

②福祉サービス第三者評価事業の変遷

福祉サービス第三者評価事業は、評価基準等のガイドラインの見直し等、十数年にわたって改訂が繰り返されている。またそうした中で、対象施設の運営指針の改訂も行われているところである。そのため、放課後児童クラブの自己評価（自己チェック）や第三者評価の在り方を検討する際には、現状の福祉サービス第三者評価事業だけでなく、これまでの変遷についても参考にする必要があると考えられる。

そのため、特に保育所と社会的養護関係施設（児童養護施設等）に着目し、それ以外の施設も含めて、これまでの制度の変遷をまとめた。その際に、運営指針の改訂等、福祉サービス第三者評価事業以外の経緯についても、関係性が深いと思われる事項は併せて整理した。

図表 89 福祉サービス第三者評価制度の変遷（1/2）

第三者評価制度	社会的養護施設以外		社会的養護施設	
	保育所 ※平成2年「保育所保育 指針」 ※平成12年「保育所保育 指針」(改正)	その他の施設	児童養護施設	その他の施設
H13年5月「福祉サービス第三者評価事業の実施要領」(厚生労働省) H16年5月「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(厚生労働省) H16年8月「福祉サービス第三者評価ガイドラインにおける各評価項目の判断基準について」	H17年5月保育所版「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準」(厚生労働省)	H17年3月児童入所施設、障害者・児施設版「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(厚生労働省) H18年6月婦人保護施設版「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(厚生労働省) H18年8月児童館版「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(厚生労働省) H19年6月児童自立支援施設版「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(厚生労働省)		

注)「※」印の事項については、福祉サービス第三者評価事業以外の出来事を示す。

図表 90 福祉サービス第三者評価制度の変遷（2 / 2）

第三者評価制度	社会的養護施設以外		社会的養護施設	
	保育所	その他の施設	児童養護施設	その他の施設
H22年「福祉サービス第三者評価ガイドライン」における各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて（一部改正）【共通評価基準（53項目）】	※H20年4月「保育所保育指針」（改正） ※H21年3月「自己評価ガイドライン」 H23年3月保育所版「福祉サービス第三者評価各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（厚生労働省） H23年6月「自己評価ガイドライン」と「保育所版ガイドライン」の対照表	H22年3月 児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業版「福祉サービス第三者評価各評価項目の判断基準に関するガイドライン」 H25年3月 「高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価ガイドライン」及び「福祉サービス第三者評価ガイドライン」の策定について」	※H24年3月 「児童養護施設運営指針」 H24年9月 児童養護施設版「自己評価シートの様式例」	H24年3月 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」※義務化
H26年4月「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（全部改正）」 H26年4月「福祉サービス第三者評価各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」（全部改正）【共通評価基準（45項目）】	H28年3月 保育所版「共通評価基準ガイドライン」 内容評価基準ガイドライン ※平成29年3月「保育所保育指針」（改正）	H29年2月 障害者・児童福祉サービス版「共通評価基準ガイドライン」 H29年3月 高齢者版「共通評価基準ガイドライン」 内容評価基準ガイドライン	H27年2月 児童養護施設版「共通評価基準」 H27年6月 児童養護施設・児童自立支援施設版「利用者調査の実施方法」 H27年6月 児童養護施設版「自己評価シートの様式例」	H27年2月 「社会的養護関係施設における第三者評価について」
H30年3月「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（全部改正）」の一部改正について			H30年3月 児童養護施設版「共通評価基準」内容の評価シート「自己評価シートの様式例」 H30年3月 児童養護施設・児童自立支援施設版「利用者調査の実施方法」	

注）「※」印の事項については、福祉サービス第三者評価事業以外の出来事を示す。

③評価基準等の評価ツール

福祉サービス第三者評価事業の概要や変遷をまとめる中で、評価基準等の評価ツールについては、その形式や内容、見直しの過程等について重要なものは別途整理した。

1) 評価基準について

福祉サービス第三者評価事業では、対象施設ごとに評価基準が設定されている。評価基準は、共通評価基準と内容評価基準に分かれている。共通評価基準は、いずれの施設にも共通するものであり、組織体制や制度等を評価対象とするものである。一方、内容評価基準は、施設ごとに設定されているものであり、福祉サービスの内容を評価対象とするものである。評価基準のイメージは、下図表のとおりである。

図表 91 評価基準のイメージ（児童養護施設）

共通評価基準	I 養育・支援の基本方針と組織 I-1 理念・基本方針 <u>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</u> ① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 I-2 経営状況の把握 <u>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</u> ② I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 ③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 I-3 事業計画の策定 <u>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</u> ④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 ⑤ I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。
内容評価基準	A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援 <u>A-1-(1) 子どもの権利擁護</u> A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 <u>A-1-(2) 権利について理解を促す取組</u> A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 <u>A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組</u> A③ A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

(出典) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2018) 「児童養護施設評価基準」

また、福祉サービス第三者評価基準の見直しの中で、評価基準についても改訂がされている。主な改訂として、以下が挙げられる。

■評価項目の整理・統合

評価基準における評価項目が整理・統合されている。具体的には、共通評価基準における評価項目が 53 項目から 45 項目に削減されている。

■判断水準の再検討

第三者評価では、各評価項目について a、b、c といった三段階で評価することになっているが、各水準の定義が明確でない、a 評価でなければ適切なサービスでないと誤解されているといった課題に対応するため、各水準の位置づけについて再検討されている。判断水準の例を以下に示す。

図表 92 判断水準の例

- | |
|---|
| <p>1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>a) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。</p> <p>b) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>c) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されていない。</p> <p>2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。</p> |
|---|

(出典) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2014) 「各評価項目の判断基準に関するガイドライン」

■評価項目の解説事項の整理・その他

施設・事業所及び評価機関の評価項目に対する理解を促進するため、評価基準の考え方や評価の留意点等について、体系的に整理され、内容が拡充されている。また評価項目の構成は、見開き 1 枚となり、読みやすくされている。

図表 93 評価項目の解説の例

<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者数・利用者像等、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（福祉施設・事業所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、事業経営の基本として、事業経営をとりまく環境と法人（福祉施設・事業所）の経営環境が適切に把握・分析されているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○福祉施設・事業所においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、利用者に良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供に努めることが求められます。</p> <p>○社会福祉事業全体の動向、福祉施設・事業所が位置する地域での福祉に対する需要の動向、利用者数・利用者像の変化、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かせない情報となります。</p> <p>○福祉施設・事業所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。実施する福祉サービスの内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また福祉施設・事業所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。</p> <p>○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
---	---

(出典) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2014) 「各評価項目の判断基準に関するガイドライン」

2) 運営指針と評価基準の関係について

各施設の福祉サービス第三者評価事業における評価基準と、運営指針の項目は、必ずしも一対一対応しているというわけではない。そこで、上記同様に、保育所と社会的養護関係施設（児童養護施設等）について両者の対応関係を整理した。保育所については、評価基準と保育所保育指針の対応関係はあまり明確に整理することはできなかった。一方で、下図表の通り児童養護施設については、評価基準と保育所保育指針の対応関係が比較的明確であった。この背景には児童養護施設では、評価基準と運営指針の見直し時期が近く、総合的に検討されたという事情がある。

図表 94 児童養護施設の評価基準と運営指針の対応関係（1 / 2）

		評価基準		運営指針
区分	大項目	中項目	小項目	対応項目（第Ⅱ部各論）
共通評価基準	Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織	I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている	8. 施設の運営 (1) 運営理念、基本方針の確立と周知
		I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	8. 施設の運営 (4) 経営状況の把握
		I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	8. 施設の運営 (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定
			I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
	I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8. 施設の運営 (8) 評価と改善の取組	
	Ⅱ 施設の運営管理	Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。	8. 施設の運営 (3) 施設長の責任とリーダーシップ
			Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
		Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	8. 施設の運営 (5) 人事管理の体制整備
			Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
			Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	7. 職員の資質向上 (1) 職員の質の向上に向けた体制の確立
			Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	8. 施設の運営 (6) 実習生の受入れ
		Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	—
		Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	6. 関係機関連携・地域支援 (2) 地域との交流
			Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	6. 関係機関連携・地域支援 (1) 関係機関等の連携
			Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	6. 関係機関連携・地域支援 (3) 地域支援
	Ⅲ 適切な養育・支援の実施	Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援	Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	4. 権利擁護 (1) 子ども尊重と最善の利益の考慮
			Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	4. 権利擁護 (3) 入所時の説明等
			Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。	—
			Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	4. 権利擁護 (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境
			Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	5. 事故防止と安全対策
		Ⅲ-2 養育・支援の質の確保	Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	8. 施設の運営 (7) 標準的な実施方法の確立
			Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	3. 自立支援計画、記録 (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定
	Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		3. 自立支援計画、記録 (2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	

図表 95 児童養護施設の評価基準と運営指針の対応関係（2 / 2）

評価基準				運営指針
区分	大項目	中項目	小項目	対応項目（第Ⅱ部各論）
内容評価基準	A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援		A-1-(1) 子どもの権利擁護	4. 権利擁護
			A-1-(2) 権利について理解を促す取組	4. 権利擁護 (4) 権利についての説明
			A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組	
			A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等	4. 権利擁護 (6) 被措置児童等虐待対応
			A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮	4. 権利擁護 (2) 子どもの意向への配慮
			A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア	1. 養育・支援 (1 2) 継続性とアフターケア
	A-2 養育・支援の質の確保		A-2-(1) 養育・支援の基本	1. 養育・支援 (1) 養育・支援の基本
			A-2-(2) 食生活	1. 養育・支援 (2) 食生活
			A-2-(3) 衣生活	1. 養育・支援 (3) 衣生活
			A-2-(4) 住生活	1. 養育・支援 (4) 住生活
			A-2-(5) 健康と安全	1. 養育・支援 (5) 健康と安全
			A-2-(6) 性に関する教育	1. 養育・支援 (6) 性に関する教育
			A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	1. 養育・支援 (1 0) 行動上の問題及び問題状況への対応
			A-2-(8) 心理的ケア	1. 養育・支援 (1 1) 心理的ケア
			A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等	1. 養育・支援 (9) 学習・進学支援、就労支援
			A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり	2. 家族への支援 (1) 家族とのつながり
			A-2-(11) 親子関係の再構築支援	2. 家族への支援 (2) 家族に対する支援
				1. 養育・支援 (7) 自己領域の確保
				1. 養育・支援 (8) 主体性、自律性を尊重した日常生活
	4. 権利擁護 (7) 他者の尊重			

(3) 小括

本節では、放課後児童クラブにおける自己評価（自己チェック）や第三者評価の在り方を検討する上での参考とするため、福祉サービス第三者評価事業の制度概要及び変遷等について整理した。

これらを踏まえて、放課後児童クラブにおける自己評価（自己チェック）や第三者評価を検討する上で、特に参考とすべき点として以下が挙げられる。

■第三者評価基準の構成等

福祉サービス第三者評価事業の評価基準は、共通評価基準と内容評価基準の二部構成となっており、運営体制等を対象とする共通評価基準は、施設に関わらず共通で設定されている。一方、内容評価基準は、福祉サービスについて各施設の特性を踏まえて、それぞれ設定されている。

■運営指針と評価基準の整合

福祉サービス第三者評価事業の対象となっている施設では、第三者評価基準と運営指針等が必ずしも明確に対応づけられているというわけではない。しかし、児童養護施設では、運営指針と第三者評価基準の検討時期が近かったという事情もあるが、これらが整合的に作成されており、対応関係がある。

■評価の考え方

福祉サービス第三者評価基準の評価基準では、評価項目や水準が設定されるだけでなく、評価の着眼点、評価基準の考え方、評価の留意点等が併せて整理されている。そのため、単に評価基準と照らしてそれを満たすことができているかを機械的に判断するだけでなく、評価基準の趣旨等を理解した上で、評価することが可能となっている。

IV. 分析・考察

1. 調査結果を踏まえた自己評価・第三者評価の方向性

(1) 自己評価における現状認識

本事業で実施したアンケート調査によれば、自己評価を実施している放課後児童クラブは、市町村向け調査では 28.9%、運営事業者向け調査では 36.2%であった。このように、全体の 3 分の 1 程度の放課後児童クラブで自己評価が実施されていることが分かる。これは、自己評価が努力義務として規定された設備及び運営に関する基準が定められた平成 26 年 4 月から、当該実態調査実施の平成 30 年 11 月まで約 4 年半を経過した時点の現状である。

また、自己評価を実施している運営事業者の中で、「国の放課後児童クラブ運営指針に沿った自己評価をしている」のは 48.8%と約半数である。運営指針は平成 27 年 3 月に策定されており、放課後児童クラブでの自己評価実施にあたって運営指針との整合性確保が一定程度浸透していることがうかがわれる。

実態調査結果から自己評価の評価項目と運営指針との関係についてみると、「市区町村独自の基準・運営指針に沿っている」と回答する割合が 57.6%で最も高い。本調査研究では、市区町村独自の基準・運営指針と国の運営指針との関係は把握しておらず、今後、詳細を把握することも必要と考えられる。

自己評価を実施している運営事業者については、自己評価結果を用いて「事業内容の向上・改善に活かしている」が 88.2%、「施設運営の向上・改善に活かしている」が 84.1%と非常に多く、自己評価を単なる「採点」に終わらせることなく、今後の事業の質の向上に役立っていることが分かった。自己評価が事業の質の向上に役立つ有効な手法になりうることが言えよう。同じ設問に対しては、「研修や業務マニュアルの改善に活かしている」が 51.9%と過半数を超えており、自己評価と研修・業務マニュアルの改善などをセットとして具体的に質の向上を進めている事業者の姿も浮かび上がった。

自己評価を実施する上での課題については、「特になし」が多いが、課題がある場合には「評価に係る事務負担が大きい」と回答する割合が多くなっている。事務負担については、書類の整理、利用者調査の実施・集計、放課後児童クラブ内での議論などが考えられるが、反面、こうした準備や手続き自体が、自己評価のプロセスの一部であり、運営の実態を把握・認識し、今後の向上・改善を進める上での基礎となる認識を形成する面があると考えられる。実際、自己評価の結果を用いて、「放課後児童クラブの実態把握に活かしている」が 52.4%となっている。

(2) 自己評価の推進・浸透に向けた自己チェックリストの活用

放課後児童クラブの自己評価については、前述の通り約 3 分の 1 の運営事業者が実施するに至っているものの、まだ十分とはいえない状況にある。放課後児童クラブの質の向上を

目指した設備及び運営に関する基準、運営指針の策定を踏まえ、自己評価の浸透を引き続き進めることが基本になる。

アンケート結果が示す通り、自己評価の結果が今後の事業運営、施設運営の内容の向上・改善に役立つ強力なツールとなることは明らかである。運営事業者にとっては、放課後児童クラブとしての理念や目的が実践できているかを確認し、その実現を進める手法になり得る。さらに、自己評価結果の公表等を通じて、放課後児童クラブの運営内容に対する利用者の理解を進め、事業運営に参加してもらう機会にもなりうる。

アンケート調査からは、自己評価を実施する上での課題について「評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない」が 17.2%となっている。設備及び運営に関する基準、運営指針の内容を押さえつつ、運営事業者等が自己評価に活用できるツールが必要と考えられる。

こうした現状を踏まえて、本調査研究では、自己チェックリストを整備する意義は大きいと認識している。そこで本調査研究では、運営事業者等が自己チェックリストを参考にして自己評価ができるツールを作成した。自己チェックリストの考え方や概要は次節（2.）で示し、詳細は別添資料としている。当該自己チェックリストは、運営指針に沿って作成されている。

（3）第三者評価の方向性

放課後児童クラブの質の向上が社会的にも要請されており、その要請に応える一つの手段として、第三者評価の実施・浸透は有効であり不可欠と考えられる。自己評価と第三者評価が連動して行われ、個々の運営事業者のみならず運営事業者横断的に、放課後児童クラブの質の向上が図られるのが理想的である。ただし、こうした相乗効果が発揮されるためには、まずは、運営事業者が自らを評価する視点や事務処理能力等を確保できていることが前提となる。そうでなくては、事業者から遠い存在の外部の第三者が、単なる採点、あるいは監査をしているといった印象を受ける結果になりかねない。

第三者評価については、運営事業者、自治体に対して実施したアンケート調査では様々なパターンがみられた。例えば「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」は 1.6%（運営事業者向け調査）、「放課後児童クラブが独自に第三者評価を実施」は 3.4%（同上）である。このように、現時点では第三者評価を導入している放課後児童クラブは極めて限定的であることが確認されており、放課後児童クラブにおける第三者評価の実施はこれからというのが現状である。

現在、放課後児童クラブに関して自己評価は努力義務となっているが、第三者評価に関する規定はない。放課後児童クラブについて、第三者評価を推奨していく仕組みの構築が必要となっている。

こうした現状の中で、放課後児童クラブでは、すでにある福祉サービス第三者評価の枠組みを利用することが実行可能かつ有効だと考えられる。福祉サービス第三者評価の枠組み

は、既に保育所や社会的養護関係施設などで取り入れられている実績がある。また、他の福祉サービス分野での第三者評価のあり方からは、最終的に福祉サービス第三者評価の枠組みを利用するようになったことがヒアリング調査結果から把握されている。放課後児童クラブにおいても同様の枠組みを利用することが現実的と考えられる。

仮に、放課後児童クラブが福祉サービス第三者評価とは異なる独自の第三者評価を利用するとした場合には、評価する側の第三者評価機関には、放課後児童クラブ向けの独自の対応が多く必要となり、適切な価格で質の高いサービスを提供することが困難になることや、評価を実施する人材の確保が困難になるおそれがある。放課後児童クラブが福祉サービス第三者評価の枠組みを利用することによって、第三者評価機関側にとっても、他の分野での第三者評価で得たノウハウを活かせることになり、ひいては、放課後児童クラブにとっても、より効果的な第三者評価につながっていく。

第 3 節では、こうした観点から、放課後児童クラブにおいて福祉サービス第三者評価の枠組みを活用する上での論点を整理する。

2. 自己チェックリスト案

先述の調査結果及び委員会での検討等を踏まえて、自己評価（自己チェック）の考え方、自己チェックリスト、自己チェックシートを作成した。

ここでは、これらのツールを作成する上での基本方針及び流れを紹介する。なお作成したツールは、本報告書の末尾に掲載する。

（1）基本方針

前節で示した自己評価の方向性の通り、放課後児童クラブの実態を踏まえると、放課後児童クラブの設備運営基準や運営指針に基づき自己評価の浸透を引き続き進めることが重要である。そのため、自己評価（自己チェック）の考え方、自己チェックリスト、自己チェックシートといったツールを、設備及び運営に関する基準や運営指針に基づき作成することにした。

特に、自己チェックリストについては、運営指針及びその解説書の記載内容を集約・整理することで各チェック項目として取りまとめた。その際、運営指針の普及状況を考慮し、運営指針の理解を促進するため、運営指針の構造や内容を分かりやすく把握できるようにすることを心掛けた。

（2）作成の流れ

まず放課後児童クラブの運営指針の項目を整理した。運営指針は第1章の総則と、第2章から第7章までの各論という構成になっており、かつそれぞれの項目が詳細にまで至っているため、全体像が分かりやすくなるよう、4部構成に再構成した。具体的には、第1章・第2章・第7章（総則とそれに直接付随する項目）、第3章・第5章（育成支援に直接関わる項目）、第6章2（育成支援（事業内容）を直接支える項目）、第4章・第6章1（最低基準（市町村の条例）に依拠する項目）の4つである。

その上で、運営指針の項目を集約する等して、チェック項目数が多くなり過ぎず、かつ各項目の粒度が極力均一となるように、項目を調整した。

次に自己チェックリストや自己チェックシートの形式等について検討した。個々のチェック項目は、分かりやすさを重視し、なるべく簡潔なものとすることにした。そして、チェック項目を補足する詳細な事項については、評価の着眼点として別途整理することにした。そのため、チェック項目は運営指針や解説書の該当項目を集約することで取りまとめた。また評価の着眼点は、基本的には運営指針の該当項目を援用した。

他方、自己チェックシートについては、各チェック項目の点検結果を記入するだけでなく、気づき等の共有が重要であることを鑑み、判断結果の理由等を記入できる項目を設けることにした。

こうした自己チェックリスト及び自己チェックシートの検討と並行して、自己評価（自己チェック）の考え方についても取りまとめた。自己チェックリストや自己チェックシートを

提供するだけでは、運営事業者等が自己チェックを実施することは困難であると考え、これらの活用法や自己チェックの進め方等を整理した。

3. 放課後児童クラブにおいて福祉サービス第三者評価の枠組みを活用する際の論点

本節では、第1節で整理した、放課後児童クラブの第三者評価について、福祉サービス第三者評価の枠組みを活用する方向性にかかる論点整理を行う。また、今後の検討課題も提示する。

(1) 放課後児童クラブの第三者評価の枠組みに係る論点

①設備及び運営に関する基準、運営指針と福祉サービス第三者評価の枠組みの整合性の確保

福祉サービス第三者評価は、大きく共通評価基準と内容評価基準に分かれており、放課後児童クラブの第三者評価において、福祉サービス第三者評価の枠組みを活用する場合には、その整合性を確保するためにも共通評価基準と内容評価基準から構成することが望ましい。

共通評価基準に関しては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に沿って作成されている放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準と整合をさせる方向が望ましく、また現実にもそうした整合は可能と考えられる。

内容評価基準については、運営指針、特にその中での育成支援に関する部分を活用することが効果的な評価の実施に向けて現実的だと考えられる。

こうした方向性に沿って、運営指針と福祉サービス第三者評価での評価基準・評価項目の関係性を整理していくことが必要である。

②自己評価と第三者評価の整合的な整備

第三者評価が放課後児童クラブの質の向上に効果を及ぼすためには、第三者評価と自己評価が評価項目・評価基準において整合的で連動していることが必要と考えられる。

両者が整合的であれば、考え方や方向性が一致し、自己評価と第三者評価の相互確認、相互比較が容易になり、評価結果を放課後児童クラブの業務改善につなげやすくなる。

本調査研究では、放課後児童クラブ運営指針に沿って自己チェックリストを作成したが、そこでは、福祉サービス第三者評価の枠組みとも整合を図っている。参考資料として、運営指針（に沿った自己チェックリスト）と福祉サービス第三者評価基準の対応関係を整理している。（本報告書末尾に掲載）

③事前準備の負担のあり方

第三者評価を受審するにあたって、放課後児童クラブからは、人員が少ない中で運営しており、評価に要する資料作成に人員・時間を割くのは難しい面があるため、作成資料の簡素化を期待するといった声が聞かれた。受審率向上の観点からも、事前準備に係る事務量の負担のあり方は論点である。

④利用者調査

放課後児童クラブは、子ども及びその保護者が利用する事業であることから、評価にあたっては子どもと保護者の声や考え方を聞くことは非常に重要であり必須とすべきである。

現状では保護者を対象にしたアンケート調査を実施しているところは一定数みられるが、子どもを対象にした調査は限定的である。子どもについては、その年齢等を考慮しつつ、どのような方法で声や考えを聞き取るかが論点となる。

現状では、第三者評価実施者、自己評価を実施している運営事業者等が独自の利用者調査を行っていることが確認されており、そこでの項目や方法を収集整理し、広く展開することも検討課題である。

⑤評価結果の公表

評価結果の公表については、質の確保・向上の観点から基本的に必須とすべきと考えられる。ただし、福祉サービス第三者評価においては、公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については公表しないこととされており、放課後児童クラブではどのような方針や範囲での公表とするかが論点になる。

(2) 福祉サービス第三者評価の枠組みに沿った実施上の論点

放課後児童クラブが第三者評価を実施する場合、福祉サービス第三者評価の枠組みと整合していく上での、対象、制度、体制、進め方について論点整理を行う。

①対象

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）が対象となる。放課後児童クラブは施設ではなく事業であり、また、事業における運営組織や事業の状況には大きな多様性が認められるが、その多様性を踏まえたうえで、どのように評価を行うかが論点となる。

②制度

1) 目的

第三者評価の目的については、福祉サービス第三者評価と同様と考えられる。

2) 法的位置づけ

現在は法的位置づけがないことから、その検討が必要である。またその際、第三者評価の受審を義務化すべきかが論点となる。具体的には受審率の低さへの対応としての義務化の必要性、及び、受審を任意にする場合には受審拡大の方策が論点となる。なお、福祉サービス第三者評価においては、社会的養護関係施設を除き受審は義務化されていない。

3)実施頻度

今後、放課後児童クラブにおいて第三者評価を義務化する方向性をとる際には、実施頻度が論点となる。第三者評価の実施頻度の検討にあたっては、自己評価の頻度との関係も論点になる。なお、受審が義務付けられている社会的養護関係施設においては、第三者評価は3年に1回以上、自己評価は毎年実施することとされている。

③体制

1)評価者・評価者の認証

評価機関の認証主体が論点となる。放課後児童クラブはクラブ数が多いことから、福祉サービス第三者評価と同様に、都道府県推進組織を単位として実施することが望ましいと考えられる。

2)評価者の研修

評価者の確保、育成方策のあり方が論点となる。放課後児童クラブを評価する評価者の人材確保、質の確保を進めるにあたって、評価機関が実施する研修、あるいは評価調査者の自己研鑽をどう推進するかが検討課題となる。

④第三者評価の進め方

1)評価基準・評価方法

評価基準・評価方法については、放課後児童クラブに受審の動機づけをもたらす評価のあり方、放課後児童クラブの多様性に応じた評価基準の設定の必要性と、実施する場合の考え方、また、自己評価との関係性の大きく3点が論点になる。

2)所要時間・費用

受審率向上の観点から費用面に係る財政的支援を求める意見は多いことから、受審に係るインセンティブを設けるなど、第三者評価を普及させる点から費用の支援のあり方が論点となる。高評価を得ている放課後児童クラブへのインセンティブなども検討課題と考えられる。

V. 成果の公表方法

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のホームページにて公表

VI. 放課後児童クラブ自己チェックリスト

1. 自己評価（自己チェック）の考え方

自己評価（自己チェック）の考え方とツール

はじめに

- 本資料は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において実施が求められている自己評価(自己チェック)について、各放課後児童クラブで実際にを行う際の考え方やツール(自己チェックリスト、自己チェックシート)をまとめたものです。

本資料の構成

自己評価(自己チェック) の考え方

- 自己評価(自己チェック)の意義や実施方法をまとめています。
- 具体的な構成は、以下の通りです。
 - 自己評価の背景・目的や意義
 - 自己評価の特徴
 - 自己評価の流れ・留意点や進め方
 - 自己評価と第三者評価の関係

自己評価(自己チェック) のツール 自己チェックリスト 自己チェックシート

- 自己評価(自己チェック)を行う際の評価項目及び観点を自己チェックリストとしてまとめました。
- ただし、自己チェックリストは、あくまで一つの案です。各放課後児童クラブの取組や状況等に応じてカスタマイズして活用することが望ましいです。
- 自己チェックリストは、放課後児童クラブ運営指針に基づいていますが、構造がわかりやすくなるよう、四部構成(Ⅰ総則とそれに直接付随する項目、Ⅱ育成支援に直接かかわる項目、Ⅲ育成支援(事業内容)を直接支える項目、Ⅳ最低基準(市町村の条例)に依拠する項目)に再構成しています。
- また自己チェックの結果等を記入するための、自己チェックシートを作成しました。

自己評価(自己チェック)の考え方

自己評価の背景・目的

■ 自己評価が求められる根拠

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)において、自己評価を実施することが努力義務とされています。
- また、「放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月)」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」において、自己評価の目的や方法等が示されています。

設備及び運営に関する基準 第5条の4

- 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

運営指針 第7章「職場倫理及び事業内容の向上」

3. 事業内容向上への取り組み (3)運用内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するよう努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

運営指針解説書 第7章「職場倫理及び事業内容の向上」

3. 事業内容向上への取り組み (3)運用内容の評価と改善

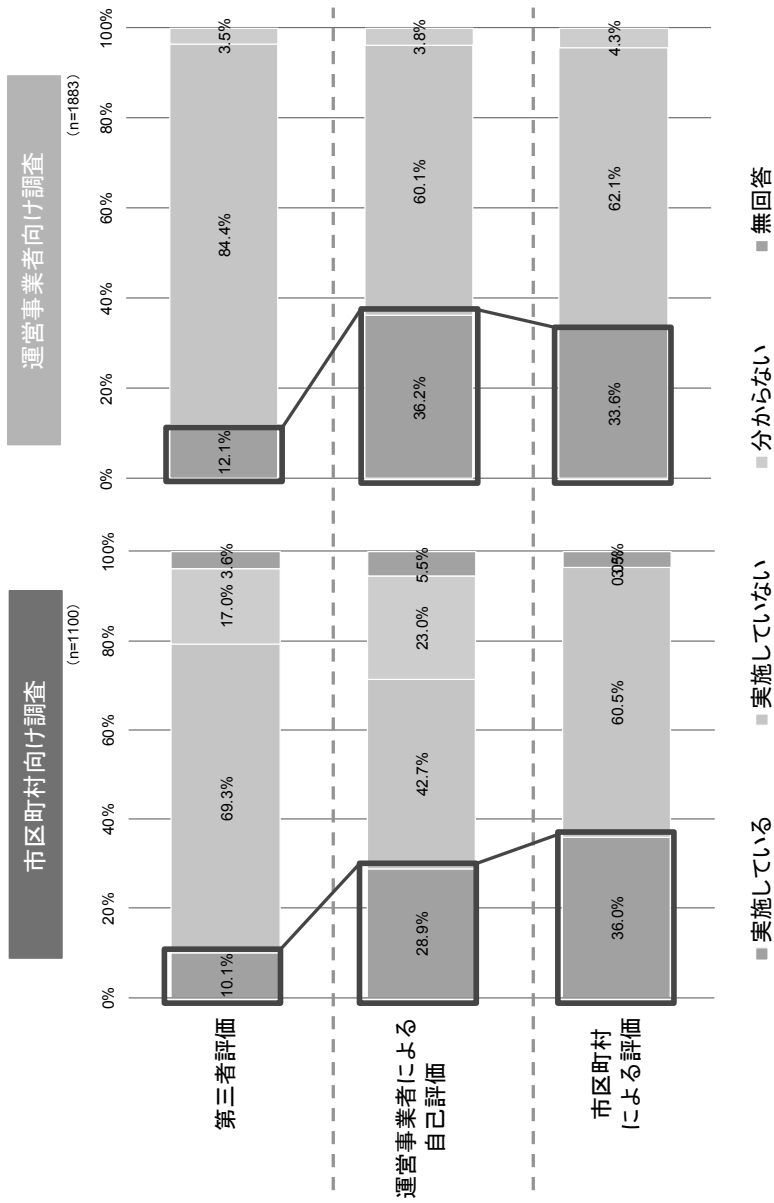
◇運営内容の自己評価の実施と結果の公表の意義(一部抜粋)

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブを利用する子どもやその保護者に運営内容を説明し、理解や協力を得ながら、育成支援を行うことが必要です。
- そのために、放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容についての自己評価を行い、その結果をもとに放課後児童支援員等と話し合っって事業の改善を図るとともに、結果を公表することを通じて、放課後児童クラブが何にどうやって取り組んでいるのかを明らかにすることが求められます。

自己評価の背景・目的

■ 自己評価の実施状況

- 全国の市区町村及び放課後児童クラブの運営事業者を対象としたアンケート調査によれば、自己評価の実施状況は以下の通りです。
- 市区町村向け調査では28.9%、運営事業者向け調査では36.2%が、運営事業者による自己評価が実施されていると回答しています。

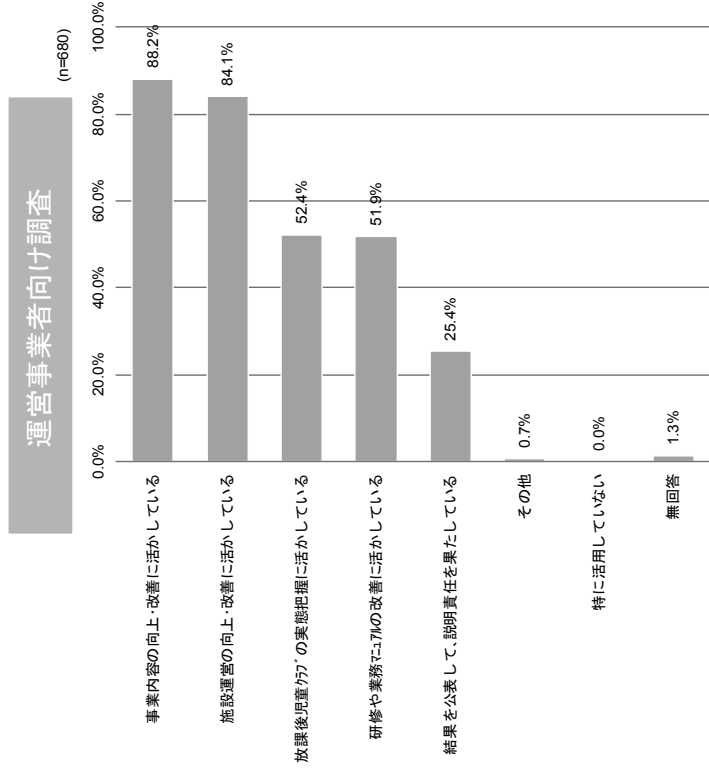


出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体（回収1100件）、運営事業者向け調査は全国9190団体（回収1883件）を対象とした。

自己評価の意義

- 自己評価の意義としては、主に以下の4つがあげられます。
- また放課後児童クラブの運営事業者を対象としたアンケート調査でも、自己評価を実施している運営事業者のうち、88.2%が「事業内容の向上・改善に活かしている」、84.1%が「施設運営の向上・改善に活かしている」と回答しています。

<p>放課後児童クラブの実態把握（気づき等の共有）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己評価を通じて職員間で認識の共有を図ることができます。 ■ 運営主体にとっても、現場の放課後児童支援員等の状況や考え、問題意識等を把握することができます。
<p>事業運営の向上・改善（継続的なPDCAサイクル）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運営内容について自己評価を行い、その結果をもとに放課後児童支援員等と話し合っって事業の改善を図ることができます。 ■ そのためには、継続的なPDCAサイクルに自己評価を位置づけ、一定の頻度で繰り返し実施することが重要です。
<p>関係者への説明責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己評価の結果は、公表するよう努めなければなりません。 ■ 自己評価の結果を公表することを通じて、放課後児童クラブが何にどのような取り組みをしているのかを明らかにすることが求められます。 ■ 自己評価の結果の公表は、子どもや保護者、地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた放課後児童クラブとなる契機として期待されます。
<p>第三者評価の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部の評価機関から第三者評価を受ける際に、準備としても活用できます。第三者評価と同じ評価項目・評価基準をもとに予め自己評価することで、第三者の評価結果や指摘に対する理解が深まります。 ■ 第三者評価の際に、第三者評価機関が自己評価結果を参考にすることでより正確かつ効率的に実態を把握できます。



出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体（回収1100件）、運営事業者向け調査は全国9190団体（回収1883件）を対象とした。

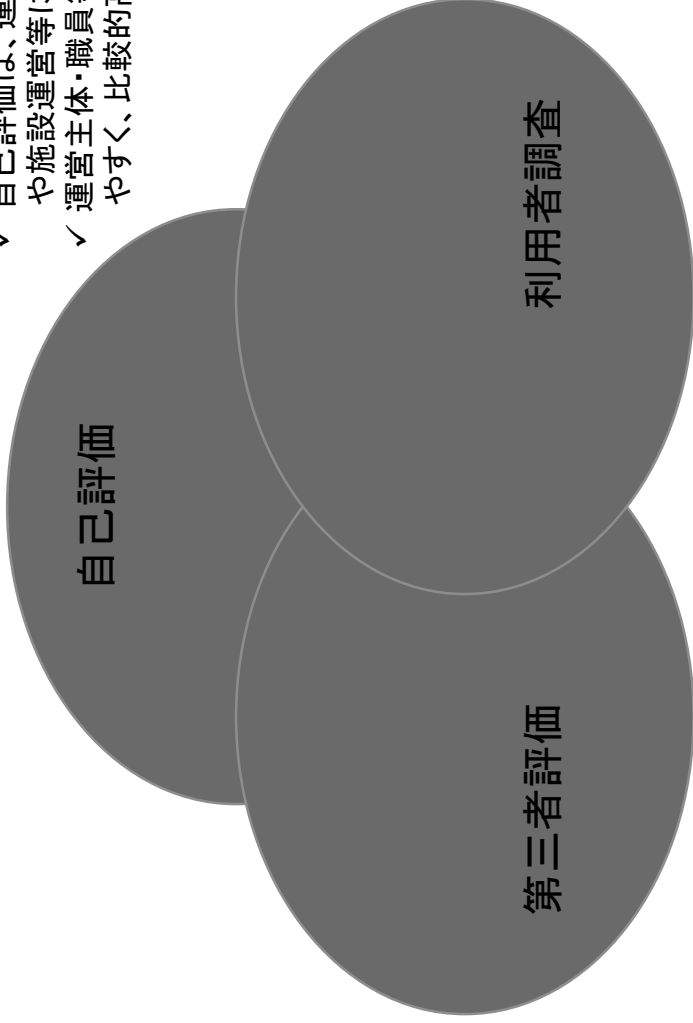
出典：厚生労働省(2015)「放課後児童クラブ運営指針解説書」、東京都福祉サービス評価推進機構(2018)「東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック」、厚生労働省(2009)「保育所における自己評価ガイドライン」、福祉サービス第三者評価事業ウェブサイト等を参考に作成

自己評価の特徴

■ 評価の種類

- 放課後児童クラブの評価として、大きく分けて3種類あります。それぞれ特徴や利点等を有しており、組み合わせせて実施することで、多角的に実態や課題等を把握できます。

- ✓ 自己評価は、運営主体やその職員等が自身で事業内容や施設運営等について評価することです。
- ✓ 運営主体・職員等が実施するため、改善に直接結びつけやすく、比較的高頻度で実施することも可能です。



- ✓ 第三者評価は、外部の評価専門機関による事業内容や施設運営等について評価を受けることです。
- ✓ 外部機関による評価のため、客観的・公平なものとなります。また内部職員には気づきにくい、新たな気づきを得られることも期待されます。
- ✓ ただし、自己評価に比べて経済的・時間的負担があります。

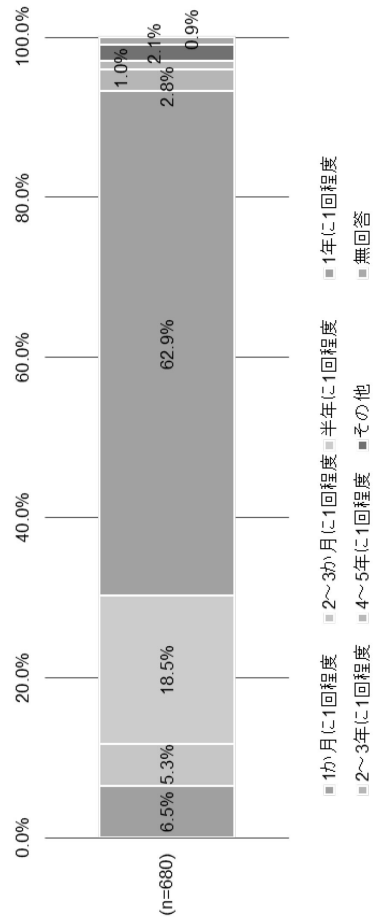
- ✓ 利用者調査は、利用者である保護者等に対してヒアリングやアンケート等の調査を実施し、利用者の評価を把握することです。
- ✓ 放課後児童クラブの取組が、利用者の満足や安心等実際につながっているかを直接把握することができます。
- ✓ なお運営指針等でも、子どもや保護者の声を取り入れることが求められています。

自己評価の特徴

■ 自己評価の実施方法・頻度

- 放課後児童クラブの運営事業者を対象としたアンケート調査によれば、自己評価の実施頻度は下図の通りです。1年に1回程度という回答が6割を超えています。
- 実態や課題を把握し改善につなげるという自己評価の趣旨を考慮すれば、年に数回実施し、実態や課題を振り返り、改善につなげていくことが望ましいと考えられます。運営指針解説書においても、自己評価を放課後児童クラブの年間事業計画の中に位置づけて、組織的に取り組むことが求められています。
- なお運営指針解説書にて、事業運営に関する評価と、育成支援に関する評価のそれぞれについて、その在り方が示されています。
 - 事業運営についての評価は、運営の内容を多面的な観点から行うように努め、客観的に把握し根拠を示すことができる情報や資料に基づいて実施することが望まれます。
 - 育成支援についての評価は、放課後児童支援員等による育成支援の内容についての振り返り及びまとめに基づいて行うものです。育成支援の計画や記録をもとに、放課後児童支援員等が子どもへの関わり、遊びや生活の様子等について整理した内容を踏まえ、運営主体と放課後児童支援員等との話し合いを通じて行うことが望まれます。
- 年に数回自己評価を実施する場合、簡易な自己評価と詳細な自己評価を組み合わせたリ、各回の評価項目を限定したりするなど、様々な方法を組み合わせることも有効です。

運営事業者向け調査



出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体(回収1100件)、運営事業者向け調査は全国9190団体(回収1883件)を対象とした。

運営指針 第7章「職場倫理及び事業内容の向上」

3. 事業内容向上への取り組み (3) 運用内容の評価と改善

◇ 自己評価の方法と内容

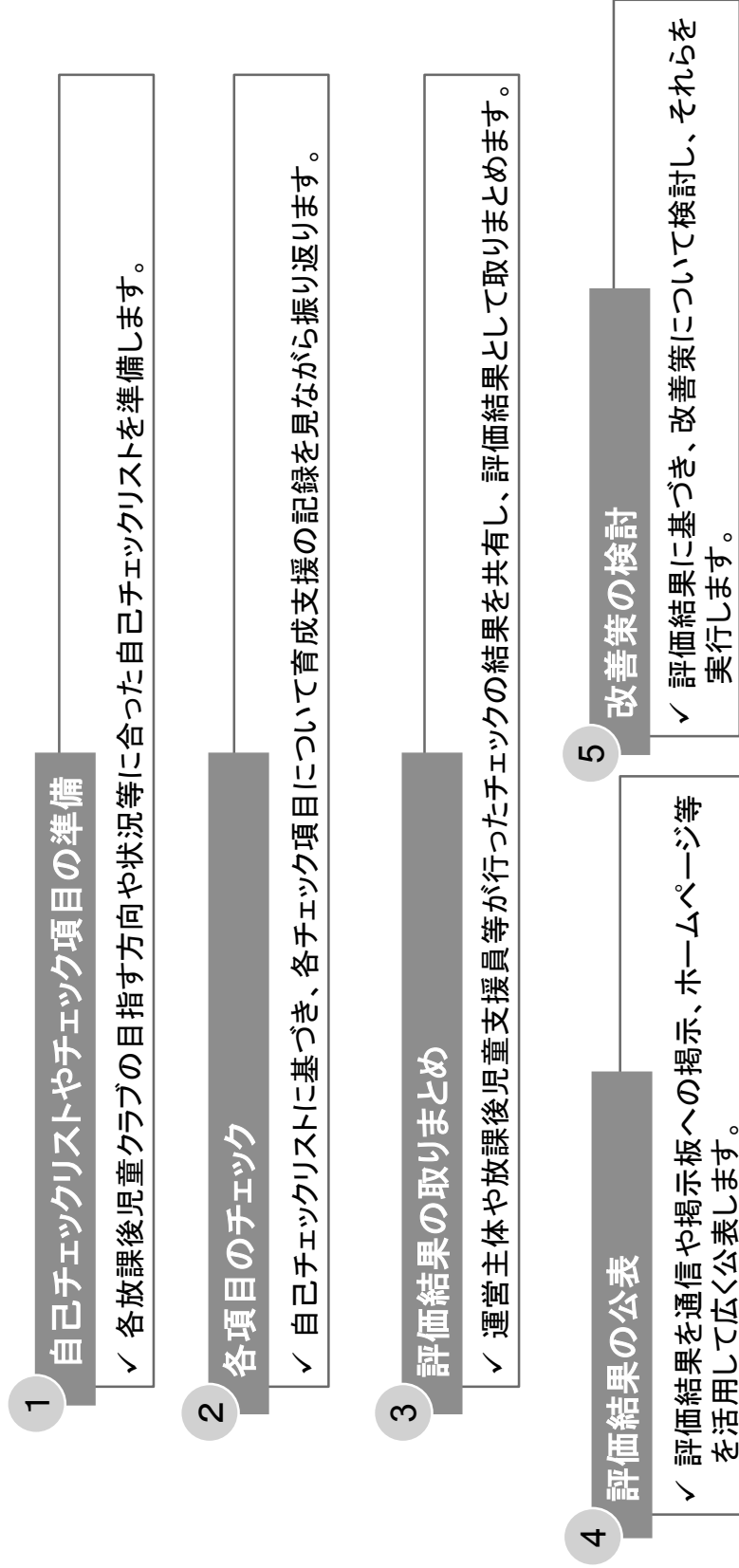
- 自己評価は、放課後児童クラブの年間事業計画の中に位置づけ、評価の実施、結果の分析と改善方策の検討、評価結果の公表のスケジュールを計画し、組織的に取り組むことが望まれます。

様々な方法を組み合わせ合わせた自己評価の実施イメージ



自己評価の流れ

- 自己評価の流れは、大きく分けて以下の5段階に整理できます。次ページ以降では、それぞれの段階の進め方を紹介していきます。



自己評価の留意点

- 自己評価を行う際の視点は、運営指針が参考となります。今回作成したチェックリストも、運営指針に基づき作成されました。したがって、自己評価を実施するにあたっては、運営指針の位置づけや考え方を理解しておく必要があります。
- 運営指針の視点とポイントは、解説書の中で以下のように述べられています。
- ✓ **運営指針の3つの視点**
 - ① 放課後児童クラブの多様な運営実態を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」として作成したこと。
 - ② 放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるように規定したこと。
 - ③ 異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、子どもと関わる際の共通の認識を得るために必要となる項目を充実させたこと。
- ✓ **運営指針の4つのポイント**
 - ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、そのことをいかに担保するかということを重視して、その育成支援の基本的な考え方を第1章総則に記述したこと。
 - ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて、集団の中での子ども同士の関わりを大切に、子どもの家庭生活等も考慮して、育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に記述したこと。
 - ③ 子どもの視点に立ち、子どもにとってどのような放課後の生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的内容を網羅的に記載するとともに、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や保障すべき機能を記述したこと。障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの記述については、受入に当たったより具体的な考え方や留意点等も加味して第3章に記述したこと。
 - ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、権利擁護、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関すること等、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に記述したこと。

- また自己評価について、運営指針解説書の中では次のような留意点が示されています。

✓ 自己評価の方法と内容（運営指針解説書第7章3（3））

- 自己評価は、放課後児童クラブの年間事業計画の中に位置づけ、評価の実施、結果の分析と改善方策の検討、評価結果の公表のスケジュールを計画し、組織的に取り組むことが望めます。
- 運営の内容についての自己評価には、事業運営についての評価と育成支援についての評価が含まれます。
- 事業運営についての評価は、運営の内容を多面的な視点から行うように努め、客観的に把握し根拠を示すことができる情報や資料に基づいて実施することが望めます。
- 育成支援についての評価は、放課後児童支援員等による育成支援の内容についての振り返り及びまとめに基づいて行うものです。育成支援の計画や記録をもとに、放課後児童支援員等が子どもへの関わり、遊びや生活の様子等について整理した内容を踏まえ、運営主体と放課後児童支援員との話し合いを通じて行うことが望めます。
- 自己評価を行うに当たっては、放課後児童クラブに期待されている役割や機能に即して子どもや保護者のニーズを把握し、地域の実情や放課後児童クラブの実態に応じて、評価の観点や項目を検討する必要があります。評価の観点や項目は、運営指針の項目等を参考にしながら、放課後児童支援員等の間で十分に話し合い、子どもや保護者等の意見も取り入れて設定することが望めます。また、自己評価の項目として、年度の途中退所率等の客観的に数値で確認できるものや、子どもや保護者等からのアンケート結果等から判断できるものを組み込むことも望めます。この検討の過程は、放課後児童支援員等の間で現状の課題と改善の方向性を共有する過程ともなります。

自己評価の進め方(その1)

■ 自己チェックリストやチェック項目の準備

- 自己チェックリスト(評価項目)を作成する方法は、大きく以下の3種類があります。

<p>独自に 評価項目 を作成</p>	<p>職員の個々の実践 の振り返りを最大限に 生かす方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員がそれぞれ日々の実践を振り返って、良かったこと、課題となること等をグループで出し合う。 ■ 全員でそれらのコメントをカテゴリに分類する。この取組を通じて、個々の経験が、放課後児童クラブにおける活動の中でどういった位置づけであり、どのような意味を持つのか問い直され、職員に共有される。 ■ 上記を基に評価項目をまとめ、それに照らしてそれぞれが自己評価し、集約する。その後も継続的に自己評価、評価項目の見直しを行う。
<p>日誌やビデオ等の記録 をもとに多様な視点から 振り返る方法</p>	<p>日誌やビデオ等の記録 をもとに多様な視点から 振り返る方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日誌や子どももの記録、計画の評価・反省の記録、日々の実践を録画したビデオ等の資料を職員全員で共有する。これらの記録をもとに、それぞれが気づいたこと等をグループで出し合う。 ■ 全員でそれらのコメントをカテゴリに分類する。この取組を通じて、個々の経験が、放課後児童クラブにおける活動の中でどういった位置づけであり、どのような意味を持つのか問い直され、職員に共有される。 ■ 上記を基に評価項目をまとめ、それに照らしてそれぞれが自己評価し、集約する。その後も継続的に自己評価、評価項目の見直しを行う。
<p>既存の評価項目を利用して 振り返る方法</p>	<p>既存の評価項目を利用して 振り返る方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者評価の項目等、既存の評価項目を基に、施設の特徴や職員の見解から、独自の評価項目を準備する。 ■ 職員が評価項目に沿って自身を振り返り、評価する。 ■ グループでの話し合い等により、一人ひとりの自己評価結果を共有し、検討し合う中で、各項目について施設としての評価結果をまとめる。 ■ その後も継続的に自己評価、評価項目の見直しを行う。

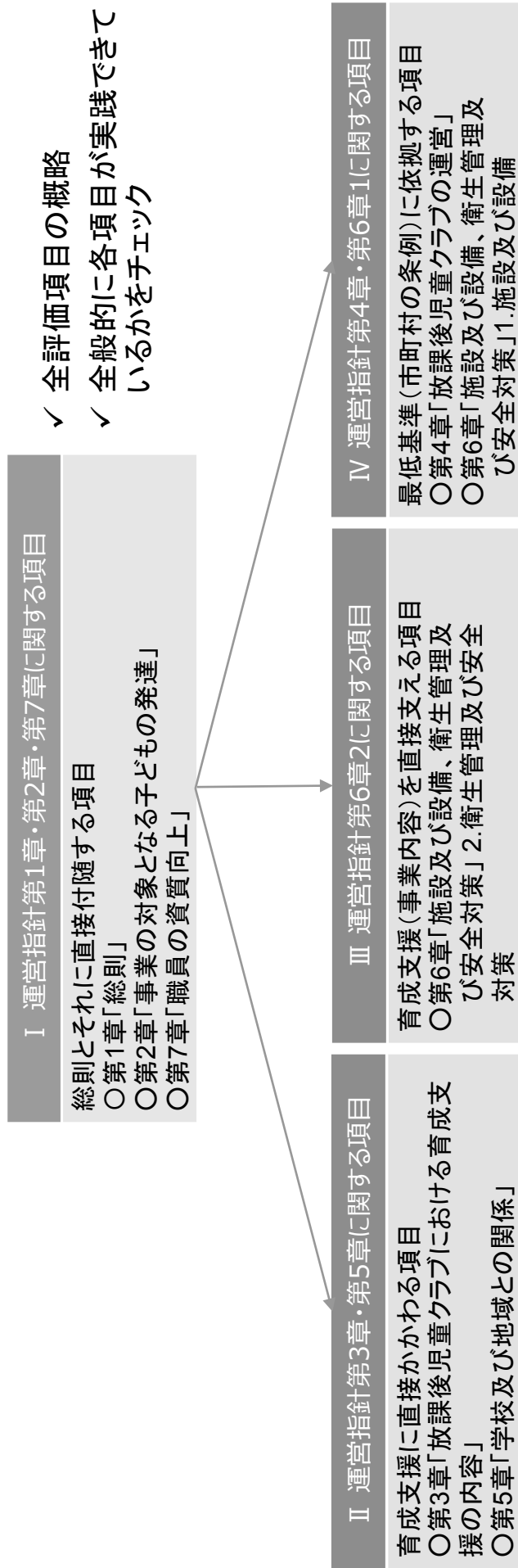
- ✓ 別紙の自己チェックリストは、上記の「既存の評価項目」に当たります。ただし先述の通り、自己チェックリストはあくまで一つの案です。各放課後児童クラブの取組や状況等に応じてカスタマイズして活用することが望ましいです。

参考:厚生労働省(2009)「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき作成

自己評価の進め方(その2)

■ 自己チェックリストやチェック項目の準備

- 別添の自己チェックリスト(例)をカスタマイズして、各放課後児童クラブに合った自己チェックリストを準備します。
- 自己チェックリスト(例)は、放課後児童クラブ運営指針に基づいて作成していますが、全体像が分かりやすくなるよう、以下の4部構成に再構成しています。



✓ 分野別の評価項目の詳細

- ✓ 「総則とそれに直接付随する項目」の各項目について、具体的に実践できているかを詳細にチェック

自己評価の進め方(その3)

■ 自己チェックリストやチェック項目の準備

- 自己チェックリストのイメージは以下の通りです。
- 「チェック項目」は放課後児童クラブとして満たしていることが必要な事項です。一方「評価の着眼点」は、「チェック項目」について満たしているかどうかを判断する際の目安です。「評価の着眼点」に掲げられた事項がおおよそ実施できている場合は、当該の「チェック項目」を満たしていると考えます。
- 「評価の着眼点」には、基本的に運営指針の当該項目を記載していますが、一部の項目については補足情報等を追記しています。
- なお「チェック項目」及び「評価の着眼点」は、運営指針に基づく一案ですので、各放課後児童クラブの方針や実態等を踏まえ必要に応じて適宜編集してください。

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	◆放課後児童クラブ運営指針では、「放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童クラブ」という。)における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援(育成支援)の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定めている。」としている。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体は、運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。
		2. 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	◆放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づき、小学校(以下「学校」という。)に就学している子ども(特別支援学校の小学校の子どもを含む。以下同じ。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後(以下「放課後」という。)に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

自己評価の進め方(その4)

■ 各項目のチェック

- 各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ります。
- その際、「評価の着眼点」を目安にしますが、それについては別紙の自己チェックリストを参照します。また併せて運営指針解説書も参考にします。
- 各チェック項目を振り返った結果は、自己チェックシートに記載します。例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった結論に至った段階で区分することが考えられます。
- またそうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載しておくことも重要です。職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役に立ちます。

自己チェックシート

チェック項目	結果	コメント
○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。		
○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。		

- ✓ 「評価の着眼点」を目安に、 ✓ 評価結果に至った理由等を記入
 例えば三段階での評価結果を記入

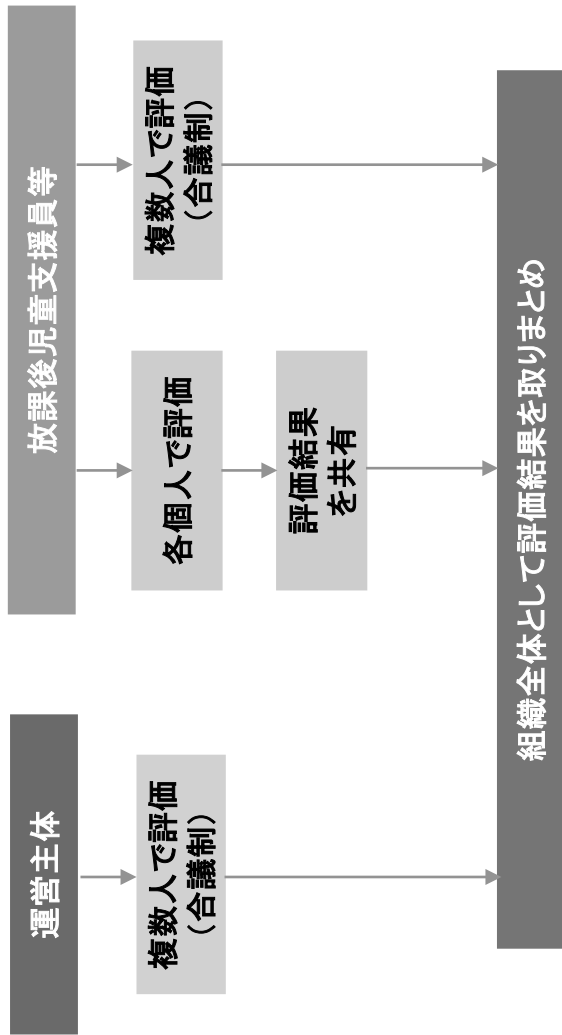
自己チェックリスト

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	◆放課後児童クラブ運営指針では、「放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第83号)に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童クラブ」という。)における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援(育成支援)の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定めている。」としている。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体は、運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。 ◆放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づき、小学校(以下「学校」という。)に就学している子ども(特別支援学校の小学校の子どもを含む。以下同じ。)であって、その保護者が労働等により居間家庭にいないものに、授業の終了後(以下「放課後」という。)に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
		2. 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

自己評価の進め方(その5)

■ 評価結果の取りまとめ

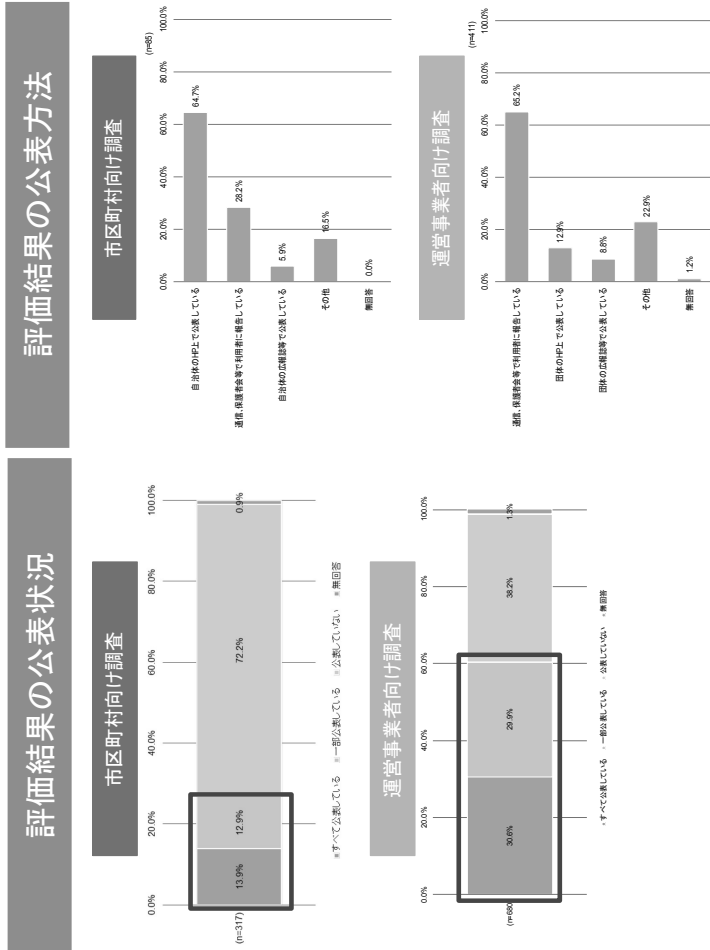
- 自己チェックリストについて評価することが自体が目的というわけではありません。それを通じて職員同士で気づきや問題意識等を共有し、サービスの質の向上につなげていくことが重要です。そのため、自己チェックリスト(各チェック項目)に対する評価結果やコメント等を振り返り、共有します。これが、自己チェックシート(自己チェックリスト)に対する評価結果等を記入するためのシート)について、単に評価結果を記入するだけでなく、評価結果に至った根拠等をコメント欄に記入しておくことが重要な理由です。
- 運営主体や放課後児童支援員等が自己評価を実施する場合には、それぞれ個別に実施した上で、評価結果を共有していく方法や、最初から複数人が一緒に、あるいは相談しながら評価を実施していく方法(合議制)等があります。各放課後児童クラブの運営体制や組織構造等に合った方法で自己評価を実施することになります。例えば運営主体と現場の放課後児童支援員等がそれぞれ自己評価を実施することで、立場による現状に対する認識の違い等を把握することができます。



自己評価の進め方(その6)

■ 評価結果の公表

- 冒頭で紹介した通り、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、自己評価を実施し、その結果を公表することが努力義務とされています。特に、子どもや保護者に運営内容に運営内容を説明し、理解や協力を得ながら育成支援を行うためにも重要となります。
- 公表の現状としてアンケート調査に基づくと、市区町村向け調査では公表していないとの回答が7割を超えますが、運営事業者向け調査では6割以上が全て公表していると回答しています。
- また評価結果の公表方法については、市区町村向け調査では「自治体のHPで公表している」、運営事業者向け調査では「通信、保護者会等で利用者に報告している」との回答が多くなっています。



運営指針 第7章「職場倫理及び事業内容の向上」
3. 事業内容向上への取り組み (3) 運用内容の評価と改善

◇ 運営内容の自己評価の実施と結果の公表の意義

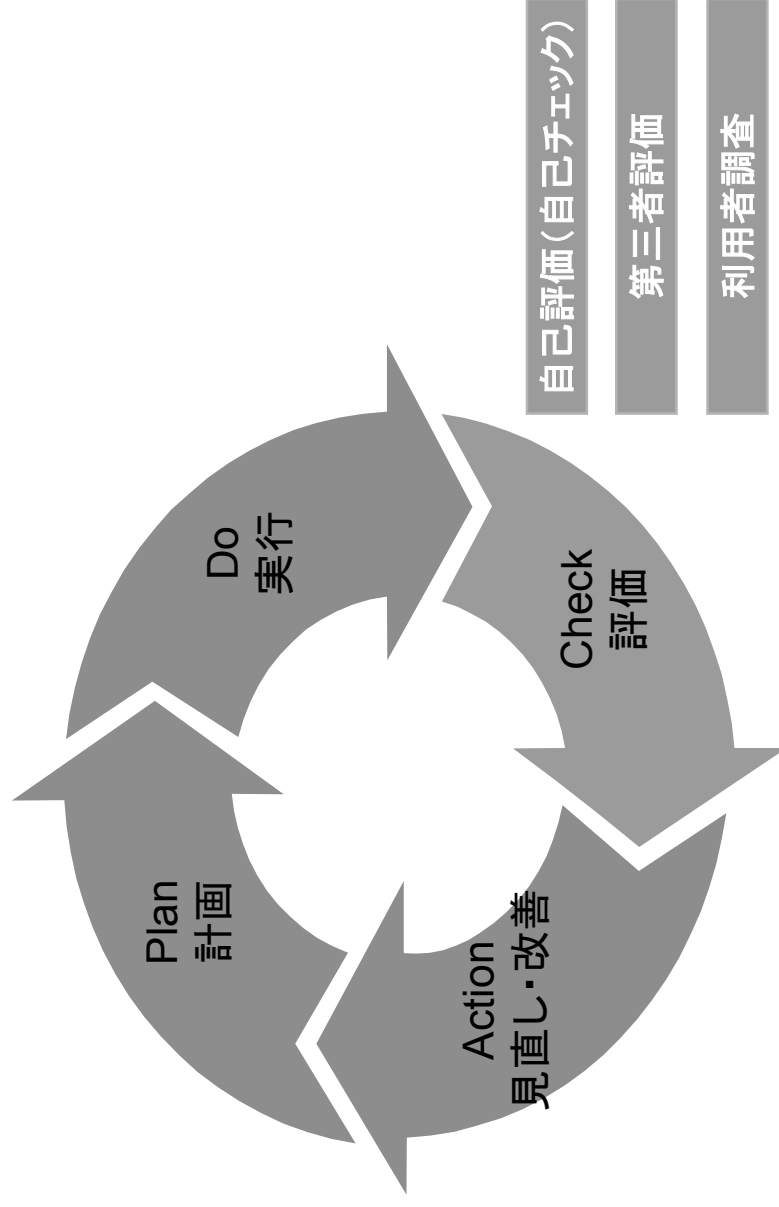
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブを利用する子どもやその保護者に運営内容を説明し、理解や協力を得ながら、育成支援を行うことが必要です。
- そのために、放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容についての自己評価を行い、その結果をもとに放課後児童支援員等と話し合っ事業の改善を図るとともに、結果を公表することを通じて、放課後児童クラブが何にどうやって取り組んでいるのかを明らかにすることが求められます。

出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体(回収1100件)、運営事業者向け調査は全国9190団体(回収1883件)を対象とした。

自己評価の進め方(その7)

■ 改善策の検討

- 自己評価(第三者評価及び利用者調査を含む)の意義は様々ありますが、なかでも事業内容や施設運営の向上・改善につなげることが重視されます。
- そのため、自己評価を実施するだけでなく、自己評価をPDCAサイクルの一環として位置づけ、「見直し・改善」にちなげるとともに、継続的にPDCAサイクルを繰り返していくことが重要です。
- アンケート調査でも、自己評価を実施している運営事業者のうち、8割以上が「事業内容の向上・改善に活かしている」、「事業内容の向上・改善に活かしています」と回答しています。



自己評価と第三者評価の関係

- 自己評価と第三者評価の主な特徴の違いは、以下の通りです。
- 自己評価だけでも有効活用できますが、組み合わせることで多角的に実態や課題を把握できます。

	自己評価(自己チェック)	第三者評価
評価の実施頻度	<ul style="list-style-type: none">■ 比較的に高頻度■ 例: 1年に2~3回等	<ul style="list-style-type: none">■ 比較的に低頻度■ 例: 3年に1回等
評価の主体	<ul style="list-style-type: none">■ 施設の個人・組織■ 経営層／職員	<ul style="list-style-type: none">■ 外部の評価機関■ 複数人のチーム
評価の主眼	<ul style="list-style-type: none">■ 評価結果に基づく改善活動 (PDCAサイクル)	<ul style="list-style-type: none">■ 客観的かつ公平な評価■ 外部からの新たな気づき
評価の方法	<ul style="list-style-type: none">■ 経営層・職員による自己点検■ それに基づく合議	<ul style="list-style-type: none">■ 訪問調査(施設見学、書類等の確認、経営層・職員、利用者へのインタビュー)

自己評価(自己チェック)のツール
自己チェックリスト
自己チェックシート

※別紙参照

2. 自己チェックリスト

自己チェックリスト(チェック項目及び評価の着眼点)

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	◆放課後児童クラブ運営指針では、「放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童クラブ」という。)における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援(育成支援)の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定めている。」としている。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体は、運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	◆放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づき、小学校(以下「学校」という。)に就学している子ども(特別支援学校の小学校の子どもを含む。以下同じ。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後(以下「放課後」という。)に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。
		(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	◆放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	◆放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事を両立できるように支援することが必要である。 ◆子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。
		3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。
		(4) 放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	◆放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。 ◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。 ◆放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ◆放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ◆「子どもの利益に反しない限りにおいて」とは、児童福祉法第21条の10の5第2項において、要支援児童等と思われる者を把握した場合に市町村へ情報提供すること及び児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第6条第3項において、児童虐待を発見した者が児童相談所等に通告することは守秘義務違反に当たらないことが法律上明記されていることを踏まえたものです。 ◆放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。 ◆放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。 ※上記は独立の項目です。自己チェックに当たっては各項目についてそれぞれ解説書を確認してください。

第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	◆放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。 ◆また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	◆放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。 ・子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。 ・児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。 ・国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。 ・守秘義務を順守する。 ・関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。 ・保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。 ・放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。 ・事業の社会的責任や公共性を自覚する。
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	◆要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者に周知する。 ◆苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等に予め周知する。 ◆子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。 ◆要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	◆放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。 ◆放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。 ◆放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努める。 ◆放課後児童クラブの運営主体は、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	◆放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。 ◆評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。 ◆評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	◆放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。 ◆放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。	

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
1. 育成支援の内容		(1) 育成支援の内容	○ 育成支援の内容について理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業終了後の時間帯(放課後、学校休業日)に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。 ◆ 放課後児童クラブは、年齢や発達状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子ども発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。 ◆ 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
		(2) 育成支援の留意点	○ 育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。 ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。 ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。 ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。 ・ 子ども遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々と理解と協力が得られるようにする。 ◆ 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。 ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。 ・ 子どもの来所時には、子どもが安心して過ごせるよう迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。 ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。 ◆ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。 ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。 ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。 ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。 ◆ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。 ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身につくように援助する。 ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。 ◆ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。 ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。 ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくりだすことができるようにする。 ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。 ・ 子ども間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。 ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。 ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。 ・ 放課後児童クラブの子どもたちが地域の子もたちと一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。 ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。 ◆ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することでよく援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。 ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。 ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。 ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。 ◆ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活方面から必要とされるおつを適切に提供する。 ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活方面を考慮して、おやつを適切に提供する。 ・ おやつ提供に当たっては、捕食としての役割もことから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。 ・ おやつ提供に際しては、安全及び衛生に配慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。 ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。 ◆ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。 ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。 ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。 ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。 ◆ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。 ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。 ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように支援する。 <p>※上記は独立の項目です。自己チェックに当たっては各項目についてそれぞれ解説書を確認してください。</p>

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある子どもの育成支援について、運営指針解説書に掲載されている関連法令、条例、通知等を理解している。 ◆障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、子どもの同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努める。 ◆放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続き等を定めることが求められる。 ◆障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の移行等を個別に把握する。 ◆地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たった留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。 ◆継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。 ◆障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。 ◆障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。 ◆障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。 ◆障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童支援員等は、児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む、以下同じ。)や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2の1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。 ◆児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境にも配慮し、家庭での養育について特別な支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。 ◆放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	◆特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。 ◆放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。 ◆保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。 ◆保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。 ◆保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援する。
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。 ◆日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。 ◆職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。 ◆通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たった必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施状況に関する日誌(子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等) ・運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ ・おやつ発注、購入等 ・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓 ・保護者との連絡調整 ・学校との連絡調整 ・地域の関係機関、団体との連絡調整 ・会計事務 ・その他、事業運営に関する記録

第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	◆子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。 ◆子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めてい	◆学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
	2. 保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	◆新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。 ◆保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。
	3. 地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	◆放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。 ◆地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。 ◆事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。 ◆子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	◆学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、学校や関係者の協力が得られるよう努める。 ◆「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。 ◆放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。 ※「新・放課後子ども総合プランについて」(平成30年9月14日 30文科生第396号・子発0914第1号 文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長通知)で示された「新・放課後子どもプラン」を参照。
	(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	◆児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、市町村が条例で定める最低基準とその運営指針に基づいて、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。 ◆児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。 ◆放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。 ※「児童館ガイドラインの改正について」(平成30年10月1日 子発1001第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知)で示された「児童館ガイドライン」を参照。	

Ⅲ 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品等を備え、適切に管理し、適切に使用する。 ◆ 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。 ◆ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。 ◆ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の安全点検も含まれる。 ◆ 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルにそった訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。 ◆ 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるよう援助する。 ◆ おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応を学んでおく。 ◆ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。 ◆ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。 ◆ 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損賠賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。
		(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害時の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不足の事態に備えて必要な対応を図る。 ◆ 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。 ◆ 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。 ◆ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。 ◆ 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。 <p>※「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成30年7月11日 子発0711第1号・30生社教第4号 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長及び文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱)で示された「放課後児童クラブ等への来所・帰宅時における安全点検リスト」を参照。</p>

IV 第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。 ◆専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。 ◆室内のレイアウトや装飾、採光等、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。 ◆子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びの場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。 ◆子どもの遊びや生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための玩具及び図書を備える。 ◆年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ持続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。 ◆ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。 ◆なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。 ◆子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。 	
	3. 開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。 ◆開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。 ◆開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。 ◆新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。 	
	4. 利用開始等に関する留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。 ◆放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。 ◆利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。 ◆特に新1年生の環境変化に考慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。 ◆子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。 	

5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	◆放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	◆子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。 ◆地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。 ◆放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。 ◆子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。 ◆放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項(①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項)に関する運営規定を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。 ◆放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。
6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。 ◆放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。 ◆放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。
7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	◆利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
	(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	◆社会福祉法(昭和26年法律第45号)第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。 ◆このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

注)「評価の着眼点」には、基本的に運営指針の当該項目を記載しています。一部、補足情報等を追記しています。

3. 自己チェックシート

自己チェックシート

<自己チェックの進め方>

- 各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ります。
- その際、「評価の着眼点」を目安にしますが、それについては別紙の自己チェックリストを参照します。また併せて運営指針解説書も参考になります。
- 各チェック項目を振り返った結果は、自己チェックシートに記載します。例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で区分することが考えられます。
- またそうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載しておくことも重要です。職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。		
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。		
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。		
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。		
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。		
(4)放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。			
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。		
		(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。		
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。		
	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。		
		(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。		
		(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。		
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。		

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。		
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。		
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。		
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。		
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。		
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。		
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。		
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。		
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。		
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。		
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。			
	(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。			
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。		
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。		
	2. 保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。			
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。			
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。		
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。		

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分		結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 衛生管理 及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。		
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。		
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。		
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。		

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及び 設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。		
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。		
第4章 放課後児童クラブ の運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。		
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。		
		(3) 放課後児童支援員の 雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。		
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。		
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。		
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。		
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。		
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。		
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。		
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。		
	7. 適正な会計 管理及び 情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。		
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。		

VII. 参考資料

1. アンケート調査票

(1) 市区町村向け調査

**厚生労働省「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」
放課後児童クラブにおける評価の実態に関するアンケート調査【市区町村 主管課向け 調査票】**

放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という）における自己評価、市区町村による評価、第三者評価等について伺います。ご記入の上、平成30年12月7日（金）までにご投函下さい。

1. 貴自治体の概要について

問1. 貴自治体の概要について教えてください。

①貴自治体の種別（1つに○）	1. 政令指定都市 2. 中核市 3. 特別区 4. 一般市 5. 町 6. 村
②所在する広域ブロック（1つに○）	1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 北陸 5. 中部 6. 近畿 7. 中国 8. 四国 9. 九州・沖縄
③貴自治体の域内に所在する放課後児童クラブ数及び支援の単位数（数値を記入）	クラブ数（ ）※平成30年5月1日現在の数値を 支援単位数（ ）ご記入ください。

問2. 貴自治体の域内にある放課後児童クラブの設置・運営者及び運営形態について教えてください。（①～③すべてに○）

①大区分	②小区分（①大区分で選択肢2あるいは3を回答した方のみ）	③運営形態（大区分で選択肢2・3を回答した方のみ）
1. 公立公営	1. 社会福祉法人 2. 民法34条法人 3. NPO法人	1. 委託 2. 指定管理
2. 公立民営	4. 運営委員会・保護者会 5. 任意団体 6. 株式会社 7. 学校法人 8. その他（ ）	3. 補助金交付 4. その他（ ）
3. 私立民営	1. 社会福祉法人 2. 民法34条法人 3. NPO法人 4. 運営委員会・保護者会 5. 任意団体 6. 株式会社 7. 学校法人 8. その他（ ）	1. 委託 2. 指定管理 3. 補助金交付 4. その他（ ）

問3. 貴自治体の域内にある放課後児童クラブの設置場所について教えてください。（すべてに○）

1. 学校の余裕教室	2. 学校の敷地内専用施設	3. 児童館・児童センター	4. 公的施設利用
5. 民家・アパート	6. 保育所	7. 公有地占有施設	8. 民有地占有施設
9. 幼稚園	10. 団地集会所	11. 商店街空き店舗	12. 認定こども園
13. その他（ ）			

2. 放課後児童クラブにおける『運営事業者による自己評価』について

問4. 運営事業者による自己評価（※独自の利用者満足度調査や放課後児童支援員等が実施している自己評価チェックシートの点検など）の実施状況について教えてください。（1つに○）

1. すべての放課後児童クラブで運営事業者が自己評価を実施している	（⇒ 問5～8へ）
2. 一部の放課後児童クラブで運営事業者が自己評価を実施している	（⇒ 問5～8へ）
3. いずれの放課後児童クラブでも運営事業者は自己評価を実施していない	（⇒ 問9へ）
4. 分からない（貴自治体として把握していない）	（⇒ 問9へ）

問5. 問4で選択肢「1」あるいは「2」と回答された方にお伺いします。運営事業者による自己評価の義務付けの有無について教えてください。（1つに○）また、義務付け・推奨をしている場合の根拠は何ですか。（すべてに○）

①自己評価義務付けの有無	②義務付け・推奨の根拠（①自己評価義務付けの有無で選択肢「1」あるいは「2」を回答した方のみ）
1. 義務づけている	1. 条例に位置付けている 2. 基準・要綱等に位置付けている
2. 推奨している	3. 委託、指定管理、補助の契約書の中で位置付けている
3. いずれもしていない	4. その他（ ）

問6. 運営事業者による自己評価について、結果の報告を受けていますか。（1つに○）

1. 結果の報告を受けている（結果を把握している）	2. 結果の報告を受けていない（結果を把握していない）
---------------------------	-----------------------------

問7. 放課後児童クラブ運営事業者による自己評価について、①貴自治体は結果を公表していますか。（1つに○）また、公表している場合、②貴自治体における公表方法（すべてに○）及び③運営事業者への指導の有無（1つに○）について教えてください。

① 貴自治体での公表有無	②公表方法（①公表の有無で選択肢「1」あるいは「2」を回答した方のみ）	③各運営事業者への指導の有無
1. すべて公表している	1. 貴自治体のHP上で公表している	1. 運営事業者に公表するよう指導している
2. 一部公表している	2. 貴自治体の広報誌等で公表している	2. 指導していない
3. 公表していない	3. 通信、保護者会等で利用者に報告している	
	4. その他（ ）	

問8. 放課後児童クラブ運営事業者による自己評価について、貴自治体は結果をどのように活用していますか。（すべてに○）

1. 事業内容の向上・改善に活かすよう指導している	2. 施設運営の向上・改善に活かしている
3. 放課後児童クラブ内の研修や業務マニュアルの改善に活用するように指導している	
4. 次期事業者の選定の参考情報としている	5. 放課後児童クラブの実態把握に活かしている
6. 結果を公表して、地域や利用者への説明責任を果たしている	7. その他（ ）
8. 特に活用していない	

3. 放課後児童クラブにおける『貴自治体（市区町村）による評価』について

問9. 放課後児童クラブにおける「貴自治体による評価」の実施の有無及び枠組みについて教えてください。（すべてに○）

- | | |
|------------------------------|---------------|
| 1. 放課後児童クラブにおける評価の枠組みで実施している | (⇒ 問 10～19 へ) |
| 2. 指定管理者制度における評価の枠組みで実施している | (⇒ 問 10～19 へ) |
| 3. 行政評価の枠組みで実施している | (⇒ 問 10～19 へ) |
| 4. その他 () | (⇒ 問 10～19 へ) |
| 5. いずれも実施していない | (⇒ 問 20 へ) |

問10. 問9で選択肢「1」～「4」と回答された方にお伺いします。貴自治体による評価の実施主体について教えてください。（1つに○）

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 放課後児童クラブの所管部門 | 2. 企画部門 |
| 3. 評価委員会 | 4. その他 () |

問11. 貴自治体による評価の実施頻度について教えてください。（1つに○）

- | | | | |
|--------------|---------------|------------|------------|
| 1. 1か月に1回程度 | 2. 2～3か月に1回程度 | 3. 半年に1回程度 | 4. 1年に1回程度 |
| 5. 2～3年に1回程度 | 6. 4～5年に1回程度 | 7. その他 () | |

問12. 貴自治体による評価の実施対象について教えてください。（1つに○）

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1. 一部の放課後児童クラブを対象に実施している | 2. 全ての放課後児童クラブを対象に実施している |
|--------------------------|--------------------------|

問13. 貴自治体による評価の実施方法について教えてください。（すべてに○）

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 事業報告書等の書類の確認 | 2. 放課後児童クラブ運営事業者が実施している自己評価の内容を確認 |
| 3. 放課後児童クラブ支援員等が実施している自己評価チェックシートの点検 | 4. 保護者を対象にしたアンケート（満足度調査等）を実施 |
| 5. 子どもを対象にしたアンケート（満足度調査等）を実施 | 6. 運営事業者を対象にしたヒアリングを実施 |
| 7. 保護者を対象にしたヒアリングを実施 | 8. 子どもを対象にしたヒアリングを実施 |
| 9. 評価者による観察を実施 | |
| 10. その他 () | |

問14. 貴自治体による評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係について教えてください。（すべてに○）

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている | 2. 貴自治体独自の基準・運営指針に沿っている |
| 3. 放課後児童クラブ運営事業者独自の基準・運営指針に沿っている | |
| 4. 上記以外の基準・運営指針等に沿っている () | |
| 5. いずれの基準・運営指針等にも沿っていない | 6. 分からない |

問15. 貴自治体による評価を行う上で、誰が費用を負担しているか教えてください。（すべてに○）

- | | |
|---------|------------------|
| 1. 貴自治体 | 2. 放課後児童クラブ運営事業者 |
| 3. 都道府県 | 4. その他 () |

問16. 貴自治体による評価について、貴自治体は結果を公表していますか。（1つに○）また、公表している場合、どのように公表していますか。（すべてに○）

① 貴自治体での公表の有無	② 公表方法（①公表の有無で選択肢「1」あるいは「2」を回答した方のみ）
1. すべて公表している	1. 貴自治体のHP上で公表している 2. 貴自治体の広報誌等で公表している 3. 通信、保護者会等で利用者に報告している 4. その他 ()
2. 一部公表している	
3. 公表していない	

問17. 貴自治体による評価について、貴自治体は結果をどのように活用していますか。（すべてに○）

- | | |
|--|---------------------------|
| 1. 事業内容の向上・改善に活かすよう指導している | 2. 施設運営の向上・改善に活かすよう指導している |
| 3. 放課後児童クラブ内の研修や業務マニュアルの改善に活用するように指導している | |
| 4. 次期事業者の選定の参考情報としている | 5. 放課後児童クラブの実態把握に活かしている |
| 6. 結果を公表して、地域や利用者への説明責任を果たしている | 7. その他 () |
| 8. 特に活用していない | |

問18. 貴自治体による評価を実施することで、貴自治体にとって得られた効果を教えてください。（すべてに○）

- | | |
|--|--|
| 1. 評価を通して、貴自治体と放課後児童クラブ運営事業者が定期的にコミュニケーションを取れる | |
| 2. 評価を通して、放課後児童クラブ支援員等と放課後児童クラブ運営事業者が定期的にコミュニケーションを取れる | |
| 3. 評価を通して、事業内容の向上・改善につながる | |
| 4. 統一的な評価を通して、放課後児童クラブ間の事業内容の質の均質化につながる | |
| 5. 評価を通して、施設運営の向上・改善につながる | |
| 6. 評価を通して、創意工夫をして取り組んでいる放課後児童クラブを適正に評価できる | |
| 7. 評価を通して、放課後児童クラブ支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながる | |
| 8. 結果を公表することで、地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる | |
| 9. その他 () | |
| 10. 特にない | |

問19. 貴自治体による評価を実施する上で、貴自治体が直面している課題について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 評価にかかる事務負担が大きい | 2. 評価にかかる費用負担が大きい |
| 3. 評価が事業内容の向上・改善につながらない | 4. 評価が施設運営の向上・改善につながらない |
| 5. 評価結果が次期事業者の選定につながらない | 6. 放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながらない |
| 7. 評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない | 8. 評価の必要性・意義に対する理解が得られない |
| 9. その他 () | 10. 特にない |

4. 放課後児童クラブにおける『第三者による評価』について

問20. 放課後児童クラブにおける「第三者による評価」の実施の有無及び枠組みについて教えてください。(すべてに○)

- | | |
|--|---------------|
| 1. 放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施している | (⇒ 問 21～33 へ) |
| 2. 貴自治体の指定管理者制度における第三者評価の枠組みで実施している | (⇒ 問 21～33 へ) |
| 3. 貴自治体の行政評価における第三者評価の枠組みで実施している | (⇒ 問 21～33 へ) |
| 4. 都道府県の福祉サービス第三者評価の枠組みで実施している | (⇒ 問 21～33 へ) |
| 5. 貴自治体の枠組みとは関係なく、放課後児童クラブが独自に第三者評価を実施している | (⇒ 問 21～33 へ) |
| 6. その他 () | (⇒ 問 21～33 へ) |
| 7. いずれも実施していない | (⇒ 問 34・35 へ) |
| 8. 分からない(貴自治体として把握していない) | (⇒ 問 34・35 へ) |

問21. 問20で選択肢「1」～「6」と回答された方にお伺いします。第三者評価の義務付けの有無について教えてください。(1つに○) また、義務付け・推奨をしている場合の根拠は何ですか。(すべてに○)

①第三者評価義務付の有無	②義務付け・推奨の根拠 (①第三者評価義務付の有無で選択肢「1」あるいは「2」を回答した方のみ)
1. 義務づけている	1. 条例に位置付けている 2. 基準・要綱等に位置付けている 3. 委託、指定管理、補助の契約書の中で位置付けている 4. その他 ()
2. 推奨している	
3. いずれもしていない	

問22. 第三者評価の実施頻度について教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|--------------|---------------|------------|------------|
| 1. 1か月に1回程度 | 2. 2～3か月に1回程度 | 3. 半年に1回程度 | 4. 1年に1回程度 |
| 5. 2～3年に1回程度 | 6. 4～5年に1回程度 | 7. その他 () | |

問23. 第三者評価の実施対象について教えてください。(1つに○)

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1. 一部の放課後児童クラブを対象に実施している | 2. 全ての放課後児童クラブを対象に実施している |
|--------------------------|--------------------------|

問24. 第三者評価の評価機関について教えてください。(すべてに○)

- | | | |
|----------------------|---------------|---------------|
| 1. 民間事業者(株式会社等)の評価機関 | 2. NPO法人の評価機関 | 3. その他法人の評価機関 |
| 4. その他 () | 5. 分からない | |

問25. 第三者評価の評価機関の選定方法について教えてください。(1つに○)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 放課後児童クラブ運営事業者が選定している | 2. 貴自治体(市区町村)が選定している |
| 3. 都道府県が選定している | 4. その他 () |

問26. 第三者評価の実施方法について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 事業報告書等の書類の確認 | 2. 放課後児童クラブ運営事業者が実施している自己評価の内容を確認 |
| 3. 放課後児童支援員等が実施している自己評価チェックシートの点検 | 4. 貴自治体が発行している評価の内容を確認 |
| 5. 保護者を対象にしたアンケート(満足度調査等)を実施 | 6. 子どもを対象にしたアンケート(満足度調査等)を実施 |
| 7. 運営事業者を対象にしたヒアリングを実施 | 8. 保護者を対象にしたヒアリングを実施 |
| 9. 子どもを対象にしたヒアリングを実施 | 10. 評価者による観察を実施 |
| 11. その他 () | |

問27. 第三者評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1. 国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている | 2. 貴自治体独自の基準・運営指針等に沿っている |
| 3. 放課後児童クラブ運営事業者独自の基準・運営指針等に沿っている | |
| 4. 上記以外の基準・運営指針等に沿っている () | |
| 5. いずれの基準・運営指針等にも沿っていない | 6. 分からない |

問28. 第三者評価を行う上で、誰が費用を負担しているか教えてください。(すべてに○)

- | | |
|---------|------------------|
| 1. 貴自治体 | 2. 放課後児童クラブ運営事業者 |
| 3. 都道府県 | 4. その他 () |

問29. 第三者評価について、貴自治体は結果を公表していますか。(1つに○) また、公表している場合、どのように公表していますか。(すべてに○)

①公表の有無	②公表方法 (①公表の有無で選択肢「1」あるいは「2」を回答した方のみ)
1. すべて公表している	1. 貴自治体の HP 上で公表している 2. 貴自治体の広報誌等で公表している 3. 通信、保護者会等で利用者に報告している 4. その他 ()
2. 一部公表している	
3. 公表していない	

問30. 第三者評価について、貴自治体は結果をどのように活用していますか。(すべてに○)

1. 事業内容の向上・改善に活かすよう指導している	2. 施設運営の向上・改善に活かすよう指導している
3. 放課後児童クラブ内の研修や業務マニュアルの改善に活用するように指導している	
4. 次期事業者の選定の参考情報としている	5. 放課後児童クラブの実態把握に活かしている
6. 結果を公表して、地域や利用者への説明責任を果たしている	7. その他 ()
8. 特に活用していない	

問31. 第三者評価を実施することで、貴自治体にとって得られた効果について教えてください。(すべてに○)

1. 評価を通して、貴自治体と放課後児童クラブ運営事業者が定期的にコミュニケーションを取れる	
2. 評価を通して、放課後児童支援員等と放課後児童クラブ運営事業者が定期的にコミュニケーションを取れる	
3. 評価を通して、事業内容の向上・改善につながる	
4. 統一的な評価を通して、放課後児童クラブ間の事業内容の質の均質化につながる	
5. 評価を通して、施設運営の向上・改善につながる	
6. 評価を通して、創意工夫をして取り組んでいる放課後児童クラブを適正に評価できる	
7. 評価を通して、放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながる	
8. 結果を公表することで、地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる	
9. 第三者評価を行うことで、放課後児童クラブ運営事業者の自己評価や貴自治体の評価に比べて、評価の信頼性が高まる	
10. その他 ()	
11. 特にない	

問32. 第三者評価を実施する上で、貴自治体が直面している課題について教えてください。(すべてに○)

1. 評価にかかる事務負担が大きい	2. 評価にかかる費用負担が大きい
3. 評価が事業内容の向上・改善につながらない	4. 評価が施設運営の向上・改善につながらない
5. 評価結果が次期事業者の選定につながらない	6. 放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながらない
7. 評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない	8. 評価機関が見つからない (ネットワークがない)
9. 評価の必要性・意義に対する理解が得られない	10. その他 ()
11. 特にない	

問33. 第三者評価の今後の継続意向について教えてください。(1つに○)

1. 拡充・改善して継続していきたい	2. 現行のまま継続していきたい	3. 継続は難しい
4. その他 ()	5. 分からない	

問34. 問20で選択肢「7」あるいは「8」と回答された方にお伺いします。第三者評価の今後の実施意向について教えてください。(1つに○)

1. 実施することが決まっている	2. 実施を検討している
3. 実施する予定はない	4. その他 ()
5. 分からない	

問35. 問20で選択肢「7」あるいは「8」と回答された方にお伺いします。第三者評価を今後実施していく上での課題について教えてください。(すべてに○)

1. 評価にかかる事務負担が大きい	2. 評価にかかる費用負担が大きい
3. 評価が事業内容の向上・改善につながらない	4. 評価が施設運営の向上・改善につながらない
5. 評価結果が次期事業者の選定につながらない	6. 評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない
7. 評価の必要性・意義に対する理解が得られない	8. 評価機関が見つからない (ネットワークがない)
9. その他 ()	
10. 特にない	

5. ご連絡先について

貴自治体名		所在する都道府県名	
部署・役職名		ご回答者	
E-mail			
電話番号	()		

(2) 運営事業者向け調査

厚生労働省「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」 放課後児童クラブにおける評価の実態に関するアンケート調査 【運営事業者向け 調査票】

放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という）における自己評価、市区町村による評価、第三者評価等について伺います。本調査票にご記入の上、平成30年12月7日（金）までにご投函ください。
なお、市区町村による直営の放課後児童クラブがある場合には、ご担当部局の方がこちらの調査票もご回答願います。
また、一部設問は民営を想定した選択肢がありますが、直営の場合には適宜実態に合わせてご回答ください。

1. 貴団体の概要について

問1. 貴団体の概要について教えてください。

回答	ご回答欄
①所在する自治体の種別（1つに○）	1. 政令指定都市 2. 中核市 3. 特別区 4. 一般市 5. 町 6. 村
②所在する広域ブロック（1つに○）	1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 北陸 5. 中部 6. 近畿 7. 中国 8. 四国 9. 九州・沖縄
③貴団体が当該市区町村内で運営する放課後児童クラブ数及び支援の単位数（数値を記入）	クラブ数（ ） ※平成30年5月1日現在の数値を 支援単位数（ ） ご記入ください。

問2. 貴団体が当該市区町村内で運営する放課後児童クラブの設置・運営者及び運営形態について教えてください。(①～③すべてに○)

①大区分	②小区分 (①大区分で選択肢2あるいは3を回答した方のみ)	③運営形態 (大区分で選択肢2・3を回答した方のみ)
1. 公立公営	1. 社会福祉法人 2. 民法34条法人 3. NPO法人	1. 委託 2. 指定管理
2. 公立民営	4. 運営委員会・保護者会 5. 任意団体 6. 株式会社 7. 学校法人 8. その他 ()	3. 補助金交付 4. その他 ()
3. 私立民営	1. 社会福祉法人 2. 民法34条法人 3. NPO法人 4. 運営委員会・保護者会 5. 任意団体 6. 株式会社 7. 学校法人 8. その他 ()	1. 委託 2. 指定管理 3. 補助金交付 4. その他 ()

問3. 貴団体が当該市区町村内で運営する放課後児童クラブの設置場所について教えてください。(すべてに○)

1. 学校の余裕教室	2. 学校の敷地内専用施設	3. 児童館・児童センター
4. 公的施設利用	5. 民家・アパート	6. 保育所
7. 公有地占有施設	8. 民有地占有施設	9. 幼稚園
10. 団地集会所	11. 商店街空き店舗	12. 認定こども園
13. その他 ()		

2. 放課後児童クラブにおける『運営事業者（貴団体）による自己評価』について

問4. 貴団体による自己評価（※独自の利用者満足度調査や放課後児童支援員等が実施している自己評価チェックシートの点検など）の実施状況について教えてください。(1つに○)

1. 運営するすべての放課後児童クラブで自己評価を実施している	(⇒ 問5～13へ)
2. 運営する一部の放課後児童クラブで自己評価を実施している	(⇒ 問5～13へ)
3. いずれの放課後児童クラブでも自己評価は実施していない	(⇒ 問14へ)

問5. 問4で選択肢「1」あるいは「2」と回答された方にお伺いします。貴団体による自己評価の実施頻度について教えてください。(1つに○)

1. 1か月に1回程度	2. 2～3か月に1回程度	3. 半年に1回程度	4. 1年に1回程度
5. 2～3年に1回程度	6. 4～5年に1回程度	7. その他 ()	

問6. 貴団体による自己評価の実施対象について教えてください。(1つに○)

1. 一部の放課後児童クラブを対象に実施している	2. 全ての放課後児童クラブを対象に実施している
--------------------------	--------------------------

問7. 貴団体による自己評価の実施方法について教えてください。(すべてに○)

1. 事業報告書等の書類の確認	2. 放課後児童支援員等が実施している自己評価チェックシートの点検
3. 市区町村又は都道府県が実施している評価の内容を確認	4. 保護者を対象にしたアンケート（満足度調査等）を実施
5. 子どもを対象にしたアンケート（満足度調査等）を実施	6. 子どもを対象にしたヒアリングを実施
7. 保護者を対象にしたヒアリングを実施	8. 評価者による観察を実施
9. その他 ()	

問8. 貴団体による自己評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係について教えてください。(すべてに○)

1. 国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている	2. 市区町村独自の基準・運営指針に沿っている
3. 貴団体独自の基準・運営指針に沿っている	
4. 上記以外の基準・運営指針等に沿っている ()	
5. いずれの基準・運営指針等にも沿っていない	6. 分からない

問9. 貴団体による自己評価を行う上で、誰が費用を負担しているか教えてください。(すべてに○)

1. 市区町村	2. 貴団体
3. 都道府県	4. その他 ()

問10. 貴団体による自己評価について、貴団体は結果を公表していますか。(1つに○) また、公表している場合、どのように公表していますか。(すべてに○)

①公表の有無	②公表方法 (①公表の有無で選択肢「1」あるいは「2」を回答した方のみ)
1. すべて公表している	1. 貴団体の HP 上で公表している 2. 貴団体の広報誌等で公表している 3. 通信、保護者会等で利用者に報告している 4. その他 ()
2. 一部公表している	
3. 公表していない	

問11. 貴団体による自己評価について、貴団体は結果をどのように活用していますか。(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 事業内容の向上・改善に活かしている | 2. 施設運営の向上・改善に活かしている |
| 3. 放課後児童クラブ内の研修や業務マニュアルの改善に活かしている | |
| 4. 放課後児童クラブの実態把握に活かしている | 5. 結果を公表して、地域や利用者への説明責任を果たしている |
| 6. その他 () | 7. 特に活用していない |

問12. 貴団体による自己評価を実施することで、貴団体にとって得られた効果について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|--|--|
| 1. 評価を通して、市区町村と貴団体が定期的にコミュニケーションを取れる | |
| 2. 評価を通して、放課後児童支援員等と貴団体が定期的にコミュニケーションを取れる | |
| 3. 評価を通して、事業内容の向上・改善につながる | |
| 4. 統一的な評価を通して、放課後児童クラブ間の事業内容の質の均質化につながる | |
| 5. 評価を通して、施設運営の向上・改善につながる | |
| 6. 評価を通して、創意工夫をして取り組んでいる放課後児童クラブが適正に評価される | |
| 7. 評価を通して、放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながる | |
| 8. 結果を公表することで、地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる | |
| 9. その他 () | |
| 10. 特になし | |

問13. 貴団体による自己評価を実施する上で、貴団体が直面している課題について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 評価にかかる事務負担が大きい | 2. 評価にかかる費用負担が大きい |
| 3. 評価が事業内容の向上・改善につながらない | 4. 評価が施設運営の向上・改善につながらない |
| 5. 評価結果が次期事業者としての選定につながらない | 6. 放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながらない |
| 7. 評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない | 8. 評価の必要性・意義に対する理解が得られない |
| 9. その他 () | 10. 特になし |

3. 放課後児童クラブにおける『市区町村による評価』について

問14. 放課後児童クラブにおける「市区町村による評価」の受審の有無及び枠組みについて教えてください。(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 市区町村の放課後児童クラブにおける評価の枠組みで受審している | (⇒ 問15~17へ) |
| 2. 市区町村の指定管理者制度における評価の枠組みで受審している | (⇒ 問15~17へ) |
| 3. 市区町村の行政評価の枠組みで受審している | (⇒ 問15~17へ) |
| 4. その他 () | (⇒ 問15~17へ) |
| 5. いずれも受審していない | (⇒ 問18へ) |

問15. 問14で選択肢「1」～「4」と回答された方にお伺いします。市区町村による評価について、貴団体は結果をどのように活用していますか。(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 事業内容の向上・改善に活かしている | 2. 施設運営の向上・改善に活かしている |
| 3. 放課後児童クラブ内の研修や業務マニュアルの改善に活かしている | |
| 4. 放課後児童クラブの実態把握に活かしている | 5. 結果を公表して、地域や利用者への説明責任を果たしている |
| 6. その他 () | 7. 特に活用していない |

問16. 市区町村による評価を受審することで、貴団体にとって得られた効果について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|--|--|
| 1. 評価を通して、市区町村と貴団体が定期的にコミュニケーションを取れる | |
| 2. 評価を通して、放課後児童支援員等と貴団体が定期的にコミュニケーションを取れる | |
| 3. 評価を通して、事業内容の向上・改善につながる | |
| 4. 統一的な評価を通して、放課後児童クラブ間の事業内容の質の均質化につながる | |
| 5. 評価を通して、施設運営の向上・改善につながる | |
| 6. 評価を通して、創意工夫をして取り組んでいる放課後児童クラブが適正に評価される | |
| 7. 評価を通して、放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながる | |
| 8. 結果を公表することで、地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる | |
| 9. その他 () | |
| 10. 特になし | |

問17. 市区町村による評価を受審する上で、貴団体が直面している課題について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 評価にかかる事務負担が大きい | 2. 評価にかかる費用負担が大きい |
| 3. 評価が事業内容の向上・改善につながらない | 4. 評価が施設運営の向上・改善につながらない |
| 5. 評価結果が次期事業者としての選定につながらない | 6. 放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながらない |
| 7. 評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない | 8. 評価の必要性・意義に対する理解が得られない |
| 9. その他 () | 10. 特にない |

4. 放課後児童クラブにおける『第三者による評価』について

問18. 放課後児童クラブにおける「第三者による評価」の受審の有無及び枠組みについて教えてください。(すべてに○)

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| 1. 貴団体が独自に第三者評価を受審している | (⇒ 問 19～30 へ) |
| 2. 放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで受審している | (⇒ 問 19～30 へ) |
| 3. 市区町村の指定管理者制度における第三者評価の枠組みで受審している | (⇒ 問 19～30 へ) |
| 4. 市区町村の行政評価における第三者評価の枠組みで受審している | (⇒ 問 19～30 へ) |
| 5. 都道府県の福祉サービス第三者評価の枠組みで受審している | (⇒ 問 19～30 へ) |
| 6. その他 () | (⇒ 問 19～30 へ) |
| 7. いずれも実施していない | (⇒ 問 31・32 へ) |

問19. 問18で選択肢「1」～「6」と回答された方にお伺いします。第三者評価の受審頻度について教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|--------------|---------------|------------|------------|
| 1. 1か月に1回程度 | 2. 2～3か月に1回程度 | 3. 半年に1回程度 | 4. 1年に1回程度 |
| 5. 2～3年に1回程度 | 6. 4～5年に1回程度 | 7. その他 () | |

問20. 第三者評価の受審対象について教えてください。(1つに○)

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1. 一部の放課後児童クラブを対象に受審している | 2. 全ての放課後児童クラブを対象に受審している |
|--------------------------|--------------------------|

問21. 第三者評価の評価機関について教えてください。(すべてに○)

- | | | |
|----------------------|---------------|---------------|
| 1. 民間事業者(株式会社等)の評価機関 | 2. NPO法人の評価機関 | 3. その他法人の評価機関 |
| 4. その他 () | 5. 分からない | |

問22. 第三者評価の評価機関の選定方法について教えてください。(1つに○)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 貴団体が選定している | 2. 市区町村が選定している |
| 3. 都道府県が選定している | 4. その他 () |

問23. 第三者評価の受審方法について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 1. 事業報告書等の書類の確認 | 2. 貴団体が実施している自己評価の内容を確認 |
| 3. 放課後児童支援員等が実施している自己評価チェックシートの点検 | 4. 市区町村又は都道府県が実施している評価の内容を確認 |
| 5. 保護者を対象にしたアンケート(満足度調査等)を実施 | 6. 子どもを対象にしたアンケート(満足度調査等)を実施 |
| 7. 貴団体を対象にしたヒアリングを実施 | 8. 保護者を対象にしたヒアリングを実施 |
| 9. 子どもを対象にしたヒアリングを実施 | 10. 評価者による観察を実施 |
| 11. その他 () | |

問24. 第三者評価の評価項目と放課後児童クラブ運営指針との関係について教えてください。(すべてに○)

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 国の放課後児童クラブ運営指針に沿っている | 2. 市区町村独自の基準・運営指針に沿っている |
| 3. 貴団体独自の基準・運営指針に沿っている | |
| 4. 上記以外の基準・運営指針等に沿っている () | |
| 5. いずれの基準・運営指針等にも沿っていない | 6. 分からない |

問25. 第三者評価を受審する上で、誰が費用を負担しているか教えてください。(すべてに○)

- | | |
|---------|------------|
| 1. 市区町村 | 2. 貴団体 |
| 3. 都道府県 | 4. その他 () |

問26. 第三者評価について、貴団体は結果を公表していますか。(1つに○) また、公表している場合、どのように公表していますか。

(すべてに○)

①公表の有無	②公表方法 (①公表の有無で選択肢「1」あるいは「2」を回答した方のみ)
1. すべて公表している	1. 貴団体のHP上で公表している 2. 貴団体の広報誌等で公表している 3. 通信、保護者会等で利用者に報告している 4. その他 ()
2. 一部公表している	
3. 公表していない	

問27. 第三者評価について、貴団体は結果をどのように活用していますか。(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 事業内容の向上・改善に活かしている | 2. 施設運営の向上・改善に活かしている |
| 3. 放課後児童クラブ内の研修や業務マニュアルの改善に活かしている | |
| 4. 放課後児童クラブの実態把握に活かしている | 5. 結果を公表して、地域や利用者への説明責任を果たしている |
| 6. その他 () | 7. 特に活用していない |

問28. 第三者評価を受審することで、貴団体にとって得られた効果について教えてください。(すべてに○)

1. 評価を通して、市区町村と貴団体が定期的にコミュニケーションを取れる
2. 評価を通して、放課後児童支援員等と貴団体が定期的にコミュニケーションを取れる
3. 評価を通して、事業内容の向上・改善につながる
4. 統一的な評価を通して、放課後児童クラブ間の事業内容の質の均質化につながる
5. 評価を通して、施設運営の向上・改善につながる
6. 評価を通して、創意工夫をして取り組んでいる放課後児童クラブが適正に評価される
7. 評価を通して、放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながる
8. 結果を公表することで、地域や利用者の理解醸成・関係改善につながる
9. 第三者評価を行うことで、貴団体の自己評価や市区町村の評価に比べて、評価の信頼性が高まる
10. その他 ()
11. 特にない

問29. 第三者評価を受審する上で、貴団体が直面している課題について教えてください。(すべてに○)

1. 評価にかかる事務負担が大きい
2. 評価にかかる費用負担が大きい
3. 評価が事業内容の向上・改善につながらない
4. 評価が施設運営の向上・改善につながらない
5. 評価結果が次期事業者としての選定につながらない
6. 放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながらない
7. 評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない
8. 評価機関が見つからない(ネットワークがない)
9. 評価の必要性・意義に対する理解が得られない
10. その他 ()
11. 特にない

問30. 第三者評価の今後の継続意向について教えてください。(1つに○)

1. 拡充・改善して継続していきたい
2. 現行のまま継続していきたい
3. 継続は難しい
4. その他 ()
5. 分からない

問31. 問 18 で選択肢「7」と回答された方にお伺いします。第三者評価の今後の受審意向について教えてください。(1つに○)

1. 受審することが決まっている
2. 受審を検討している
3. 受審する予定はない
4. その他 ()
5. 分からない

問32. 問 18 で選択肢「7」と回答された方にお伺いします。第三者評価を今後受審する上での課題について教えてください。(すべてに○)

1. 評価にかかる事務負担が大きい
2. 評価にかかる費用負担が大きい
3. 評価が事業内容の向上・改善につながらない
4. 評価が施設運営の向上・改善につながらない
5. 評価結果が次期事業者としての選定につながらない
6. 放課後児童支援員の質の向上、意識・モチベーションの向上につながらない
7. 評価を実施する上でのガイドラインなどが整備されていない
8. 評価機関が見つからない(ネットワークがない)
9. 評価の必要性・意義に対する理解が得られない
10. その他 ()
11. 特にない

5. ご連絡先について

貴団体名		所在する都道府県及び市区町村名	都道府県： 市区町村：
部署・役職名		ご回答者	
E-mail			
電話番号	()		

2. 運営指針（に沿った自己チェックリスト）と福祉サービス第三者評価基準の対応

第三者評価基準と放課後児童クラブ運営指針の対応関係の整理を試みた。

評価基準				運営指針			
区分	大項目	中項目	小項目	基準			
共通評価基準	I 養育・支援の基本方針と組織	I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている	1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	第1章「総則」1. 趣旨、2. 放課後児童健全育成事業の役割 ※理念等の明文化が求められているわけではない		
			I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	第4章「放課後児童クラブの運営」7. 適切な会計管理及び情報公開	
		I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	※直接対応する項目なし	
				I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。			
	I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	8 I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	第7章「職員の資質向上」3. 事業内容向上への取り組み		
			I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。			
	II 施設の運営管理	II-1 施設長の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	10 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	第7章「職員の資質向上」1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 ※施設長の責任として記載されているわけではない	
				II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		
			II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	12 II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	12 II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		※直接対応する項目なし
		II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	第4章「放課後児童クラブの運営」1. 職員体制、6. 労働環境整備	
				II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		
			II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		第1章「総則」3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 (4) 放課後児童クラブの社会的責任 ②放課後児童支援員等に対する研修機会の確保 ③放課後児童支援員等の自己研鑽 第7章「職場倫理及び事業内容の向上」3. 事業内容向上への取り組み (2) 研修等
				II-2-(2)-② 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	17 II-2-(2)-② 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		
			II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	18 II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		※直接対応する項目なし
				II-2-(3)-② 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	19 II-2-(3)-② 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		
		II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	第4章「放課後児童クラブの運営」7. 適切な会計管理及び情報公開	
				II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		
		II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	第1章「総則」3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 (2) 保護者及び関係者との連携、(4) 放課後児童クラブの社会的責任 ④地域社会との交流や連携 第5章「学校及び地域との交流」	
				II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	※直接対応する項目なし		
			II-4-(2)-② 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	26 II-4-(2)-② 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。			
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづき公益的な事業・活動が行われている。	27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづき公益的な事業・活動が行われている。			

評価基準					運営指針	
区分	大項目	中項目	小項目	基準		
共通評価基準	Ⅲ 適切な養育・支援の実施	Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援	Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	第1章「総則」 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 (4) 放課後児童クラブの社会的責任 ①子どもの人権 ⑤子どもや保護者のプライバシーの保護 第7章「職場倫理及び事業内容の向上」 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	
				29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		
			Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		第1章「総則」 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 (2) 保護者及び関係者との連携 第3章「放課後児童クラブ」 5. 保護者との連携 第4章「放課後児童クラブの運営」 4. 利用開始等に関わる留意事項
				31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		
				32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。		
			Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。	33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		※直接対応する項目なし
				34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		第1章「総則」 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 (4) 放課後児童クラブの社会的責任 ⑥子どもや保護者の苦情等に対する迅速かつ適切な対応 第7章「職場倫理及び事業内容の向上」 2. 要望苦情への対応
			Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。		
				36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		
		Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	第6章「施設及び設備、衛生管理及び安全対策」 2. 衛生管理及び安全対策		
			38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。			
			39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。			
		Ⅲ-2 養育・支援の質の確保	Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	40 Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。		※直接対応する項目なし
				41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		
			Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。		※直接対応する項目なし
				43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。		
			Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		第3章「放課後児童クラブにおける育成内容」 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 (1) 育成支援に含まれる職務内容
		45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。				
		内容評価基準(案)	A-1 事業の対象となる子どもの発達	A-1-(1) 子どもの発達と児童期		第2章「事業の対象となる子どもの発達」 1. 子どもの発達と児童期
A-1-(2) 児童期の発達の特徴	第2章「事業の対象となる子どもの発達」 2. 児童期の発達の特徴					
A-1-(3) 児童期の発達過程と発達領域	第2章「事業の対象となる子どもの発達」 3. 児童期の発達過程と発達領域					
A-1-(4) 児童期の遊びと発達	第2章「事業の対象となる子どもの発達」 4. 児童期の遊びと発達					
A-1-(5) 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項	第2章「事業の対象となる子どもの発達」 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項					
A-2 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	A-2-(1) 育成支援の内容		第3章「放課後児童クラブにおける育成内容」 1. 育成支援の内容			
	A-2-(2) 障害のある子どもへの対応		第3章「放課後児童クラブにおける育成内容」 2. 障害のある子どもへの対応			
	A-2-(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応		第3章「放課後児童クラブにおける育成内容」 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応			
	A-2-(4) 保護者との連携		第3章「放課後児童クラブにおける育成内容」 4. 保護者との連携			
	A-2-(5) 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務		第3章「放課後児童クラブにおける育成内容」 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務			

評価基準に対応する項目がないもの
第4章「放課後児童クラブの運営」 2. 子どもの集団の規模(支援の単位)
第4章「放課後児童クラブの運営」 3. 開所時間及び開所日
第4章「放課後児童クラブの運営」 5. 運営主体
第6章「施設及び設備、衛生管理及び安全対策」 1. 施設及び設備

平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究
～放課後児童クラブの自己チェックリストと
今後の第三者評価の方向性に関する論点整理～

平成 31 年（2019 年）3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-1-1-2

電話番号 03-6733-1005